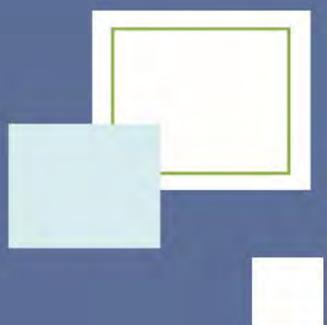


厚真町
都市計画
マスタープラン



北海道厚真町
令和3年3月



目 次

はじめに	都市計画マスタープランとは	1
	都市計画マスタープランの概要	2
	1 都市計画マスタープランとは	2
	2 厚真町都市計画マスタープランの改訂について	2
	3 厚真町都市計画マスタープランの位置づけ	3
	4 計画の目標年次	4
	5 計画の対象区域	4
	都市計画マスタープランの構成	6
第1章	厚真町の概要	7
1-1	厚真町の位置	8
1-2	気象特性	9
1-3	人口の推移	9
1-4	年齢階級別人口	10
1-5	人口移動の状況	11
1-6	産業別就業者数の割合	12
1-7	産業別就業者数の推移	12
1-8	農家数の推移	13
1-9	田・畑・樹園地の面積割合	14
1-10	市街地内の空き地（未利用地）の状況	16
1-11	市街地内の建物老朽状況	17
1-12	都市計画道路の整備状況	18
1-13	公園の整備面積	20
1-14	公共下水道の状況	22
1-15	市街化区域と市街化調整区域の範囲	23
1-16	上位計画・関連計画等における位置づけ	24
	1-16-1 上位計画	25
	1-16-2 関連計画	37
	1-16-3 国及び北海道における都市づくりの方向性	50
1-17	厚真町都市計画マスタープランに求められる方向性（課題整理）	54

第2章	将来都市構造	57
2-1	まちづくりのテーマと目標	58
2-2	将来の都市構造	60
2-3	将来の人口規模	62
第3章	基本方針（全体構想）	63
3-1	土地利用	64
3-2	都市施設の整備	70
3-2-1	交通体系の整備	70
3-2-2	公園・緑地及び河川の整備	74
3-2-3	公共施設及び供給処理施設の整備	78
3-3	自然環境の保全又は活用	82
3-4	都市防災	85
第4章	地域別構想	89
4-1	対象地区の設定	90
4-2	地区の位置づけと整備方針	90
4-3	地域別構想	92
4-3-1	厚真地区	92
4-3-2	上厚真・浜厚真地区	96
第5章	計画の実現に向けて	101
5-1	復興に向けた都市づくりの推進	102
5-2	計画の推進体制	102
5-3	計画の進行管理	103
5-4	計画の見直し	104
資料編		105
	策定の組織図	106
	委員会等名簿	107
	都市計画審議会諮問答申書	109

はじめに
都市計画マスタープランとは

● 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープランとは

今日、都市への人口集中など、これまで拡大・成長を目的としてきた「都市化社会」から、少子高齢化による人口の減少や人々の自然環境への関心が高まり、安定・成熟した「都市型社会」への転換が進んでいます。

また、地方分権の動きの中で、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりが求められるようになり、これまで積み重ねてきた道路や公園などの社会資本ストックを最大限活用しながら、まちづくりを進めることが重要となっています。

こうした時代背景の中、平成4年には都市計画法の改正によって、土地利用や都市施設の配置・整備などの都市計画に関わる基本的な方針を、住民に最も近い立場にある市町村が主体となり、住民の意見を反映させてつくる「都市計画マスタープラン」の策定が位置づけされました。

厚真町は、苫小牧港東港区、新千歳空港、厚真ICに近接した地理的優位性や、道内でも有数の米の生産、豊かな自然などといった北海道を象徴する特性を活かすことによって、ゆとりのある暮らしを実現できる可能性を有しています。

したがって、「厚真町都市計画マスタープラン」は、こうした厚真町の特性を最大限に活かした将来の都市像を町民と行政がともに考え、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものであり、今後の土地利用の誘導や道路・公園などの都市基盤施設の整備を行う上での指針となるものです。

2 厚真町都市計画マスタープランの改訂について

厚真町では、「厚真町新総合計画」を上位計画として平成16年に「厚真町都市計画マスタープラン」を策定し、『先進的な田園都市の実現を目指したまちづくり』をテーマに、緑広がる田園風景や川、湖沼、海、山など、自然環境との調和を図った個性豊かなまちづくりを推進してきました。

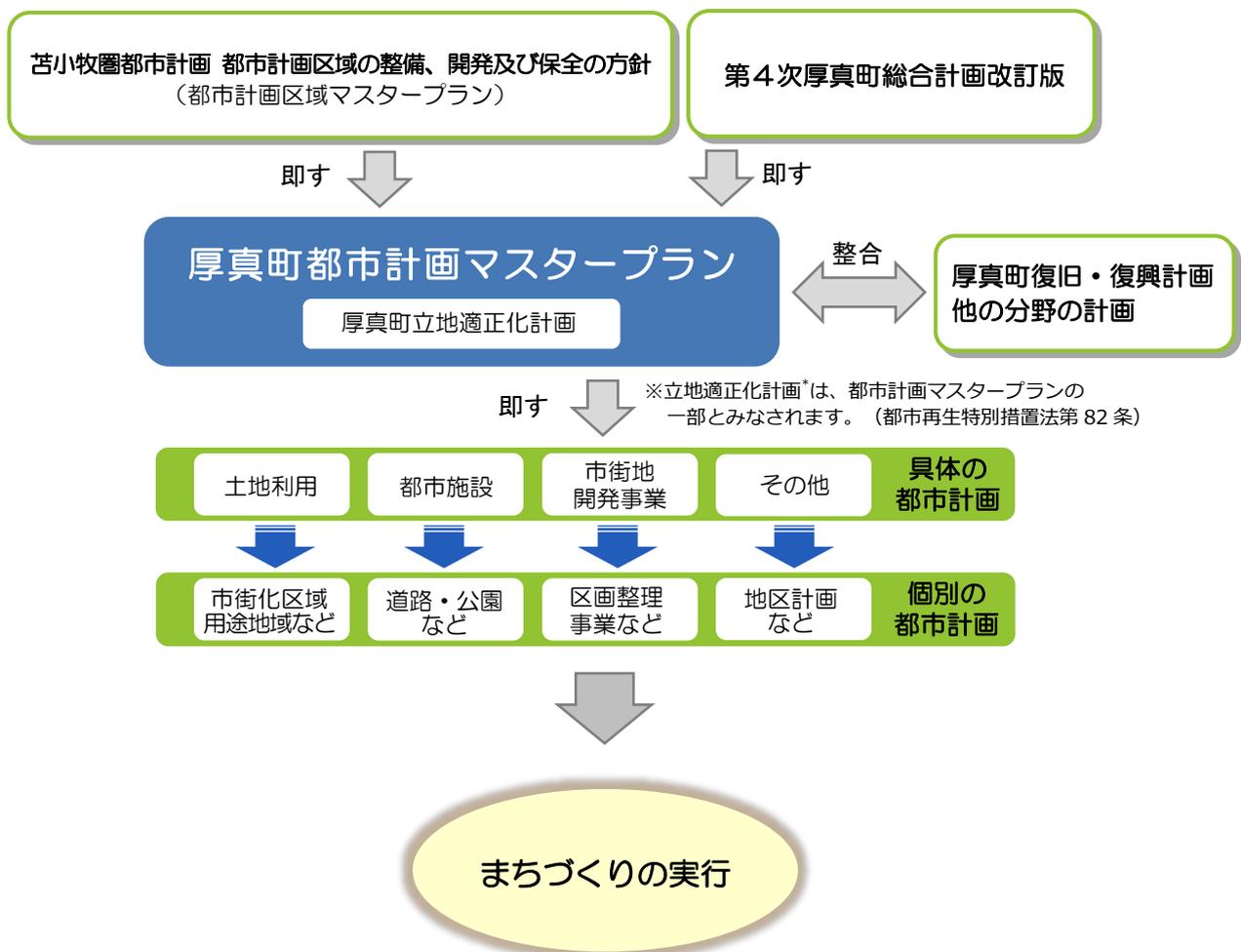
計画の策定から17年が経過し、その間に我が国は総人口減少の時代に移行し、地方の活力が失われていく中で、厚真町においても新しい総合計画である「第4次厚真町総合計画改訂版」（計画期間令和3年度～令和7年度）や「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（人口ビジョン）」を始めとする各種関連計画と整合した土地利用戦略が求められています。

そうしたなか、「平成30年北海道胆振東部地震」による災害によって、厚真町を含む胆振東部3町を中心に未曾有の被害をもたらし、町内では37名（関連死1名を含む）の尊い人命が失われ、停電や断水などライフライン被害に加えて家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、すべての町民が被災者となりました。令和元年には「厚真町復旧・復興計画（第1期）」を策定し、生活基盤等の早期復旧・復興に向けた様々な取り組みを進めているところです。

こうしたことから、復興とその先の持続的な発展に向けて、今後想定される都市基盤の整備を図りながら自然環境を保全し、町域全体を有効に活用した産業の振興並びに住民生活の向上を図るため、土地利用戦略の根幹となる都市計画マスタープランの改訂を行うものです。

3 厚真町都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりにおける都市の環境整備の方向性を明らかにする計画であると同時に、その実現に向けた都市計画に関する基本的な方針を示す計画となっています。「厚真町都市計画マスタープラン」については、北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）*」に即することが求められています。したがって、「第4次厚真町総合計画改訂版*」の下位計画として本計画を位置づけするとともに、「厚真町復旧・復興計画」との整合に留意し、他の分野別計画における取り組みを総合的に捉え相互に調整、整合を図りながら、より具体的でわかりやすい都市計画分野に関わる計画を策定します。



※立地適正化計画*は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。

第4次厚真町総合計画改訂版

市町村の基本構想及び基本計画などの総称で、平成28年度からの10年計画。改訂版として後期期間（令和3年度から令和7年度）の見直しを行う。

立地適正化計画

都市再生を図るために都市機能の立地を誘導するべく作成されるマスタープラン。「都市再生特別措置法」に基づき市町村が作成する。

4 計画の目標年次

当初計画における目標年次は、平成 16 年度（西暦 2004 年度）より 20 年間の、令和 5 年度（2023 年度）としていましたが、「第 4 次厚真町総合計画」と整合を図り、令和 7 年度（2025 年度）を目標年次とします。

ただし、上位計画である総合計画の見直しや社会情勢などの変化によって、本計画の内容が実情にそぐわなくなった場合は、必要に応じて適宜修正、見直しを行っていくものとします。

5 計画の対象区域

昭和 45 年、北海道経済の発展に先導的役割を果たす苫小牧東部地域の建設予定地、並びにその関連地区を一体とした地域について、広域かつ総合的な都市計画の策定及びこれに必要な調整を行うため「苫小牧圏広域都市計画協議会」が設立されました。

これを受け同年に苫小牧市・白老町・鷗川町・早来町・厚真町の一市四町で都市計画区域が決定されることになりました。その後、平成 10 年、苫小牧圏都市計画区域から鷗川町都市計画区域が分離し、それに伴い協議会から鷗川町が脱退しました。

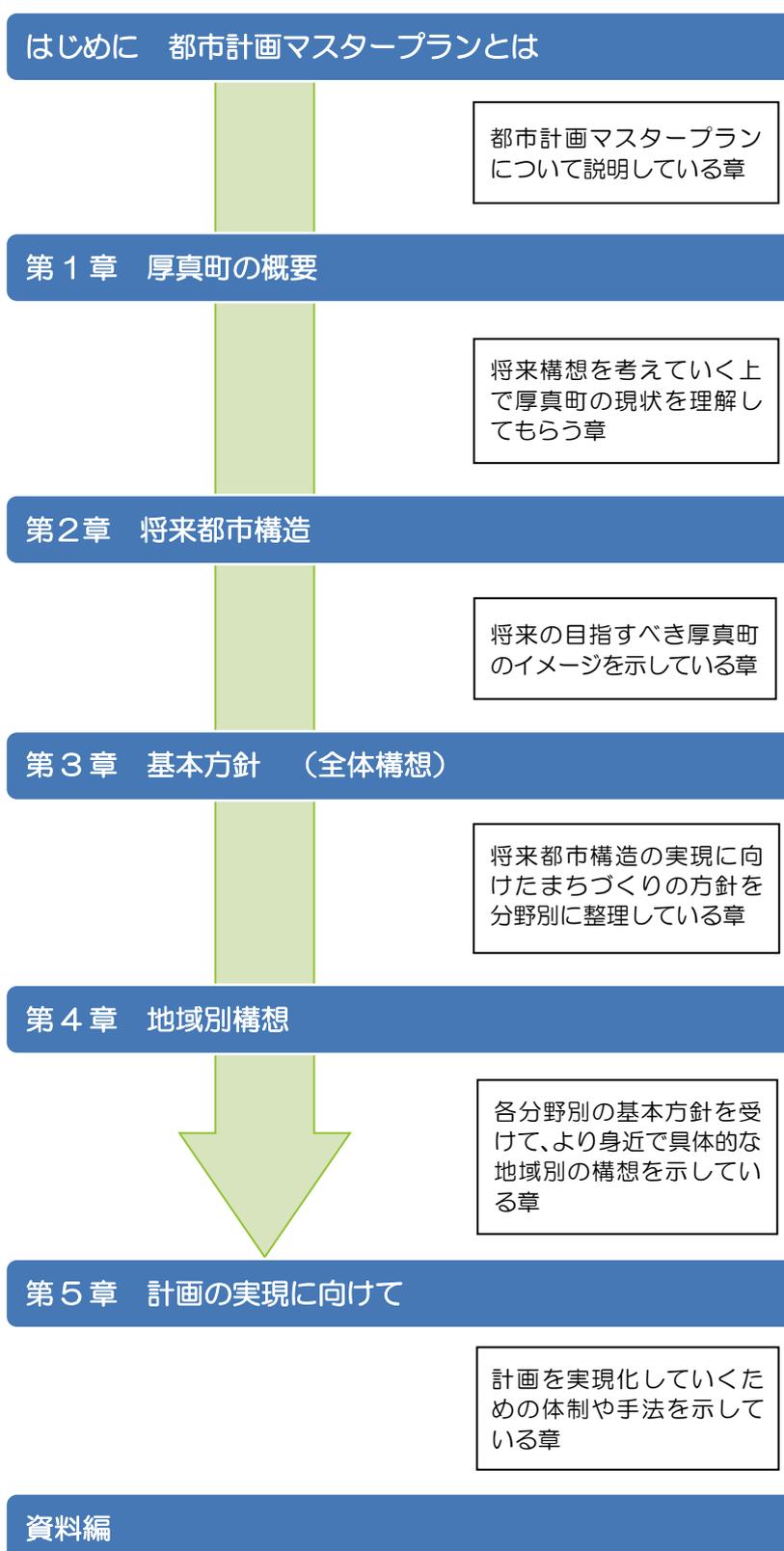
この都市計画区域は、まちの発展を計画的に誘導することによって、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な都市活動を確保することを目的として、都市計画法に基づいた指定が行われています。

こうしたことから、「厚真町都市計画マスタープラン」は、都市計画区域を基本的な計画区域としつつ、まち全体を有効に活用して産業の発展並びに住民生活の向上を図ることを目的に、厚真町内全域を対象区域とします。

計画対象区域



都市計画マスタープランの構成



第1章 厚真町の概要

1-1 厚真町の位置

厚真町は胆振総合振興局管内の東部勇払郡に位置し、夕張山地南部から太平洋へと貫流する厚真川の沿岸に開け、北西に安平町、北に由仁町と夕張市、東にむかわ町、西は苫小牧市、南は太平洋と隣接しています。

面積 404.61 km² の当町は、北部に広大かつ自然豊かな森林地帯を保有し、中央部は豊富な稲作地帯、南部は牧草地や耕作地として栄えています。

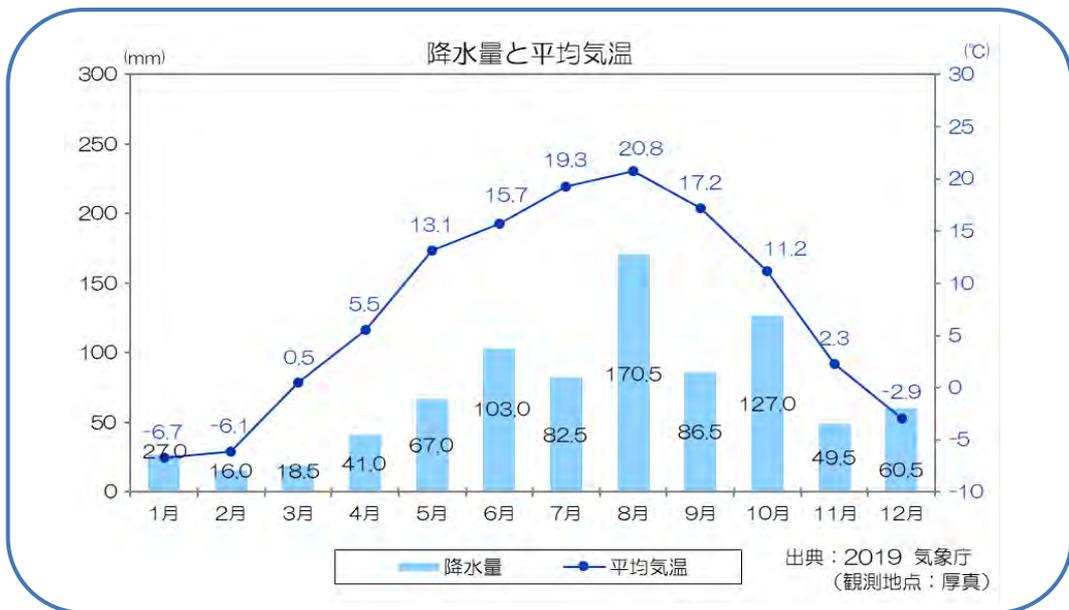
また、札幌・千歳・苫小牧などの道央主要都市へは車で約1時間半圏内のところに位置し、高規格道路、空港、港湾を近接に備えた利便性の高い地域です。



1-2 気象特性

厚真町は、北海道の中でも最も降雪の少ない胆振地区の太平洋沿岸に属し、1年を通じて比較的温暖な地域となっています。

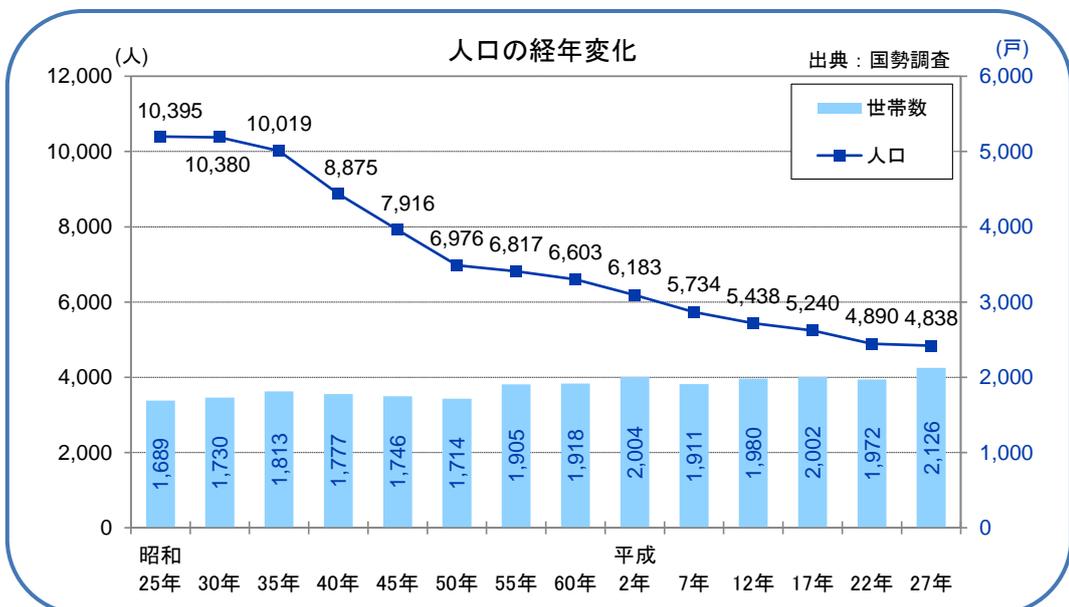
1月の平均気温は-6.7℃、8月の平均気温は20.8℃、平均年間気温は7.5℃、積雪は南部で約20cm、北部で約50cm程度となっています。



1-3 人口の推移

厚真町の総人口は、昭和25年の10,395人をピークに減少傾向に転じ、平成27年の国勢調査人口では4,838人となっています。

世帯数は、平成に入ってから2,000戸程度で推移していましたが、平成27年には150戸の増加を示しており、その背景には新規の宅地開発等による転入の増加の影響もみられます。

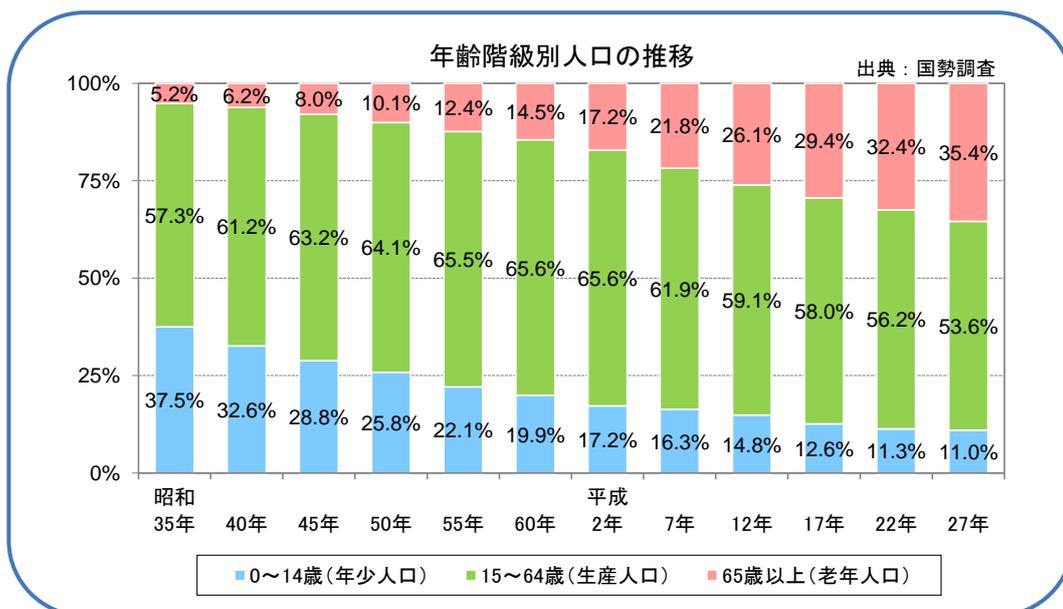
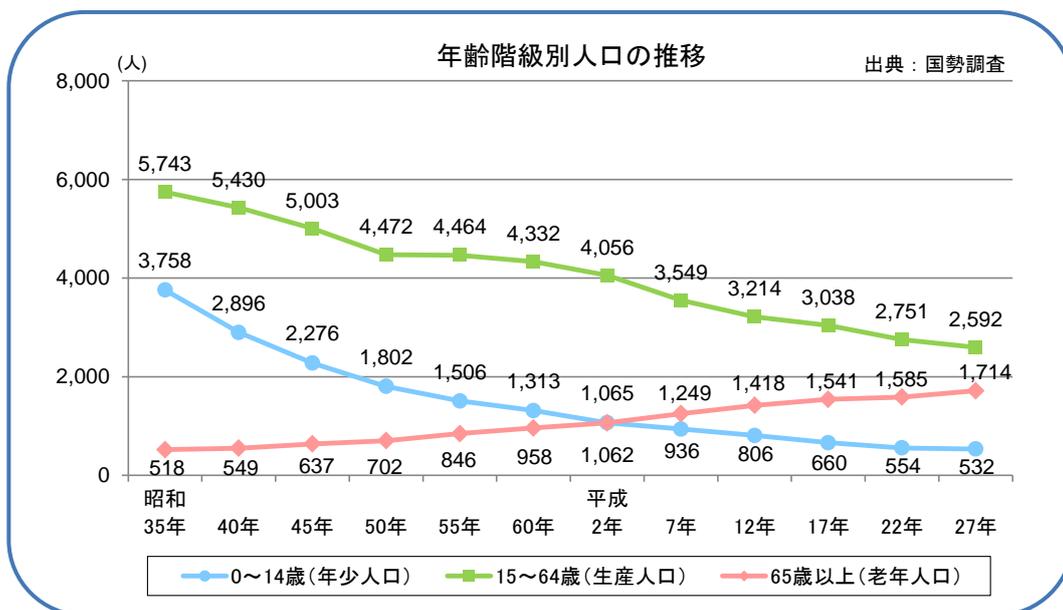


1-4 年齢階級別人口

厚真町の年齢階級別人口は、昭和35年から年少・生産人口ともに約3,000人以上と著しい減少の一途をたどっています。

その一方で、老年人口は約1,200人の増加がみられることから、少子高齢化の現状が顕著に現れています。

また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）による分類では21%以上を超高齢社会としており、当町は平成7年に21%を超え、その後も高齢化の傾向が続いています。

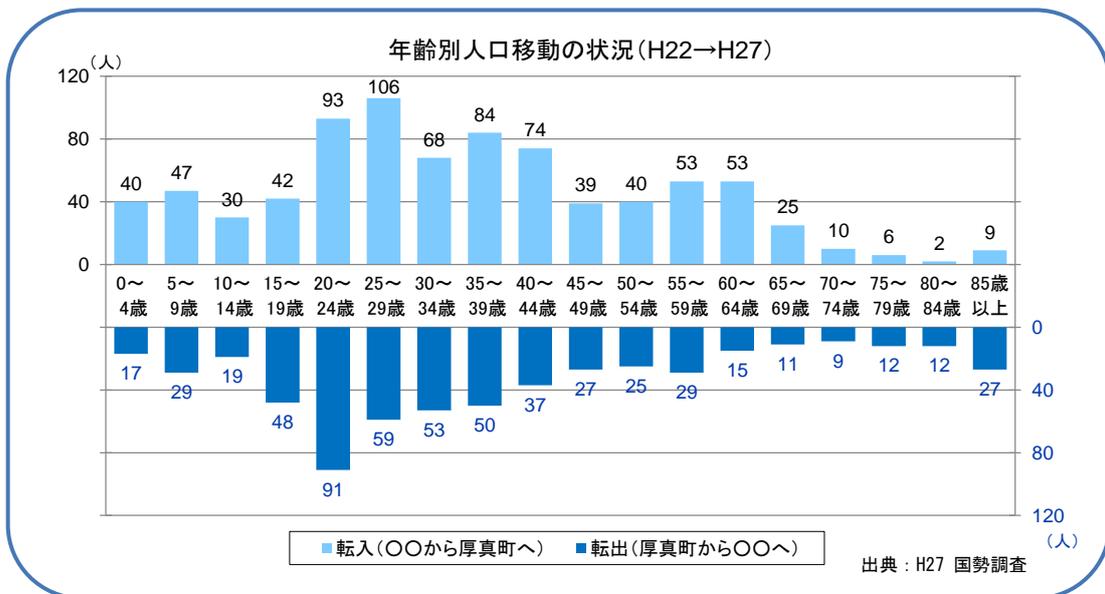
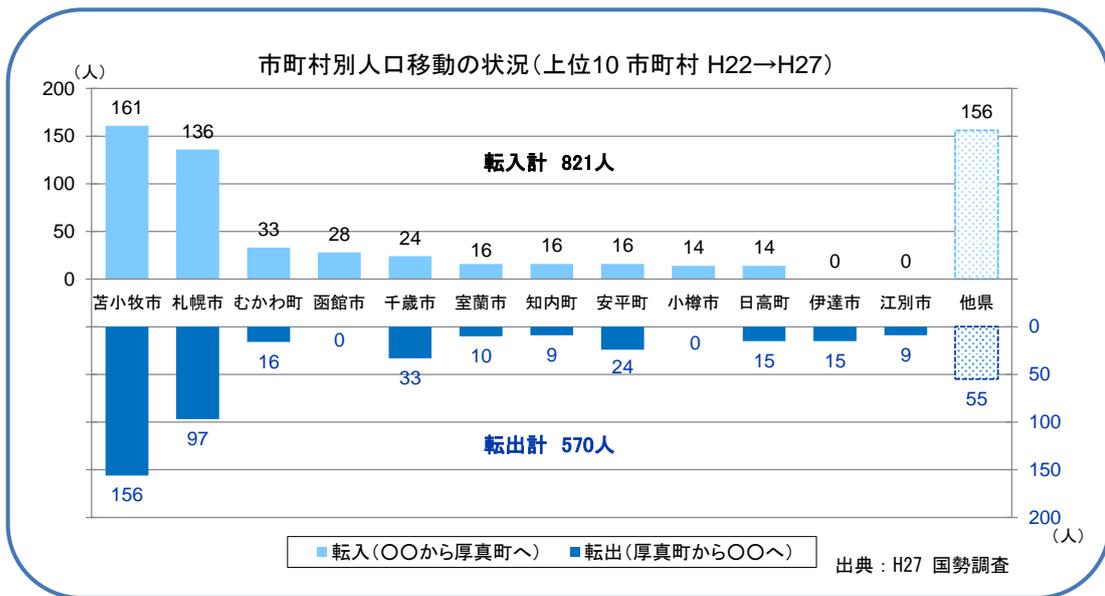


1-5 人口移動の状況

平成22年から27年における市町村別の人口移動は、札幌市、苫小牧市との転入・転出が最も多く、両市ともに転入が転出を上回っています。

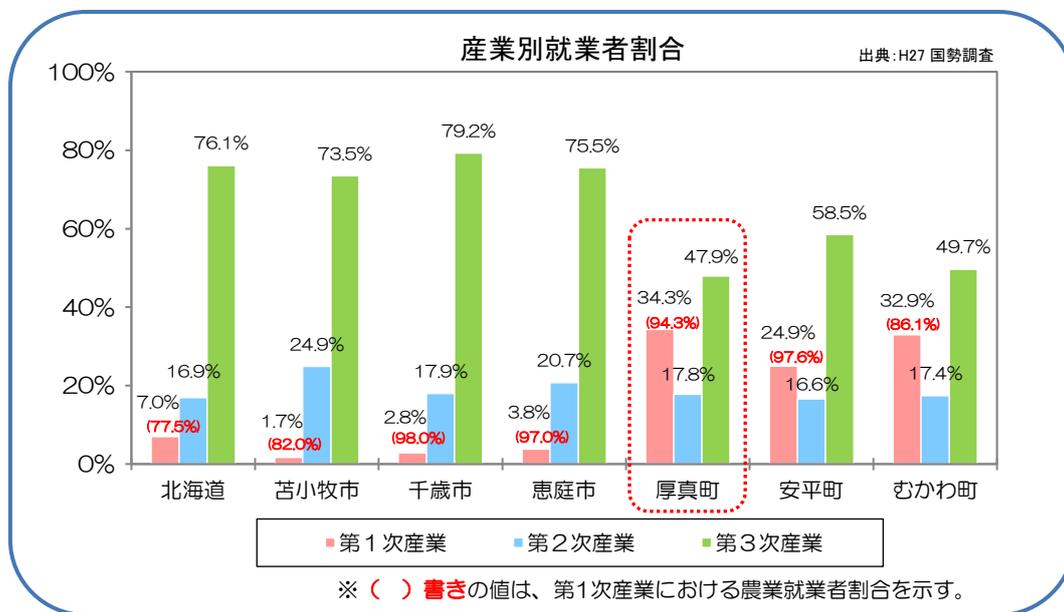
また、道外からの転入が顕著で、移住・定住促進のための移住向けの施策や住宅助成、子育て支援などの実施による効果が表れています。

年齢別の人口移動では、20代～40代前半の進学や就職、働き盛りの世代の移動が多い傾向となっています。



1-6 産業別就業者数の割合

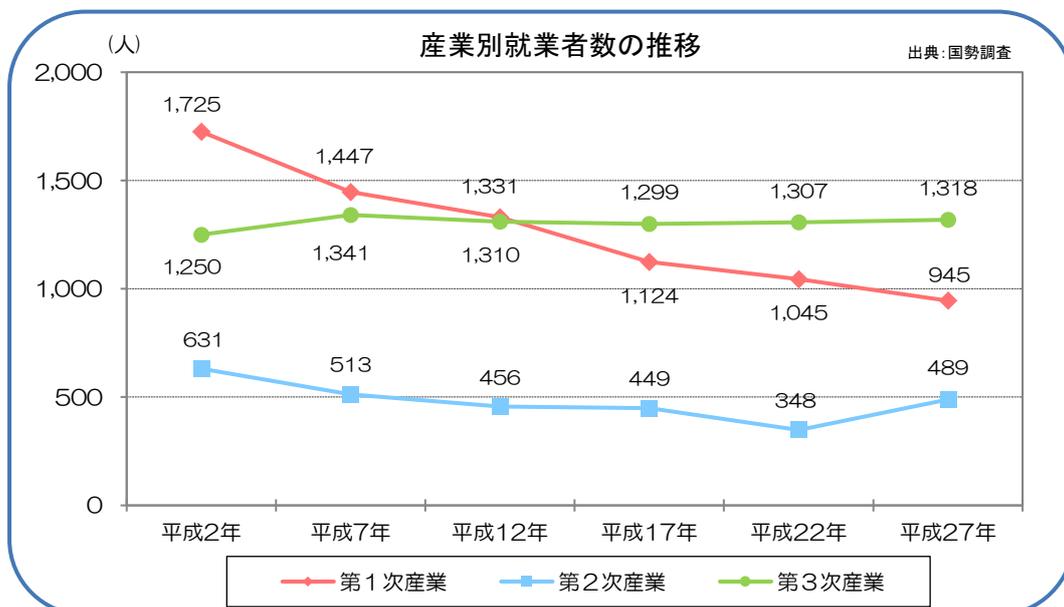
厚真町の産業別就業者数は、北海道平均や近隣市町との比較において第1次産業の占める割合が高く、稲作やハスカップを中心とした農業が基幹産業となっています。



1-7 産業別就業者数の推移

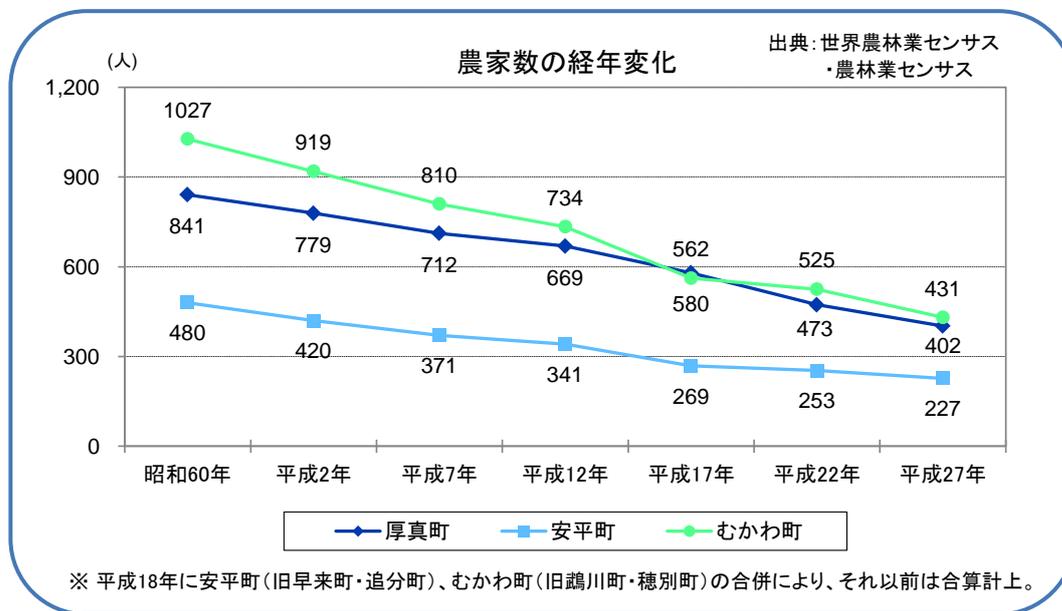
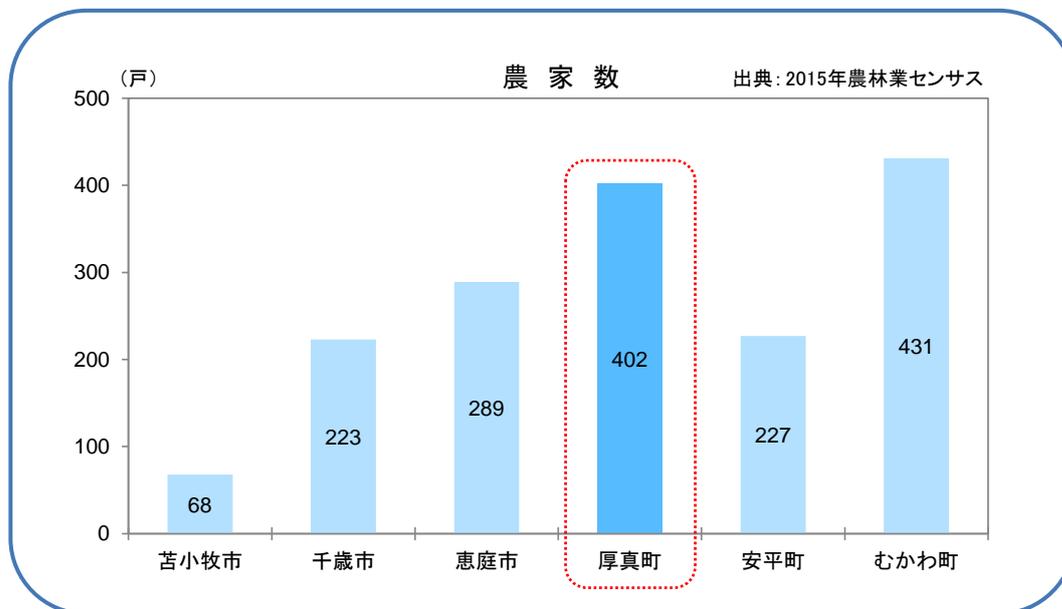
厚真町の基幹産業である第1次産業人口は、平成2年の1,725人から平成27年の945人と約800人の著しい減少を示しています。今後も農・林・水産業全体を通して経営者の高齢化や後継者不足などから一層の減少が予測されます。

第2次、第3次産業の人口は約100人の増減が見られ、第3次産業は平成17年に第1次産業の人口を上回っています。



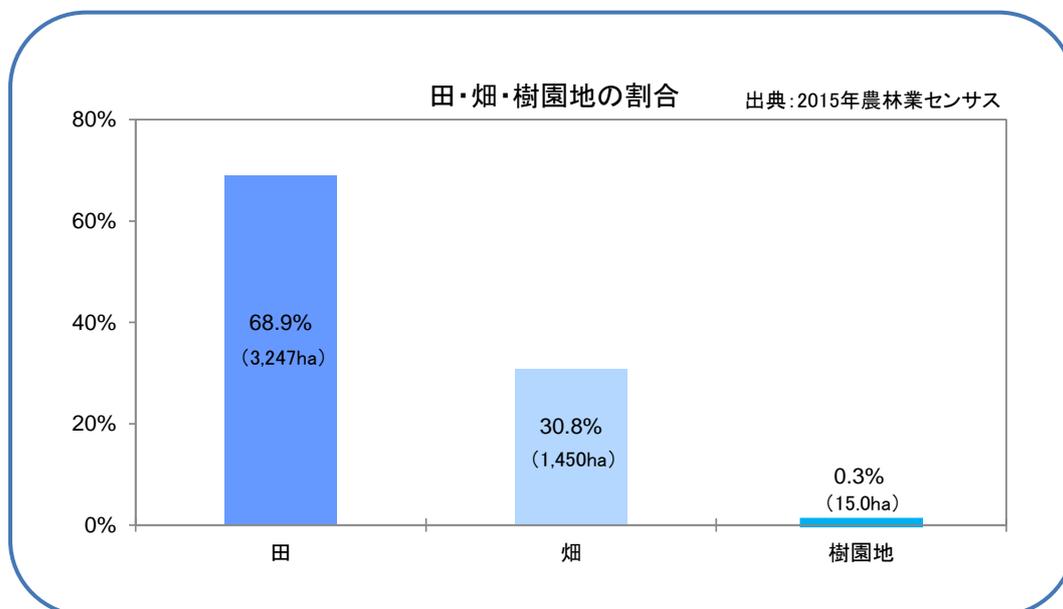
1-8 農家数の推移

厚真町の農家戸数は近隣市町と比較して多い状況にありますが、昭和60年の841戸から平成27年の約30年間で402戸と約半数の著しい減少を示しています。また、この傾向は隣接する安平町やむかわ町でも同様にみられます。



1-9 田・畑・樹園地の面積割合

農地における田・畑・樹園地の割合は、田が3,247haと約7割を占めており、稲作を中心とした農業が営まれています。

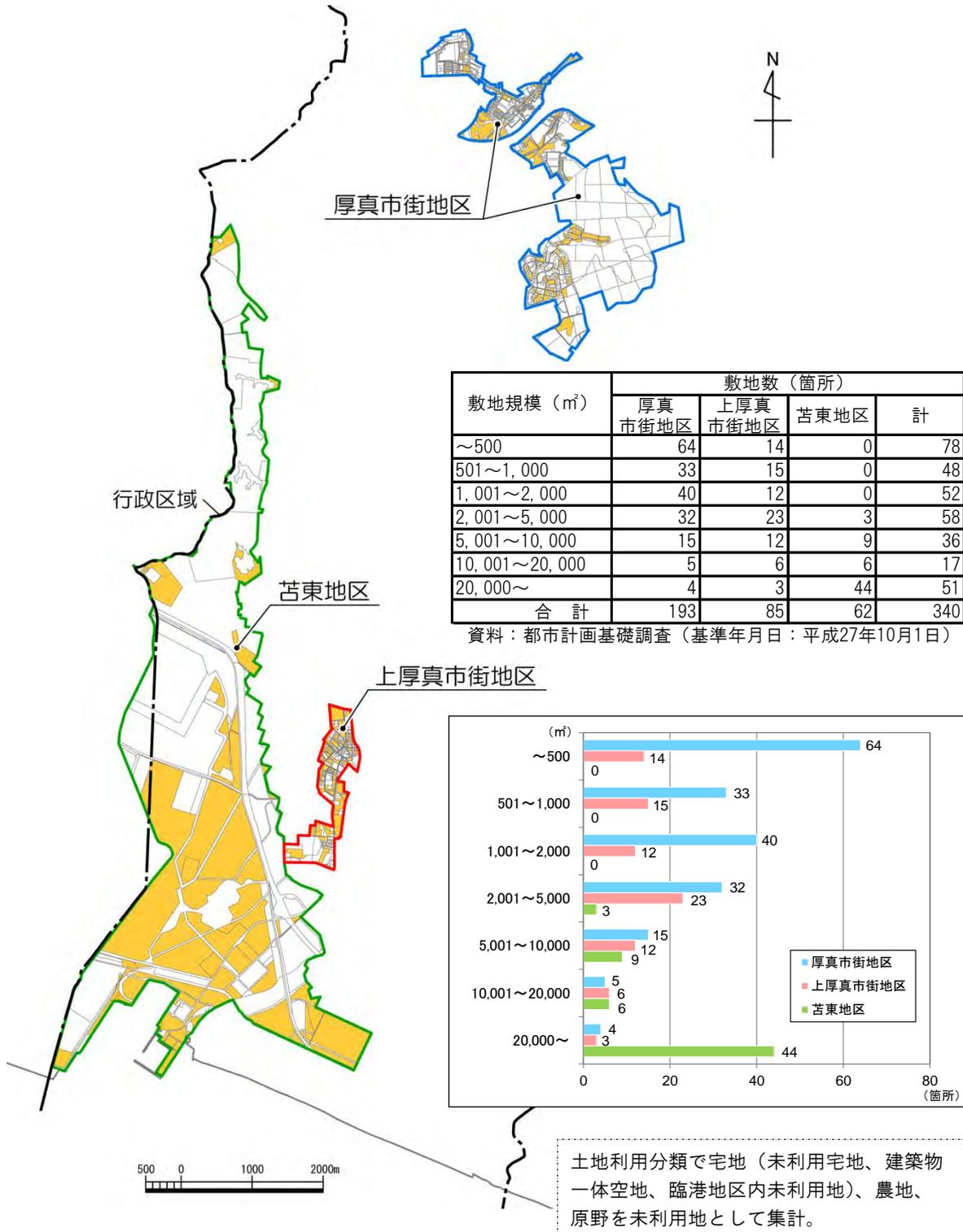


1-10 市街地内の空き地（未利用地）の状況

平成27年に実施された都市計画基礎調査では、市街化区域内に多数の空き地が存在することが確認されています。

厚真市街地区では500㎡以下の小規模なものが多く、大規模工業基地である苫東地区は20,000㎡以上の空き地が40箇所以上存在している状況です。

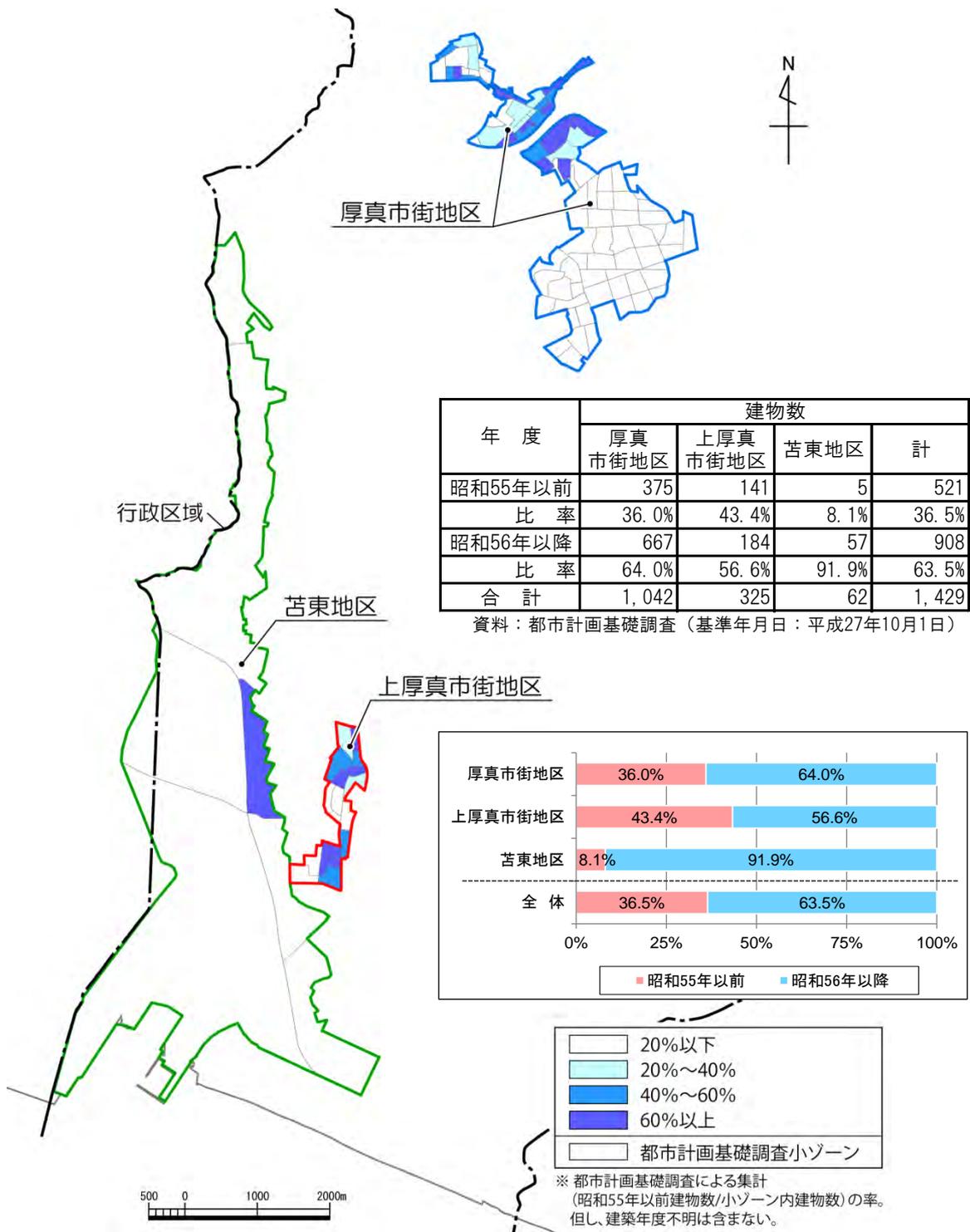
また、上厚真地区は地区面積の約40%が空き地という結果になっています。



1-1-1 市街地内の建物老朽状況

住宅の建築時期は、建築後30年以上経過した新耐震基準前の昭和55年以前が521戸で36.5%と全道値25.4%（平成25年住宅・土地統計調査値）よりも高く、住宅の老朽化が進んでいます。

苫東地区は老朽住宅の混入率は小さく、厚真・上厚真市街地区は新規の宅地開発が行われた地区を除いて、老朽住宅が各所にみられる結果となっています。



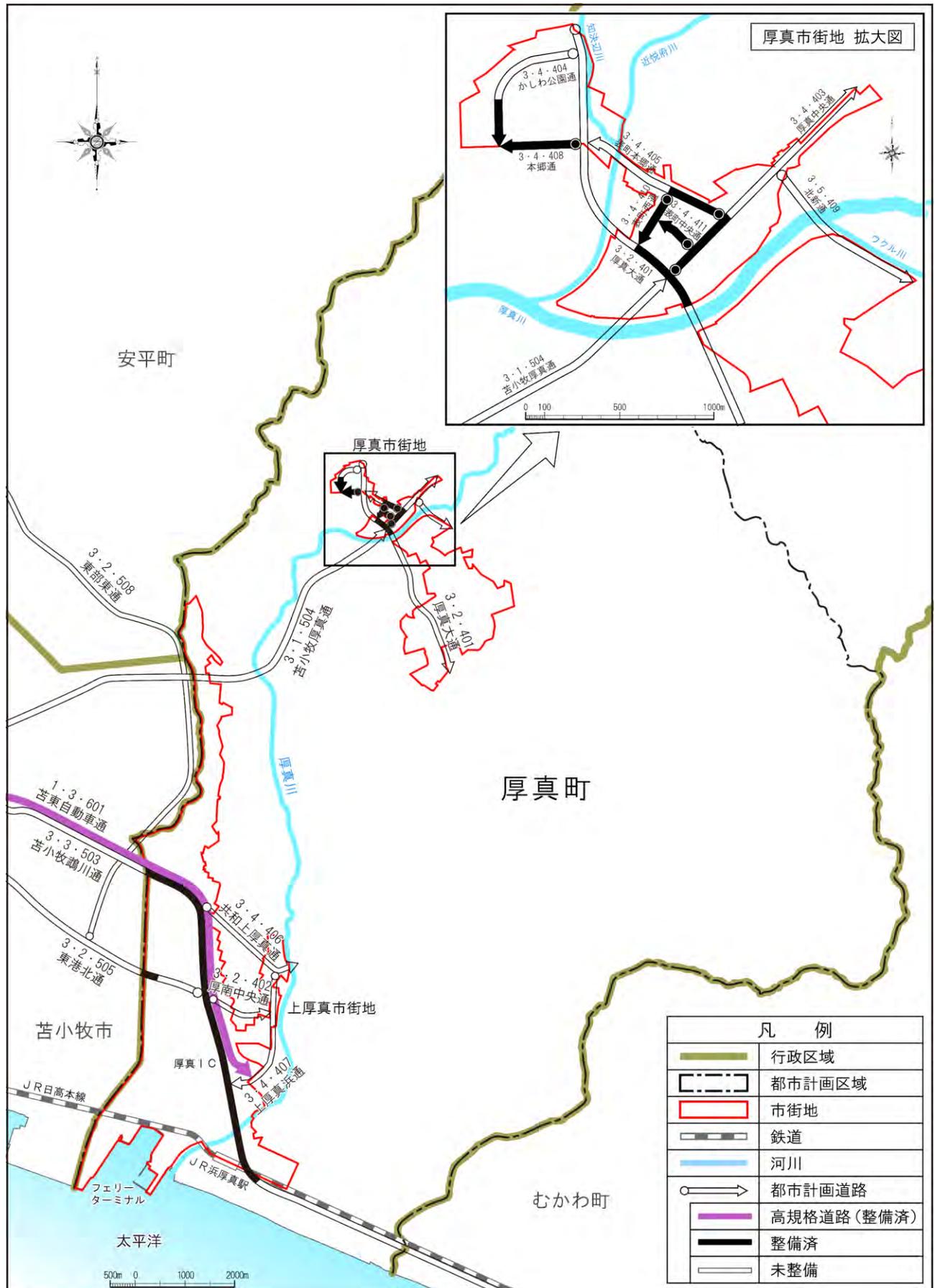
1-1-2 都市計画道路の整備状況

都市計画道路の指定状況は、16路線、計画延長 39,080mが都市計画決定されており、令和2年3月現在の整備状況は、都市計画決定されている総延長に対して約42%となっています。なお、「東部東通」や「共和上厚真通」などは、既に全区間供用されていますが、都市計画決定の内容に基づく整備状況ではないため、都市計画道路としての整備率は0%となっています。

令和2年3月現在

都市計画道路			道路としての整備	
名称	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	整備済延長 (m)	
1・3・601 苫東自動車通	約 4,550	4,550 (100)	4,550	(100)
3・1・504 苫小牧厚真通	約 5,400	0 (0)	4,100	(76)
3・2・401 厚真大通	約 4,810	360 (7.5)	4,280	(89)
3・2・402 厚南中央通	約 1,380	0 (0)	0	(0)
3・2・505 東港北通	約 1,910	1,910 (100)	1,910	(100)
3・2・508 東部東通	約 280	0 (0)	280	(100)
3・3・503 苫小牧鷗川通	約 10,470	7,780 (74)	10,470	(100)
3・4・403 厚真中央通	約 1,390	410 (29)	1,390	(100)
3・4・404 かしわ公園通	約 810	270 (33)	810	(100)
3・4・405 表町本郷通	約 840	300 (36)	840	(100)
3・4・406 共和上厚真通	約 2,530	0 (0)	2,530	(100)
3・4・407 上厚真浜通	約 2,770	0 (0)	2,770	(100)
3・4・408 本郷通	約 430	430 (100)	430	(100)
3・5・409 北新通	約 950	0 (0)	450	(47)
3・4・410 表町西通	約 330	330 (100)	330	(100)
3・4・411 表町中央通	約 230	230 (100)	230	(100)
合計	約 39,080	16,570 (42)	35,370	(91)

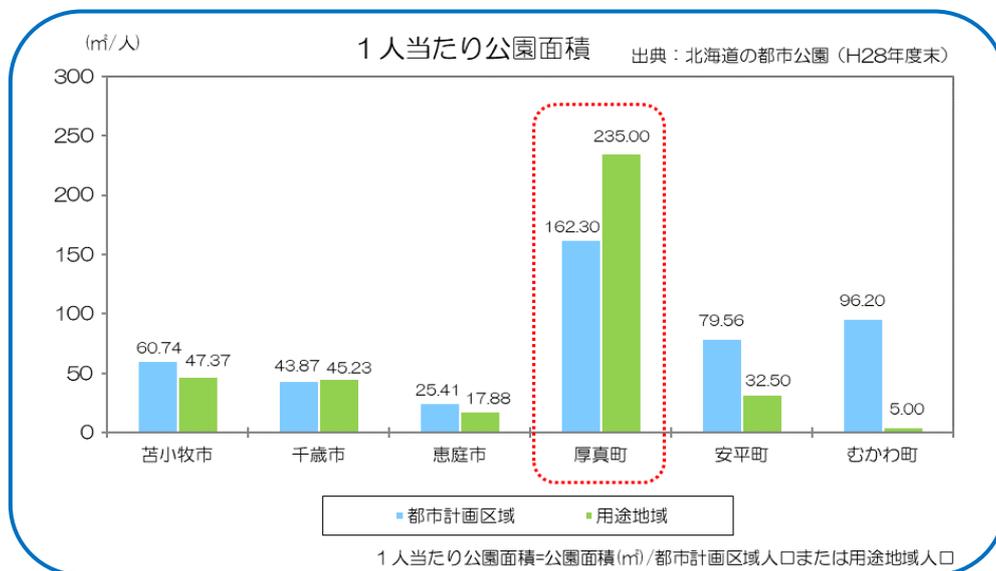
※ () 内の数値は計画延長に対する割合 (%)

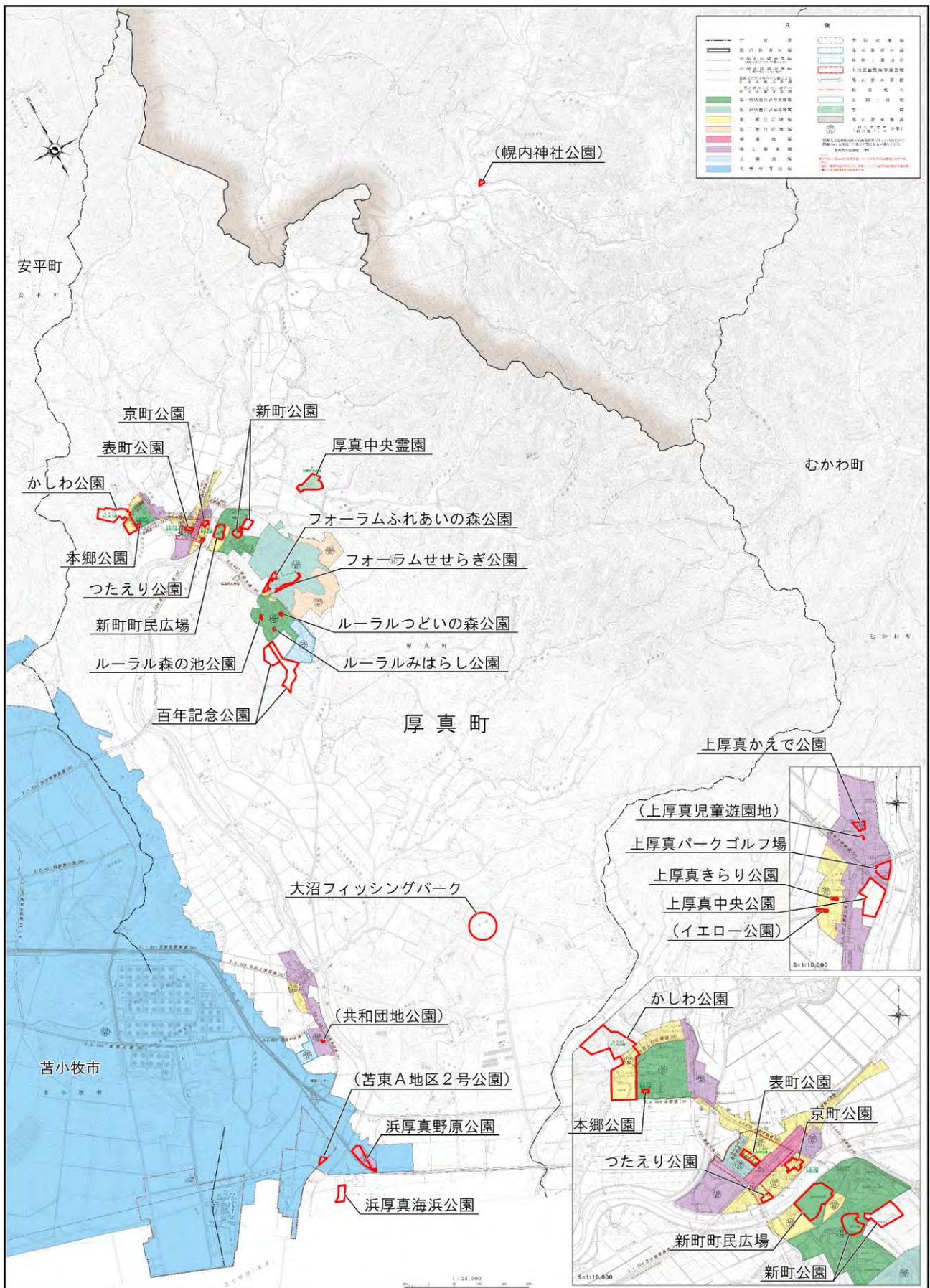


1-13 公園の整備面積

百年記念公園、かしわ公園など広大な公園を保有する厚真町の1人あたりの公園面積は、都市計画区域が162.3 m²/人と近隣市町の平均と比べると約3倍、用途地域は235.0 m²/人と同様に比べると約8倍と非常に高い値となっています。

種別	番号	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	2・2・601 本郷公園	0.14	0.14
		上厚真パークゴルフ場	0.96	0.96
		ルーラル森の池公園	0.37	0.37
		ルーラルつどいの森公園	0.50	0.50
		ルーラルみはらし公園	0.93	0.93
		つたえり公園	0.46	0.46
	2・2・602	表町公園	0.96	0.96
		上厚真きりり公園	0.18	0.18
	3・3・251	上厚真かえで公園	0.30	0.30
		近隣公園	京町公園	1.10
地区公園	新町町民広場	4.50	2.50	
	新町公園	5.50	5.50	
都市基幹公園	総合公園	上厚真中央公園	4.80	4.80
	運動公園	6・5・51 かしわ公園	16.80	16.80
特殊公園	風致公園	大沼フィッシングパーク	5.60	5.60
	墓園	3 厚真中央霊園	12.40	2.80
緩衝緑地等	都市緑地	浜厚真海浜公園	1.70	1.70
		浜厚真野原公園	7.70	7.70
		フォーラムふれあいの森公園	2.07	2.07
		フォーラムせせらぎ公園	2.92	2.92
公園類似施設	上厚真児童遊園地	0.15	0.15	
	イエロー公園	0.18	0.18	
	共和団地公園	0.06	0.06	
	苫東A地区2号公園	0.65	0.65	
	幌内神社公園	0.40	0.40	

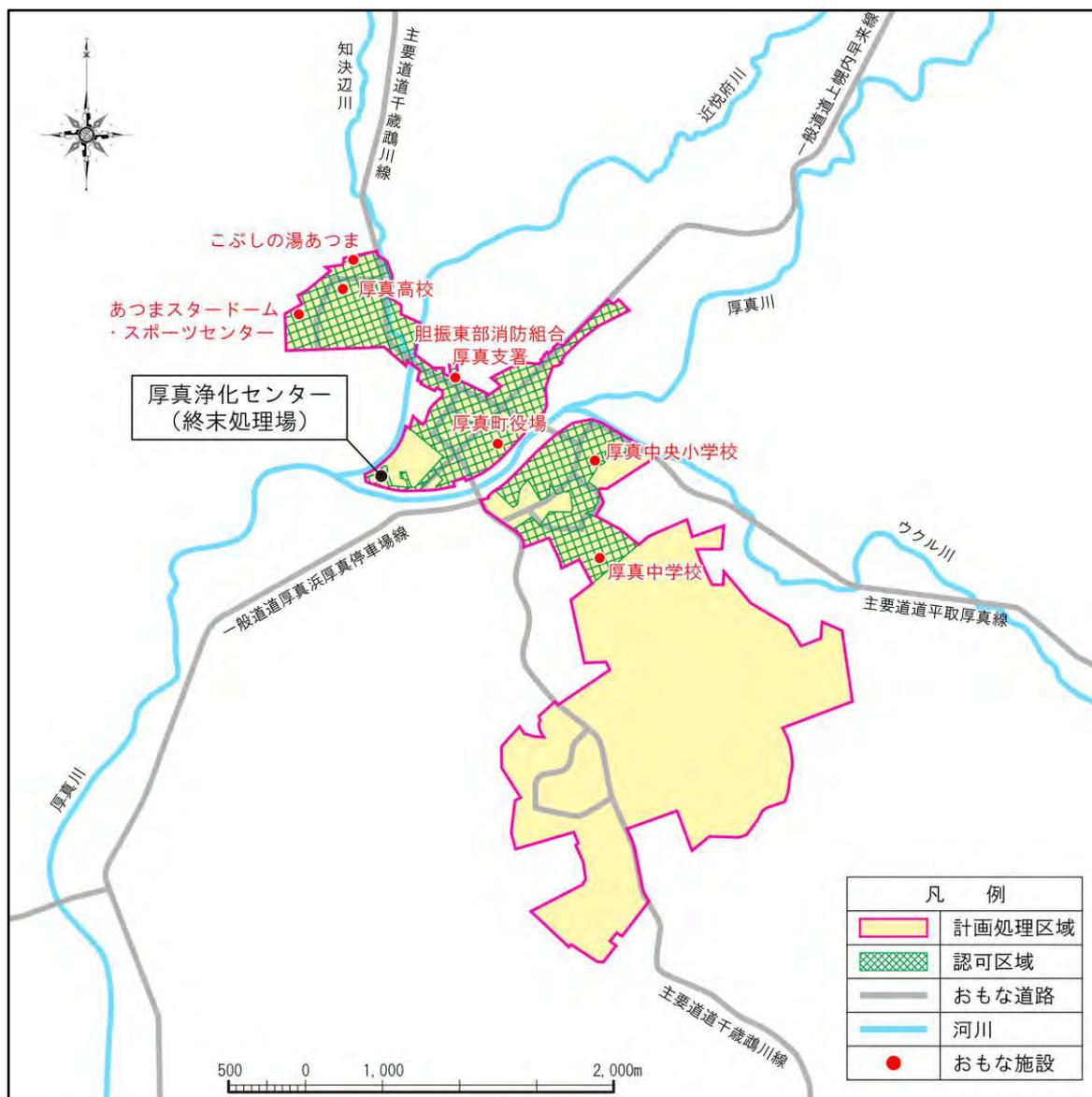




() は公園類似施設

1-14 公共下水道の状況

厚真町の公共下水道は、計画処理区域が490ha、令和2年3月31日時点の認可区域は139haとなっています。



1-15 市街化区域と市街化調整区域の範囲

都市計画区域では、計画的な市街化を図るため「市街化区域」と「市街化調整区域」が定められています。また厚真町の市街化区域は都市計画区域のほぼ中心と苫小牧と接する太平洋側の二つに分かれて指定されており、面積はおよそ1割ですが、人口は約7割を占めています。

(人口：平成27年国勢調査)

	面積 (ha)	面積の割合	人口 (人)	人口の割合
都市計画区域	21,420		4,549	
市街化区域	2,225	10.4%	3,188	68.1%
市街化調整区域	19,195	89.6%	1,361	31.9%



1-16 上位計画・関連計画等における位置づけ

本計画においては、以下に示す上位計画と関連計画と、国や北海道が示した都市づくりの方向性を、将来のまちづくりの目標や都市像及び基本方針を設定する上での指針とします。

1. 上位計画

(1) 第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年3月）

※「厚真町復旧・復興計画第3期」「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、「厚真町国土強靱化計画」を内包

(2) 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）

2. 関連計画

(1) 厚真町住生活基本計画（平成28年2月）

(2) 厚真町空家等対策計画（平成29年3月）

(3) 厚真町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

(4) 厚真町地域防災計画（令和3年3月）

(5) 東胆振定住自立圏共生ビジョン（平成29年8月 第1回変更）

(6) 厚真町復旧・復興計画

（第1期：令和元年11月、第2期：令和2年4月、第3期：令和3年3月）

3. 国及び北海道における都市づくりの方向性

(1) 国土のグランドデザイン2050（平成26年7月公表）

(2) 改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）

(3) 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方（北海道 平成28年7月）

1-16-1 上位計画

(1) 第4次厚真町総合計画改訂版(素案)(令和3年3月改訂予定)

項目	内容
計画期間	平成28年度(2016)～令和7年度(2025)
町の将来像	あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま
基本目標	1 人が輝くあつま 2 健やかで安心なあつま 3 みのり豊かなあつま 4 快適に暮らせるあつま 5 みんなで支えるあつま
目標人口	4,430人(令和7年)
以下関連事項抜粋	
第6章 土地利用の基本方針	1 にぎわいあふれる市街地 公共施設や住宅地、商店街が集まる厚真・上厚真市街地については、豊かな自然環境と調和しながら、まちの賑わいの創出や良好な生活環境の充実に努めます。 ◇厚真・上厚真市街地区域 魅力ある居住環境の整備を推進し、移住・定住者の増加を図っていきます。 2 豊かな森林地域 町北部から東部にかけての森林地域をはじめ、豊かな森が守られている土地については、無計画な皆伐を抑制し、伐採後の更新を的確に行うことで、良好な自然環境の保全に努めるとともに、胆振東部地震により被害を受けた被災森林の機能回復を図っていきます。 ◇森林整備区域 森林整備計画に基づき、森林の保全・保護と適切な森林施業を図っていきます。 3 美しい臨海地域 町南部の太平洋に面した浜厚真地域については、資源管理型漁業の促進や多くのサーファーなどが訪れる海岸部の美化活動を通じて豊かで美しい海の保全に努めます。 ◇臨海施設ゾーン 海岸の環境整備などにより、交流人口の増加と地域活性化を図っていきます。 4 輝く田園地域 平野部に広がる農業地域については、水稻を中心とした農作物の生産性向上や地域の集落の活性化を図りながら、優良農地の保全に努めます。 ◇農業振興地域 農業振興地域整備計画に基づき、町の基幹産業である農業の振興を図っていきます。 5 魅力ある工業地域 国の苫小牧東部開発新計画や苫小牧港港湾計画に基づき、苫小牧東部地域への企業立地を促進するとともに、町内の既存工業団地の利活用に努めます。 ◇苫小牧東部地域 地理的優位性や広大かつ自然環境に恵まれた空間を生かして、関係団体とともに企業誘致を図っていきます。 ◇豊沢工業団地 自然環境と調和した、試験研究施設や情報・通信系企業などの誘致を図っていきます。 6 町の活性化を図る土地利用の推進 町の将来像である「あつまる つながる まとまる 大いなる田園 あつま」を実現して行くため、次の土地利用を推進し町の活性化を図っていきます。 ◇厚真市街地周辺整備 既存住宅地の販売促進と、高齢者が安心して生活できる高齢者福祉住宅・災害公営住宅などの居住環境の保全を図っていきます。 ◇庁舎および周辺施設整備 町民の利便性の向上と防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設と、現庁舎の歴史的価値を生かした利活用により魅力的な市街地の形成を図っていきます。 ◇上厚真市街地周辺整備 苫小牧市に近い立地条件を生かし、子育て世代を中心に多くの移住・定住者を受け入れられるよう、新たな住宅地の整備や都市機能の充実に努めます。 ◇厚真ダム・厚幌ダム周辺整備

	<p>2つのダムを中心に、自然環境などを活用した景観・観光施設を整備し、観光・交流人口の増加を図っていきます。</p> <p>◇大型開発跡地整備 民間活力を導入し、環境にやさしい持続可能な利活用と地域の活性化を図っていきます。</p> <p>◇山林崩壊箇所の整備 各種安全対策事業による安全確保と林業インフラ施設の早期復旧による林業再生と併せて、林業の多面的機能を生かした森林活用の促進を図っていきます。</p> <p>◇こぶしの湯周辺整備 町の観光交流拠点として、施設の大規模改修等によるサービスの向上を図るとともに、周辺の未利用地の整備により観光・交流人口の増加を図ります。</p> <p>◇環境保全林周辺整備 新町からフォーラムビレッジ周辺に広がる環境保全林では、多くの人たちが身近な森林を利用し、楽しむ機会を創出していきます。町民の憩いの場であった百年記念公園については、環境保全林と一体的な利用が図っていけるよう整備を検討します。</p> <p>◇サテライトオフィス・テレワーク施設整備 厚真町の優れた立地、気候条件を生かした利便性の高い施設の整備を推進することで、地方移転やテレワークが可能な企業や人材の誘致を図っていきます。</p> <p>◇北部地域の整備 胆振東部地震により甚大な被害を受けた北部地域では、安心して暮らせる環境の確保を図るとともに、特に被害が甚大だった吉野地区においては、被災した土地の環境整備と今後の土地利用を検討します。</p> <p>◇防災施設整備 胆振東部地震の経験を踏まえ防災備蓄倉庫の整備やエネルギー地産地消事業により防災機能の向上を図っていきます。</p>
<p>基本施策3 社会教育の充実</p>	<p>施策項目-3-2 社会教育環境の整備 町民の多様な学びを支援するため、各生涯学習施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。 社会教育環境については、町民一人ひとりがいつでも気軽に学習活動に取り組めるように、学習しやすい環境づくりに努めます。 また、図書室については、ニーズに応じた蔵書・資料の充実、利用しやすい環境整備に努めます。さらに、胆振東部地震の記録資料を含む多様な郷土資料を学習に活用できるよう、デジタル・アーカイブの整備・活用を検討します。</p> <p>◆ 主な取組・事業 ・ 図書整備事業 ・ 移動図書の運行</p> <p>施策項目-3-3 文化の継承と文化財の保護・活用 歴史文化については、常設展示場所の整備と適切な運用を図ります。 また、郷土芸能・古民家などの保存や、地域資源を活用した新たな文化・芸術の振興にも取り組み、町の歴史文化を通じて内外との交流を図り、文化振興のみならず、産業振興、人材育成などまちづくり全体に波及させていきます。</p> <p>◆ 主な取組・事業 ・ 文化財保存事業 ・ (仮称)厚真町埋蔵文化財センター建設事業</p>
<p>基本施策4 生涯スポーツの振興</p>	<p>施策項目-4-2 スポーツ・レクリエーション環境の整備 町内の各スポーツ施設・設備の老朽化に伴う改修や長寿命化を計画に基づき進めるとともに、学校施設の開放事業を引き続き進め、町民がスポーツ活動を実践しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◆ 主な取組・事業 ・ スポーツセンター ・ スタードーム整備事業 ・ 町民スケートリンク整備事業 ・ 学校開放事業 ・ 上厚真中央公園運動広場管理事業 ・ かしわ公園運動施設整備事業</p>
<p>基本施策6 高齢者福祉・介護の充実</p>	<p>施策項目-6-3 福祉・介護サービスの充実 ニーズに応じたサービスの充実、メニューの多様化を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めます。高齢者が孤立することなく見守られた環境で安心して暮らすことができるよう、高齢者共同福祉住宅を適切に運営するとともに、民間のサービス付き高齢者住宅建設に係る支援も行っていきます。</p> <p>◆ 主な取組・事業 ・ 介護サービスの給付 ・ 小規模多機能型居宅介護事業 ・ 高齢者共同福祉住宅事業</p>

<p>基本施策9 農業の振興</p>	<p>施策項目-9-1 いきいきとした人づくりの推進 農業後継者の確保・新規参入者の受け入れを進めるとともに、技術的・経済的支援を強化し、次代の担い手として育成していきます。また、こうした担い手を指導・支援し、地域農業の振興を図る農業リーダーの育成に努めます。また、農業担い手育成センターの機能充実により新規就農を促進します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業後継者総合育成対策事業 ・ 農業担い手育成センター管理運営事業 ・ 担い手育成夢基金による担い手育成の支援 ・ 指導農業者・農業者の育成・支援 ・ 農村女性の社会・経営参画の促進と高齢者が活動する場の確保 <p>施策項目-9-3 生産を強化するシステムづくりの推進 地域の営農を強化するため、土地や組織、施設、情報技術など、農業を支えるシステムづくりを進めます。農地については、道営ほ場整備事業などにより、ほ場の区画拡大や用排水路、農道などの整備や客土、草地改良を進めていきます。また、担い手への農地利用集積と集約化を図ります。</p> <p>さらに、集約化された農地において、情報通信技術の重要性はより高まっていくことから、農業用ドローンや自動操縦技術の導入推進に加え、最新の農業技術導入の可能性を検討・支援していきます。</p> <p>加えて、エゾシカなどの有害鳥獣による農作物被害の防止に向けた取り組みを推進していきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道営ほ場整備事業 ・ 国営農業用水再編対策事業 ・ 人・農地プラン推進事業 ・ 農地耕作条件改善事業 ・ 畜産クラスター支援 ・ 元気な農家チャレンジ支援事業 ・ 農業ICT化普及推進事業 ・ エゾシカ個体調整事業 <p>施策項目-9-4 農業を通じた豊かな地域づくりの推進 食料の供給のほか、国土や水資源、環境の保全、保養・レクリエーション、地域文化の創出など、多面的機能を有する農業を通じた豊かな地域づくりを推進するため、日本型直接支払制度などを活用した活動を進めるとともに、グリーン・ツーリズムの推進などを通じ、地域組織の活性化を図っていくほか、胆振東部地震後のコミュニティ再編を踏まえた中山間地域の維持に向けた活動支援を検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払推進事業 ・ 多面的機能支払事業 ・ 都市と農村の交流の推進
<p>基本施策10 林業の振興</p>	<p>施策項目-10-2 被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進 令和2年度に定めた「厚真町被災森林の機能回復に向けた対応方針」に基づき、胆振東部地震によって寸断された林内路網の復旧・再整備や、森林の造成を進めます。</p> <p>木材生産が可能な林地においては、造林、下刈り、除間伐などの保育作業を計画的に進め、資源の循環利用を推進します。また、木炭・シイタケ原木などの供給による特用林産物などの生産・加工と、木工なども含めた多様な広葉樹の利用を支援します。さらに、高性能林業機械の導入などによる一層の作業合理化、作業道や集材路などの整備を進めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林再生・林業復興推進事業 ・ 林道管理事業 ・ 造林推進対策事業 ・ 除間伐促進事業 ・ 下刈推進対策事業 ・ 森林保護推進事業 ・ 森林・山林多面的機能発揮対策事業 <p>施策項目-10-3 地域産材の活用促進 木材の利用に関しては、従来の大規模な工場による、梱包材などの一律な工業製品以外の利用の可能性の検討に加え、木質バイオマスエネルギーの利用についても検討・実施を進めます。併せて、町産材が直接町外に流出する現状に対し、厚真町に地域材を集積させることで新たな森林産業創出の可能性について検討します。</p> <p>また、公共施設や住宅などの建設にあたっては、町内産木材の活用の推進に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー地産地消事業 ・ 町有林管理事業
<p>基本施策12 商工業の振興</p>	<p>施策項目-12-1 商工業活性化への支援 商工会などと連携し、町内の既存事業所の設備の近代化や情報化対策、環境整備、人材育成などへの支援、勤労者の就労環境対策などをきめ細かく支援するとともに、</p>

	<p>域内消費の活性化を図るため、地域通貨などの導入やコンビニなどの誘致を検討します。</p> <p>また、空き店舗の利活用についても支援していきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業振興事業 ・ 中小企業振興資金利子補給事業 <p>施策項目-12-3 企業誘致の推進</p> <p>厚真町の優れた立地、気候条件や充実した情報通信基盤などの優位性を生かし、サテライトオフィスとして地方移転やテレワークでの勤務が可能な企業や人材の誘致活動を展開するとともに、苫小牧東部開発地域と連携し、製造工場や流通機能などの誘致を推進します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サテライトオフィス運営事業 ・ 企業立地推進事業
<p>基本施策 13 観光・交流のまちづくりの推進</p>	<p>施策項目-13-1 観光資源の魅力化</p> <p>町が管理している既存の施設の整備や、古民家の移築再生などにより、単体での観光拠点の魅力化を図るとともに、地域イベントの実施、既設・新設の観光・交流施設や観光資源を楽しく回遊できるようなコースの設置などメニューの充実を図ります。</p> <p>また、民間事業者に町営の関連施設の管理・運営を任せることによって、さらに魅力的な観光産業の振興に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流促進センター運営事業 ・ 交流促進センター整備事業 ・ 交流促進センターの周辺整備 ・ 古民家再生事業の推進 ・ 大沼野営場の整備および管理事業
	<p>施策項目-13-2 多様なツーリズムの推進</p> <p>都市近郊の田園地帯でやすらぎを求める人、新千歳空港周辺で体験観光がしたい全国からの観光客、修学旅行生、さらには外国人観光客（インバウンド）をターゲットにしながら、観光協会などと連携しグリーン・ツーリズムの推進を図ります。</p> <p>また、農林漁業者が提供する各種体験メニューの開発やファームイン、ファームレストランの経営に対し支援するとともに、農畜産物直売所、農畜産物加工施設、農家民泊施設などの農業体験機能の整備に加え、豊かな森林資源を活用した体験メニューを検討します。</p> <p>震災の記憶を後世に伝えていくためにも、人材の育成や震災遺構などの施設整備を行いつつ、震災伝承のプログラムの検討および実施に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン・ツーリズム推進事業 ・ 観光協会への運営支援 ・ 環境保全林整備事業 ・ 町有林造成事業
<p>基本施策 14 都市基盤の充実</p>	<p>施策項目-14-1 都市計画の推進と都市基盤の充実</p> <p>国・道の上位計画や、厚真町都市計画マスタープランなどに基づき、町民ニーズに沿った都市計画の推進と都市基盤の充実に努めます。</p> <p>市街化区域では、立地適正化計画を策定し、その内容に基づき、都市機能の集積、自然環境との調和に留意しながら、宅地の造成・確保と分譲、産業系施設用地の造成・確保と企業誘致、公共施設とインフラの更新・長寿命化、低利用地の有効活用、上厚真地区などの住宅用途地域の有効活用、自然災害の発生に対応しうる防災空地の確保の検討を進めます。また、住みよい市街地の形成に向け、庁舎周辺の整備方針の検討を進めます。</p> <p>市街化調整区域では、水田のほ場整備などに合わせた各集落の生活環境の向上や、多様なツーリズムの展開などによって魅力ある農村環境を創出します。</p> <p>また、空き家については、老朽化した物件の撤去や使用可能な物件の利活用を図っていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画管理事業 ・ 既存市街地周辺における住宅地整備 ・ 庁舎および周辺施設整備
	<p>施策項目-14-2 情報通信基盤の充実</p> <p>さまざまな情報を生活やビジネスに有効活用することができるよう、光ファイバー未整備地域への敷設を行います。また、ローカル 5G や地域 BWA などの新たな情報通信システムの導入について研究を進めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町営ブロードバンド事業 ・ テレビ共聴施設事業 ・ 公共施設公衆無線 LAN 整備事業

	<p>施策項目-14-3 道路・橋りょうの整備 災害時における人的支援や物資の輸送路として、苫小牧厚真通（一般道道厚真厚真停車場線ほか）の早期整備を関係機関に要請します。また、表町ハートフルタウン内の通過交通量を軽減するため、う回道路の検討を進め、安全快適な住環境の保全に努めます。このほか、既存の道路の未改良・未舗装区間の解消を随時図るとともに、宅地の開発等に合わせて、道路の新設を進めます。</p> <p>さらに、快適な道路環境を維持するため、適切な維持管理に努めるとともに、きめ細かな除雪体制の維持と冬道の安全対策の強化に努めます。</p> <p>橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、予防型の維持管理に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・橋りょう長寿命化事業 ・道路整備事業 ・町道管理事業</p>
	<p>施策項目-14-4 地域公共交通の充実 地域関係者と協議しながら地域交通に関するマスタープランを策定し、民間事業者と連携しながら循環福祉バスをはじめとする地域公共交通の改善や移動手段の確保・充実に向けて取り組みます。また、多様な担い手による新たな移動サービスの導入について検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・地域公共交通対策事業</p>
<p>基本施策 15 環境保全の推進</p>	<p>施策項目-15-1 自然環境の保護・保全 外来種の野生動物の駆除対策や、傷ついた野鳥の保護など、貴重な生態系の維持に向け必要に応じて保全などの措置を行います。</p> <p>環境保全林の利用については、町民主体の森林活用団体などと連携しながら、散策路の設置や森に親しむイベントなどを開催し、町民等が身近な森林を多面的に利用し、楽しむ機会の提供を行います。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・自然環境林保全事業 ・幌内地区環境整備事業 ・緑化事業基金費 ・多面的機能支払事業 ・環境保全林整備事業 ・大規模開発跡地環境整備の推進</p>
	<p>施策項目-15-3 再生可能エネルギーの有効活用 カーボンニュートラルに向けた省エネルギー対策と再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や普及促進を図っていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・住宅省エネ化の推進 ・再生可能エネルギー導入の検討・実施 ・エネルギー地産地消事業 ・厚真町太陽光発電所運営事業</p>
	<p>施策項目-15-4 適切なごみ処理の推進 生活用品の長期使用、買い物袋の持参など、ごみを出さない減量化（リデュース）の取り組みを啓発するとともに、分別収集の徹底、生ごみの堆肥化、家電や廃プラスチックの適正処理の促進など、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みを町民と協働で進めます。</p> <p>また、関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・廃棄物処理対策事業 ・家庭ごみ処理助成事業 ・安平・厚真行政事務組合の運営</p> <p>施策項目-15-5 生活排水の適正処理 生活排水の適正な処理を図るため、公共下水道の更なる普及を図るとともに、公共下水道処理区域外での合併処理浄化槽の設置促進を計画的に進めます。</p> <p>公共下水道、町管理の合併処理浄化槽ともに、施設の適切な維持管理・長寿命化に努めるとともに、各家庭で管理している浄化槽についても適切な維持管理を啓発していきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業 ・浄化センターの維持事業 ・浄化槽市町村整備促進事業 ・胆振東部日高西部衛生組合の運営</p> <p>施策項目-15-6 環境衛生の推進 3Rの徹底に加えて、生活環境の清潔の保持、ごみの散乱防止に関する住民意識の啓発を図ります。</p> <p>魅力的な景観づくりに向けて、環境対策町民会議や自治会など各種団体と協働し、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。</p> <p>また、葬苑・墓地の適切な環境整備等に努めるとともに、ペットの適切な飼養の啓</p>

	<p>発と野犬、ハチの巣等への適切な対策に努めます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対策推進事業 ・ 墓地管理事業 ・ 葬苑管理事業 ・ 畜犬・野犬対策事業 ・ 蜂の巣対策事業
<p>基本施策 16 快適な住環境の確保と定住促進</p>	<p>施策項目-16-1 公営住宅の整備・維持管理</p> <p>公営住宅は厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に改修・長寿命化を進めるとともに、定住の受け皿としてニーズに沿った整備を推進します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の維持管理
	<p>施策項目-16-2 移住・定住の促進</p> <p>移住希望者に町の定住施策を知ってもらい、着実に定住に結びつけるため、「グリーン&スローライフ」に象徴される町の魅力や、空き地・空き家・定住促進施策の積極的な情報提供に努めます。</p> <p>また、民間と適切に役割分担しながら、PPP（官民連携）などの手法を活用しつつ、宅地の造成・分譲、空き家の有効活用、公営住宅の供給、民間住宅の建設やリフォームの誘導を進めていきます。</p> <p>加えて、関係人口の拡大や、ライフスタイルの多様化に合わせて、テレワークや二地域居住などの多様な住み方を叶える受け皿を整備します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住化促進対策事業 ・ 子育て支援住宅の整備 ・ サテライトオフィス ・ テレワーク施設の整備
	<p>施策項目-16-3 水道の安定供給</p> <p>配水管の耐震化や水道未普及地域解消など必要な事業を計画的に推進し、安定した水道水供給を図っていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管の耐震化 ・ 簡易水道施設の維持管理
	<p>施策項目-16-4 公園・緑地の維持管理</p> <p>公園・緑地は、憩いの場としてだけではなく、災害時の一時的な避難場所をはじめさまざまな機能を有しているほか、各世代により公園へのニーズが異なることから、これらの視点に基づき、機能充実と維持管理に努めます。また、胆振東部地震により被害を受けた公園の再生に取り組むとともに、老朽化の進む箇所については、統廃合などを含め、効率的な維持管理体制の整備について検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園整備事業 ・ 公園施設長寿命化事業
<p>基本施策 17 消防・防災の強化</p>	<p>施策項目-17-2 災害に強いまちづくり</p> <p>胆振東部地震の教訓を生かし、防災拠点や避難路の整備、公共施設における非常用電源の確保などの災害に強い基盤整備を行います。</p> <p>また、治山・砂防、河川改修のほか、住宅・公共施設などの耐震改修など予防対策事業を進めます。</p> <p>さらに、震災遺構などの整備により、震災の記憶を後世に引き継ぎ、災害を教訓としたまちづくりを将来にわたって推進していきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がけ地近接等危険住宅移転事業 ・ 防災拠点施設の整備 ・ 避難路の整備 ・ 防災備蓄倉庫の整備 ・ 住宅耐震化への支援 ・ 宅地耐震化の推進 ・ エネルギー地産地消事業 ・ 被災の記憶の継承
	<p>施策項目-17-2 地域防災力の向上</p> <p>北海道地域防災マスターや自主防災組織の育成、避難情報の発表基準の設定と周知、防災無線のデジタル化、災害時要配慮者・避難行動要支援者への支援体制の充実、広域的な応援・受援体制の確立、非常用電源や燃料の確保、備蓄品の分散や流通備蓄活用のための町内外の民間事業所との協定の締結などを重点的に進めていきます。</p> <p>また、学校教育や社会教育の中で防災教育を実施し、災害に対応できる人材の育成を図ります</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成 ・ 北海道地域防災マスターの養成と活用 ・ 防災無線管理事業 ・ 災害時要配慮者の支援 ・ 防災訓練事業 ・ 災害協定の締結 ・ 防災教育の実施

基本施策 20 健全な行政運営の推進	<p>施策項目-20-3 公共施設の総合管理の推進</p> <p>令和2年度策定の公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、公共施設の整備・更新、長寿命化のための改修・補修、今日的なニーズに対応するための転用、施設運営の休止・廃止、さらには施設運営に関する民間活力の積極的な活用などを順次進めていきます。</p> <p>また、役場本庁舎については、利便性の向上に配慮するとともに、防災機能などを備えた新庁舎として、周辺の公共施設の整備と合わせて建設を進めていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <p>・公共施設の長寿命化の推進 ・庁舎および周辺施設整備</p>
	<p>施策項目-20-6 広域行政の推進</p> <p>町民の日常的な生活圏が広がるとともに、行政事務の多様化が進む中、防災や環境、交通など、単一自治体だけでは解決が難しい広域的な課題の解決に向けて、定住自立圏構想等に基づき、道や他自治体それぞれの規模や特色に応じた役割と適切な分担のもとに、連携・協力を図っていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <p>・東胆振定住自立圏構想の推進 ・広域圏振興事業</p>

(2) 苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月改訂予定）

項目	内容
目標年次	令和12年
都市計画区域の範囲	行政区域の一部 約 20,042 ha
都市づくりの基本的理念	<p>厚真町は、基幹産業である農業の振興を重視しつつ恵まれた立地を活かし、豊かな自然環境と調和した魅力ある住宅地の形成を図ってきた。</p> <p>今後も、恵まれた地域資源を最大限に活かし、第1次産業の生産力が維持され第2次産業・第3次産業と連携することで地域内循環を生み、住民が安心して暮らし続け、町外から人が訪れ多くの方が定住し、すべての住民が幸せを実感できるまちを目指している。</p> <p>また、平成30年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、本区域東部を中心に甚大な被害を受けたことから、震災からの早期復興を進める。</p>
区域区分の有無	今後も農林漁業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。
以下関連事項抜粋	
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	<p>(1) 主要用途の配置の方針</p> <p>人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、コンパクトで地域の特性を生かしたまちづくり、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のように配置する。</p> <p>① 住宅地</p> <p>一般住宅地は、中心商業業務地の周辺、都市内幹線道路沿道及び土地区画整理事業や開発行為等により計画的に整備された住宅地に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成・保全を図る。</p> <p>専用住宅地は、豊沢地区、新町地区及び本郷地区に配置し、低層専用住宅地として良好な住環境の形成を図る。</p> <p>用途の純化や必要に応じて地区計画制度等の活用をすることにより、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図る。</p> <p>苫小牧東部地域における産業空間の展開に応じ必要となる住宅地については、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、適切に確保する。</p> <p>② 商業業務地</p> <p>厚真中央地区については、地域商業業務地として、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図る。</p> <p>小売店やサービス業などが立地する主要幹線道路沿道は、沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導する。</p> <p>③ 工業・流通業務地</p> <p>一般工業地については、市街地の幹線道路沿道に配置し、軽工業施設等の集積を図る。</p> <p>苫小牧東部地域については、苫小牧東部開発新計画及び苫小牧港港湾計画の土地利用計画等と整合を図り、物流機能、産業機能及び研究開発機能を配置する。</p> <p>一般工業地及び流通業務地については、特別用途地区等の指定により、工業・流通業務地として合理的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>苫小牧港については、臨港地区を定め、苫小牧港港湾計画に基づく適切な土地利用を図る</p> <p>④ 生活拠点</p> <p>京町・新町地区周辺及び上厚真地区に「生活利便施設、公共公益施設、防災関連施設、再生可能エネルギー利活用施設等」を複合的に配置及び集約し災害時の被災者に対応した都市構造の形成を図る。</p> <p>⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p>新町地区については、宅地造成や震災に伴う公営住宅の建設、社会福祉施設の再建等による市街地整備を予定していることから、用途の純化等により、適正かつ計画的な土地利用を図る。</p> <p>上厚真地区については、公営住宅の建替による集約化や宅地造成等に伴う一般住宅の建設及び震災に伴う公営住宅の建設が進んでいることから、一般工業地から一般住宅地に用途地域を見直し、良好な住環境の形成を図る。</p>

	<p>(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 住宅地のうち、一般住宅地及び専用住宅地については、それぞれ地区の特性に応じて適切な密度の利用を基本とし、良好な住環境の形成及び保護を図る。 商業業務地のうち、地域商業業務地及び沿道商業業務地は、中密度の利用を基本に、地区や幹線道路の特性に応じて適切な密度の利用を図る。 工業・流通業務地のうち、専用工業地、一般工業地及び流通業務地については、中密度の利用を基本に、工業・流通業務地としての適切な密度の利用を図る。</p> <p>(3) 市街地の土地利用の方針 ① 居住環境の改善又は維持に関する方針 表町ハートフルタウン地区、新町パークタウン地区、豊沢ルーラルビレッジ地区・フォーラムビレッジ地区及び上厚真柏地区等、計画的開発が進められた住宅地については、景観に配慮した良好な居住環境の維持形成を図る。 京町地区、本町地区、錦町地区、新町地区、本郷地区及び上厚真地区等の既存市街地の住宅地は、住環境の維持保全を図る。 老朽化した公営住宅が立地する本郷地区、表町地区及び上厚真地区については、公営住宅整備事業や個別改良事業等により住環境の維持・改善を図る。 これまで良好な居住環境が保たれてきた地区においては、地区計画制度等の積極的な活用により、今後ともその環境の保全を図る。 市街化調整区域だけでなく市街化区域内の未利用地においても増加している再生可能エネルギー発電施設について、条例等により良好な住環境の保全を図る。</p> <p>② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街化区域内にある社寺等で特に歴史的、環境的に良好な自然景観を有している区域は風致の維持を図る。 自然的環境を有し、環境の保全、公害及び災害の防止、景観の向上のため特に必要な緑地は、今後も適正な保全を図る。</p> <p>(4) その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として市街化区域拡大の対象とはしない。</p> <p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化の抑制に努め災害被害の軽減を図る。 土砂災害特別警戒区域に指定されている厚真町の吉野地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。 平成30年北海道胆振東部地震において砂防指定地等として指定された地区については、居住の抑制に努め災害被害の軽減を図る。</p> <p>③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地を取り巻く多くの山林原野等については、住民の憩いの場または自然地として保全を図る。</p> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 優良田園住宅等の田園居住やグリーン・ツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域や森林地域の新たな交流の促進など、市街地から離れた自然豊かな地域での居住ニーズ等が高まっていることから、農林業との健全な調和と連携を図りながら、必要に応じて地区計画制度や開発許可制度を活用することにより、周辺環境と調和し良好な自然環境を活かしつつ保全する適切な土地利用を図る。 人口減少・高齢化の進行等により、本区域の市街化調整区域において空き家が多数発生し、地域活力の低下等の課題が生じていることから、地域の実情に応じて、都市計画法第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による既存建築物の用途変更の許可制度を活用することにより、観光振興等による地域再生や既存コミュニティの維持を図る。</p>
<p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 交通施設 ① 基本方針 都市間や空港、港湾及び苫小牧東部地域開発に伴う広域交通と、域内交通の発生集中に対応したネットワークを形成するとともに、「物の流れ」と「人の動き」を把握し、</p>

公共交通との適切な役割分担を図り、効率的な総合交通体系の確立に努める。

公共交通の充実及び交通結節点の機能強化を図り、公共交通の利用を促進するとともに、バリアフリー化の推進により安心して歩くことができる歩行空間づくり、また、自転車利用を促進するため、自転車道路のネットワークの形成を図る。

持続可能な地域公共交通に関する計画を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る。

大規模地震等の災害に対し、円滑な緊急避難、緊急物資輸送及び救助活動等が広域的に行えるように幹線道路の充実を図る。

施設整備にあたっては、交通需要に対応した計画的、段階的の整備を行うとともに、安全でうるおいのある都市環境の創造に努める。

北海道の物流の拠点である国際拠点港湾苫小牧港を有することから、多様な産業を支える工業・流通拠点として、港湾機能の確保及び充実に努めるとともに、広域交通の利便性の向上及びアクセス強化に努める。

苫小牧東部地域においては、周辺市街地及び主要都市との有機的連携を図りながら災害時における人的支援や物資の輸送路の確保として、3・1・504号苫小牧厚真通等の幹線道路の早期整備を図るとともに、段階的な土地利用に対応した都市計画道路の配置を検討する。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

道央広域連携地域の基軸となる2高速として北海道縦貫自動車道及び日高自動車道(1・3・601号苫東自動車道)を配置する。

広域的な交通を円滑に処理するため、各都市を連絡する3・2・505号東港北通(一般道道上厚真苫小牧線)、3・2・401号厚真大通(主要道道千歳鷗川線)などの整備拡充を図る。

都市圏内及び周辺都市圏を連絡する道路として、3・3・503号苫小牧鷗川通(国道235号)を配置する。

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、3・1・3号臨海北通(一般道道上厚真苫小牧線)、3・2・401号(主要道道千歳鷗川線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 港湾

苫小牧港は、国際拠点港湾として、港湾計画に基づき、船舶の大型化と多様化する貨物需要に対応するため、港湾施設の整備を促進し、西港区と東港区が一体となった多様な機能が集積する総合的な港湾機能の形成を図るとともに、大規模地震災害時においても、必要な国内海上幹線物流機能、緊急物資輸送及び緊急避難等の機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画、河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

下水道については、浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び下水道資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

イ 河川

河川については、自然生態系に配慮しつつ親水空間の創出に努め河川改修を推進するとともに、市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図り、うるおいのある都市環境形成に向け総合的な治水対策を推進するとともに、河川環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)において95.7%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する治水の安全度の向上に努める。さらに、水と緑のうるおいある水辺空間を形成するため、親水機能の向上を図る。

	<p>② 主要な施設の配置方針</p> <p>a 下水道 本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、厚真公共下水道の表町地区にそれぞれ処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。</p> <p>b 河川 厚真川の改修を促進するとともに、流域内の各種開発事業などとの調和を図りつつ、総合的な治水対策を図る。</p> <p>③ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりとする。 浸水被害を軽減するための雨水管整備や、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新を行う。 厚真川については河川改修を促進する。</p> <p>(3) その他の都市施設 都市計画に定められている火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。</p>
<p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 新町地区及び上厚真地区は、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、必要に応じて土地区画整理事業等を活用し、土地の合理的利用増進を図る。 新市街地及び市街化進行地域については、土地区画整理事業などによる計画的開発を図る。</p> <p>(2) 市街地整備の目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。 ・厚真町新町地区（土地区画整理事業等） ・厚真町上厚真地区（土地区画整理事業等）</p>
<p>4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 基本方針 まちづくりの理念に基づき、自然、文化、伝統を後世に伝え、勇払原野の豊かな自然との共存を図りつつ、健全で文化的な魅力ある都市づくりを推進するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するよう緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置に努める。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>① 緑地系統ごとの配置方針</p> <p>a 環境保全系統 緑地系統の骨格を形成する緑として、市街化調整区域の緑を保全し、都市気象の緩和や環境への負荷軽減を図る。また、市街地の河川緑地とあわせて動植物の生息・生育環境として保全を図る。 樹林地は、生活環境の快適性の確保や身近な自然環境として位置付け、適正な維持・管理に努めるとともに、新たな開発が必要な場合においては、豊かな自然との調和を図り、自然環境の保全に努める。 生活環境の改善に資する身近な緑を確保するため、公園・緑地の整備を図るとともに、その他主要な公共、公益施設を、周辺の良好な生活環境を提供する空間として位置付け、これらの適正な緑化とその維持・管理に努める。</p> <p>b レクリエーション系統 住区ごとに街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。 増大するスポーツ・レクリエーション需要に対応する運動公園として、かしわ公園を配置する。 苫小牧東部地域においては、苫小牧東部開発新計画に基づき、多様で豊かな自然環境の保全や緑地の多角的な利用を進めるとともに、親水空間等の整備を図るなど、自然と共生する環境づくりに努める。</p> <p>c 防災系統 必要に応じて広域避難地としての公園を配置する。 河川空間は火災発生時の延焼遮断帯及び避難路として配置する。 工業地においては、その周辺の良好な環境を保持するため、緩衝・遮断等の機能を持つ緑地を配置する。</p>

	<p>d 景観構成系統 苫小牧東部地域は、広大な原野の空間特性を活かしながら、うるおいある緑の工業景観の形成を図る。</p> <p>e その他の系統 厚真中央霊園を配置する。</p> <p>② コンパクトなまちづくりに係る配置方針 コンパクトなまちづくりに対応するため、公園等の適正配置について統廃合を含めた検討を進める。また、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する観点から、長期未着手である公園等については、廃止を含めた見直しの検討を進める。</p> <p>(3) 主要な緑地の配置の方針 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「緑の基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全等の地域地区として定める。</p> <p>(4) 主要な緑地の配置の方針 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業としてかしわ公園の整備を図る。</p>
--	---

1-16-2 関連計画

(1) 厚真町住生活基本計画（平成28年2月）

項目	内容	
計画期間	平成28年度～平成37年度	
将来人口	4,600人（平成37年）	
計画のテーマ	田園環境における快適な住宅・住生活の実現	
基本目標	基本目標1 誰もが安全に安心して暮らすことのできる住まいの実現 基本目標2 地域の住宅ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成 基本目標3 地域再生や活性化に寄与する住まいづくり 基本目標4 自然環境との共生を重視した住まいの実現	
以下関連事項抜粋		
	展開方向	具体的な取り組み
基本目標1	① 高齢者が安心して暮らせる住宅づくり、住生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー住宅建設の支援 ・バリアフリー住宅改善の支援 ・見守り型高齢者向け公営住宅の整備
	② 子育て世帯が安心して暮らせる住まい、環境づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯に対する住宅建設の支援 ・子育て世帯向の空き家活用の促進 ・子育て支援住宅の整備 ・子育て世帯の住み替え等に関する住情報の提供
	③ 住宅困窮世帯が抱える住宅問題を解決する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅相談窓口の整備 ・住宅相談体制の整備
基本目標2	① 住宅建設による良質な住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家住宅建設の促進 ・民間賃貸住宅建設の促進
	② 既存住宅リフォームによる利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォームの支援 ・中古住宅市場情報の整備
	③ 地域の多様な住宅需要に応じた公共賃貸住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り型高齢単身者向け住宅の整備 ・子育て支援（賃貸）住宅の整備 ・公営住宅等長寿命化計画に基づく事業の推進 ・単身者住宅の整備・検討
	④ 安全・安心な住宅づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境が健康的な住宅の普及 ・安全な住宅づくりの促進 ・消費者保護対策の推進 ・住宅トラブル等の相談窓口の整備 ・住宅のミスマッチの解消
基本目標3	① まちづくりと連携した住宅地づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進と移住誘導を図る新規住宅地整備の推進 ・定住促進のための市街地内既存整備住宅の活用 ・全国を対象とする既存整備住宅地の活用促進 ・苫小牧圏等を対象とする既存整備住宅地の活用促進 ・定住促進のための宅地取得の支援 ・厚真町開拓期の遺構である古民家の保存
	② 移住定住化促進のための住宅づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の持ち家建設促進事業 ・子育て世帯の移住誘導 ・空き家の利活用の促進 ・移住希望者への空き家情報の提供 ・田学連携事業、U・Iターン等による移住誘導
	③ 厚真町に根づいた住まいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・厚真らしい暮らし・住まいの創出 ・空き家対策など良好な景観づくりの推進
基本目標4	① 環境への負荷を低減する住まいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅省エネルギー化の推進 ・建築系廃棄物の適正処理とリサイクルの推進
	② 自然エネルギー技術の活用・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの有効活用技術の普及

第1章 厚真町の概要

(2) 厚真町空き家等対策計画（平成29年3月）

項目	内容
計画期間	平成28年度～平成32年度
以下関連事項抜粋	
第3章 空き家等対策に係る基本的な方針	<p>2 基本理念</p> <p>(1) 快適な生活環境の確保 空き家等の適切な管理の推進と空き家等の発生を抑制することに重点をおき、快適な生活環境の確保を目指します。</p> <p>(2) 安全、安心な生活環境の確保 空き家等の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、町民が安全かつ、安心して暮らすことのできる町づくりを推進します。</p> <p>(3) 空き家等を利活用した定住等の促進 空き家等は、利活用次第で地域等の大きな資産となりうるものであることから更に空き家等の利活用の促進を図ります。</p>

(3) 厚真町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

項目	内容
計画期間	2016年度（平成28年度）～2025年度（平成36年度）
将来人口	「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」の将来展望値
基本方針	<p>基本方針1 施設保有量の適正化 建築物については、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設保有量の適正化を図ります。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえて、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した施設保有量の適正化を図ります。</p> <p>基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進 今後も活用していく建築施設については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施し長寿命化を推進することにより、安心・安全なサービスの提供に努めるとともに環境への配慮をしつつ、財政負担の軽減・平準化を図ります。</p> <p>基本方針3 既存施設の有効活用 厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営に係る費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図るために、民間企業との連携、住民との協働を視野に入れながら、事業の効率化と維持管理費の縮減に取り組みます。</p>
以下関連事項抜粋	
4-4 施設類型別の基本方針	<p>建築物施設全般について 今後も継続的に運用（利用）する施設については、重要度を勘案し、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。 また、施設を集約化するなどの検討を行い、維持・管理・更新などの費用の縮減に取り組むとともに、長期的な視点に立った施設の長寿命化を図ることにより、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。</p> <p>役場庁舎について 昭和28年建築で、築63年を経過しており、耐震診断結果では、「耐震安全性に疑問あり」（震度6強の地震で倒壊の恐れあり）との結果から、防災拠点施設である本庁舎は建替えの方針で、複合化も視野に入れ、早急に検討が必要です。</p> <p>道路や橋梁、公営住宅等について すでに策定されている長寿命化計画に従って修繕、更新等を進めていきます。</p> <p>学校教育、子育て支援施設について 少子化等の社会情勢を勘案し、施設の在り方も検討事案となります。</p> <p>今後は、全ての建築施設・インフラ施設の現状に即した、個別の「長寿命化計画」を策定・集約を早急に行い、計画的な財政運営、平準化等の協議を行います。</p>

(4) 厚真町地域防災計画（令和3年3月改訂予定）

項目	内容
以下関連事項抜粋	
本編	
第4章 災害予防計画	
第4節 建築物災害予防計画	<p>1. 予防対策</p> <p>町は、建築基準法に規定される耐震性能を有しない施設、とりわけ避難所指定となっている拠点施設の耐震改修を推進するため、厚真町耐震改修促進計画等に基づき、これら施設の耐震性の向上を図る。</p> <p>また、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め建築物の不燃化の促進を図り、防災構造・準防火構造とるように努め、火災の延焼の防止を図る。</p>
第5節 避難体制整備計画	<p>1. 避難誘導體制の構築</p> <p>(1) 町は、大規模火災、津波等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</p> <p>(4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。</p>
第8節 防災資機材等の整備計画	<p>3. 防災備蓄倉庫の整備</p> <p>町は、食料等の確保、防災資機材等の整備・保管、住民の防災訓練の支援等のために防災備蓄庫を整備する。</p>
第10節 土砂災害予防計画	<p>2. 土砂災害警戒区域等</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づき、基礎調査等を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。</p>
第6章 地震災害対策計画	
第2節 地震予防計画	<p>(1) 地震に強いまちづくりの形成</p> <p>町及び防災関係機関は建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し地震に強いまちづくりを推進する。</p> <p>イ 主要交通の強化</p> <p>町及び関係機関は、基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。</p> <p>エ ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>①町及び関係機関は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄に努める。</p> <p>③復旧対策基地等の整備</p> <p>町は震災後の復旧拠点基地、救護基地となる公園、グラウンド等の整備に努め災害復旧・復興を円滑に行うための備えを図る。</p>
第10節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	<p>(1) 建築物、構造物等の耐震化</p> <p>厚真町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。</p> <p>(2) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾の整備</p> <p>被災時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路等の計画的な整備を推進するものとする。また、苫小牧東港は、災害時緊急物資供給港として耐震化岸壁を整備することとする。</p>
第8章 樽前山火山防災計画	
第3節 火山災害予防対策	<p>5. 防災施設の整備</p> <p>町民の生命、身体及び財産を守るため、多様な通信施設整備に取り組むものとする。また、併せてヘリポート、避難道路等の整備に取り組むものとする。</p>

第1章 厚真町の概要

第9章 事故災害対策計画	
第9節 大規模な 火事災害対策計画	1 災害予防 (1) 大規模な火事災害に強いまちづくり 延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。
資料編	
重要水防箇所 7 箇所	厚真川 5箇所、ウクル川 2箇所
高波、高潮、津波 等予想区域	浜厚真地区 海岸 350ha、5,000m
急傾斜地の崩壊 76区域	厚真幌内1、厚真幌内2、厚真幌内3、厚真幌内4、厚真幌内6、厚真幌内7、厚真幌内8、厚真幌内9、厚真富里1、厚真富里2、厚真富里3、厚真富里4、厚真富里5、厚真富里6、厚真富里7、厚真富里8、厚真富里、厚真高丘1、厚真高丘2、厚真高丘3、厚真吉野1、厚真吉野2、厚真東和1、厚真東和2、厚真東和3、厚真東和4、厚真東和5、厚真東和6、厚真東和7、厚真東和8、厚真東和9、厚真東和10、厚真東和11、厚真桜丘1、厚真桜丘2、厚真桜丘3、厚真桜丘4、厚真桜丘5、厚真桜丘6、厚真桜丘7、厚真桜丘8、厚真桜丘9、厚真桜丘10、厚真朝日、厚真本郷1、厚真本郷2、厚真幌里1、厚真幌里2、厚真幌里3、厚真新町1、厚真新町2、厚真新町3、厚真新町4、厚真新町5、厚真宇隆1、厚真宇隆2、厚真宇隆3、厚真宇隆4、厚真宇隆5、厚真美里1、厚真美里2、厚真美里3、厚真美里4、厚真美里5、厚真美里6、厚真美里7、厚真美里8、厚真美里9、厚真豊沢、厚真軽舞、厚真豊丘1、厚真豊丘2、厚真豊丘3、厚真豊丘4、厚真鹿沼、厚真鹿沼2
土石流 119区域	厚真石曲がりの沢、幌内沢、幌内学校沢、日高幌内川の沢、幌内1の沢、シルク沢、吉野の沢、舛ノカ川、富里小沢、富里の沢川、吉野北1の沢、吉野北2の沢、吉野北3の沢、高丘東の沢、学校の沢川、ハヅ左の沢、ハヅ左2の沢、高丘の沢、ハヅ左3の沢川、第四区1の沢、第四区2の沢、東和川左股、東和川右股、東和川右1の沢、東和川右4の沢、東和川右5の沢、東和川左1の沢、東和川左2の沢、東和川左3の沢、東和川左4の沢、東和川左5の沢、東和川左6の沢、東和川左7の沢、東和川左8の沢、知決辺川下の沢、知決辺川中の沢、知決辺川上の沢、知決辺川2股沢、幌里の南沢、桜丘の沢、チャップ沢川、チャップ2の沢川、桜丘の南沢、知決辺川左1の沢、知決辺川左4の沢、知決辺川左5の沢、知決辺川左6の沢、近悦府川右の沢、厚真本郷1の沢、厚真本郷2の沢、厚真本郷川、本郷一の沢、本郷上の沢、本郷北の沢、幌里下の沢、知決辺川右1の沢、知決辺川右2の沢、知決辺川右3の沢、知決辺川右6の沢、知決辺川右7の沢、知決辺川右8の沢、知決辺川右9の沢、知決辺川右10の沢、知決辺川右11の沢、ウレウ左の沢川、宇来留左2の沢、宇来留左の沢、宇来留左1の沢、宇来留右の沢、宇来留右2の沢、宇隆支北1の沢、宇隆支北2の沢、宇隆支北3の沢、宇隆右1の沢、ハヅ1の沢、ハヅ2の沢、ハヅ3の沢、ハヅ4の沢、ハヅ5の沢、ハヅ6の沢、ハヅ7の沢、ハヅ8の沢、宇来留川右1の沢、宇来留川右2の沢、宇来留川右3の沢、宇来留川右4の沢、宇来留川右5の沢、宇来留川右6の沢、宇来留川左1の沢、宇来留川左2の沢、宇来留川左4の沢、第六区1の沢、美里の沢、美里1号沢、美里2号沢、美里4号沢、美里5号沢、軽舞の沢川、軽舞川右1の沢、軽舞川右2の沢、軽舞川左1の沢、軽舞川左2の沢、軽舞川左3の沢、軽舞川左4の沢、軽舞川左5の沢、豊沢川左沢、豊沢川左2の沢、野安部川右1の沢、野安部川右2の沢、野安部川右3の沢、入鹿別の沢、入鹿別1の沢、入鹿別3の沢、入鹿別川右1の沢、入鹿別川右2の沢、入鹿別川右3の沢、入鹿別川右4の沢、入鹿別川左1の沢、入鹿別川左2の沢
地すべり 19区域	幌内、東和地区
石油コンビナート 等災害予想区域	浜厚真、共和、上厚真、富野、共栄、豊川、厚和、鯉沼、清住
指定避難所（厚真 川洪水を除く） 11箇所	厚真中央小学校（福祉優先施設）、厚真中学校、スポーツセンター、厚南会館、上厚真小学校、幌内マナビィハウス、本郷マナビィハウス、豊沢マナビィハウス、ルーラルマナビィハウス、鹿沼マナビィハウス、（仮称）北部地域防災拠点施設
指定避難場所（厚 真川洪水の場合）	厚真中央小学校（福祉優先施設）、厚真中学校、上厚真小学校、幌内マナビィハウス、本郷マナビィハウス、豊沢マナビィハウス、ルーラルマナビィハウス、鹿沼マナビィハウス、桜丘生活会館、幌里生活会館、宇隆生活会館、（仮称）北部地域防災拠点施設

指定避難所（津波の場合） 12 箇所	上厚真小学校、厚南会館、鹿沼マナビイハウス
指定避難場所（石油コンビナート災害の場合） 3 箇所	上厚真小学校、厚南会館、厚南中学校
指定緊急避難場所 16 箇所	幌内マナビイハウス駐車場、厚真町役場本庁舎 2 階、厚真町役場職員駐車場、厚真町青少年センター、厚真町青少年センター 2 階、総合ケアセンターゆくり 2 階、総合ケアセンターゆくり駐車場、総合福祉センター駐車場、厚真中央小学校グラウンド、厚真中学校グラウンド、スポーツセンター駐車場、かしわ公園野球場、上厚真かえで公園、厚南会館駐車場、上厚真小学校グラウンド、日高自動車道
要配慮施設（避難確保計画作成施設） 16 箇所	福祉施設等：厚南デイサービスセンター、高齢者生活福祉センター（ともいき荘）、高齢者グループホーム やわらぎ、小規模多機能ホーム ほんごう、グループホーム えがおの家、特別養護老人ホーム豊厚園、あつまデイサービスセンター、障害者支援施設 厚真リハビリセンター、ライフサポートハウス すまいる、デイワーク 里工房 ほっとす 学 校 等：北海道厚真高等学校、厚真町立厚南中学校、こども園つみき、宮の森こども園、厚南児童会館 医 療 施 設：あつまクリニック

(5) 東胆振定住自立圏共生ビジョン（平成29年8月 第1回変更）

項目	内容
計画期間	平成27年度～平成31年度
東胆振圏域が目指す将来像	潜在する資源を活かしながら、医療・地域公共交通の充実、さらには、生活情報、雇用情報及び移住・定住関連情報の提供なども含め、必要な生活機能を確保及び共有し、将来にわたって必要な人口を確保した上で、圏域住民が安心して暮らし続けることができる圏域を目指します 「魅力あるポテンシャルを活かし、安心して暮らし続けられる圏域」
3つの柱	医療・防災体制等の充実による「安心・安全」な生活環境の向上 地域公共交通ネットワークの強化による住民の足の確保と利便性の向上 東胆振ブランド力の強化と交流人口の拡大
以下関連事項抜粋	
I 生活機能の強化に係る政策分野	<ul style="list-style-type: none"> <図書館相互利用の促進> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧市立図書館の広域利用 <地域ブランドの推進> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各特産品のPR・補助事業 ・ 東胆振の「食」「観光」「遊（レジャー）」の情報発信事業 ・ スープなど開発商品のPR事業 ・ 産・官・学と連携した事業を展開 <防災体制の充実> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の相互利用について協議を進める <循環型社会の構築> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの広域処理（苫小牧市、厚真町、安平町） ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助など
II 結びつきやネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <地域公共交通の維持確保と利用促進> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線維持補助、デマンドバスの運行など ・ 圏域における医療機関・商業施設・学校などへの交通アクセスの課題について、バスの接続や乗り継ぎの利便性向上を図るため、圏域全体の共通時刻表を策定するほか、交通結節点の整備について協議を進める <移住・交流促進> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住移住事業の推進 ・ ホームページを活用した圏域内の移住関連情報の一体的な発信

(6) 厚真町復旧・復興計画

(第1期：令和元年11月、第2期：令和2年4月、第3期：令和3年3月)

項目	内容
計画期間	令和元年度～令和7年度
計画の構成	<p>■第1期 住まいの再建 被害状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示すもの</p> <p>■第2期 復旧・復興の全体像 復旧・復興全体における施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みを示すもの。また、地域再生計画などに基づき地域別整備方針を示すもの。</p> <p>■第3期 復旧から復興へ中長期的な取り組み 第1期・第2期までの取り組みの進捗よく状況を整理するとともに、総合計画改訂版および次期総合戦略と連動し、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的な発展をめざし、今後の展開を示すもの。</p>
復興ビジョン	このつながりを未来へ
復旧・復興の基本方針	<p>■住まい・暮らしの再建 住まい・暮らしの再建については、だれ一人として取り残さないという理念のもと、被災者一人ひとりの状況に合わせた再建支援、心のケアを継続します。併せて、地域コミュニティの再生・活性化への支援に向けた取り組みや、胆振東部地震で被害を受けた百年記念公園やパークゴルフ場など地域住民の生活に欠かせない公園施設等の再整備についても検討を進めます。 甚大な被害を受けた吉野地区については、住民、ご遺族、地権者等の意向を確認しながら、植栽などの環境整備の推進と将来的な地区の姿について検討を進めます。</p> <p>■なりわい（仕事）の再生 大規模な被害を受けた各産業基盤については、国・道など関係機関の協力のもと復旧を推進します。特に民有林を含めた被災森林の再生に関しては長い年月を要しますが、整備手法等について引き続き、調査・研究を進めます。また、胆振東部地震をきっかけとした町外とのつながり（＝関係人口）の維持・拡大を図るとともに、復興に向けた新たな事業の創出に向けて連携を強化していきます。</p> <p>■災害に強いまちづくり 胆振東部地震の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフトの両面の防災・減災を推進します。災害時に拠点施設となる役場庁舎および周辺施設、防災備蓄倉庫の整備についても、本格的に着手します。</p> <p>■被災の記憶の継承 胆振東部地震で得た多くの教訓と復旧・復興の記憶や経験を忘れず町内外で共有し、今後の災害に備える防災意識社会の実現をめざします。</p>
以下関連事項抜粋	
基本方針1 住まい・暮らしの再建	<p>施策1 心のケア・生活再建支援の推進 自助、互助・共助、公助の基本的な考え方にに基づき、心のケアや生活支援を継続して行います。特に、住み替え後の生活支援を引き続き行うとともに、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行います。 在宅被災者の中には被災した住宅で生活を続け、住まいの再建の方針が定まっていない方も見受けられることから、各地区の民生委員や自治会を通じた情報収集と関係機関での情報共有・分析により、在宅被災者が抱える課題の把握と必要な支援を行っていきます。また、各制度の実施期間において、継続して住宅再建にかかる助成や、義援金の配分などの支援を行います。 また、被災者の住まい確保のため、これまでに建設した災害公営住宅等の維持・管理を継続して行うとともに、北部地域において小規模改良住宅を整備します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地区における心のケアの実施 ・ゲートキーパーの養成 ・ライフサポートアドバイザー派遣事業 ・各種支援制度の実施および利用勧奨 ・住まい再建に向けた個別支援の継続 ・小規模住宅地区改良事業 ・災害公営住宅等の維持・管理 <p>施策2 地域コミュニティの活性化への支援 社会福祉協議会と連携し、小地域での集いの場の他地区への展開や、災害公営住宅や公営住宅の建設地域における団地入居者と既存自治会などとの顔合わせや話し合いの場づくりなどの支援を行っていきます。</p>

	<p>特に被害が甚大な北部地域については、集落支援員を配置し、地域の巡回を通じて状況把握に努めるとともに、令和2年度に策定した「北部4地区地域再生計画」の推進を図っていきます。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落支援員の配置 ・地域コミュニティ施設等再建支援事業 ・コミュニティの形成支援 ・北部4地区地域再生計画の推進
	<p>施策3 公園施設等の再整備</p> <p>新町パークゴルフ場の再建については、用地の選定、整備計画について検討を進めます。</p> <p>また、百年記念公園は、公園用地内の緑化を図るとともに、周辺環境と調和した利活用を視野に、整備計画を検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パークゴルフ場の再建 ・百年記念公園用地の再整備
	<p>施策4 吉野地区の環境整備</p> <p>吉野地区の将来の構想づくりを進め、緑化による管理代行と必要な環境整備を行います。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による暫定的な管理の実施 ・将来構想の検討
<p>基本方針2 なりわい（仕事）の再生</p>	<p>施策1 産業基盤の復旧</p> <p>厚幌導水路の導水管の復旧をはじめとした、災害復旧事業の速やかな完了に向けて取り組むとともに、共同仮設店舗の管理・運営や、利子の一部補給などの事業を引き続き実施します。</p> <p>また、胆振東部地震の影響による環境変化をモニタリングし、生産性の回復と安定に向けて必要な支援を検討・実施します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄災害復旧事業「勇払東部」（国） ・中小企業災害復旧資金利子補給 ・共同仮設店舗の管理運営 ・震災影響のモニタリング
<p>基本方針3 災害に強いまちづくり</p>	<p>施策2 森林および林業の再生</p> <p>現在、計画および実施されている事業の速やかな完了を推進するとともに、経過観察が必要な箇所の把握と定期的なモニタリングを実施し、安全を確保します。</p> <p>また、路網の再整備と合わせて、将来的に木材生産林として期待できる場所への森林造成を優先的に推進し、森林機能の回復を図ります。また、持続可能な林産業の確立に向けて、倒木や残存している森林資源の利用計画を策定します。</p> <p>さらに、植樹会や、崩壊した森林の自然回復の過程を観察する会などの開催を通して、身近な森林と町民との接点を複層的に展開し、地域資源である森林との関係性の再構築を図ります。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の推進 ・震災影響のモニタリング ・森林再生に向けた実証試験および再造林 ・林道施設等の復旧および林業専用道等の整備 ・胆振東部地震遺構の整備 ・植樹会などの開催 <p>施策3 関係人口・企業との連携による新しい事業の創出</p> <p>胆振東部地震を機に得られた関係人口や企業とのつながりを生かし、新たな産業や、地域活性化に向けた取り組みの創出を促します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー地産地消事業 ・企業版ふるさと納税の活用
	<p>施策1 災害に強い社会基盤の整備</p> <p>国・道など関係機と連携し、山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等を実施します。</p> <p>また、胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保などの基盤整備を行います。さらに、災害発生時の情報通信インフラである防災無線のデジタル化や、基礎的な情報となるハザードマップの改訂を行います。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄砂防事業（国） ・治山事業（道） ・急傾斜地崩壊対策事業（道） ・避難路の整備（幌内左岸線 ・上厚真小学校通り線） ・宅地耐震化推進事業 ・配水管の耐震化 ・エネルギー地産地消事業 ・防災無線のデジタル化 ・ハザードマップの改訂

	<p>施策2 地域防災対策の強化 胆振東部地震の教訓を踏まえて更新した地域防災計画をもとに各種訓練を行い、計画やマニュアルの更新・策定を行いながら、町の防災体制を強化します。また、非常時の協力体制を構築するため、災害協定の締結などを積極的に行います。 地区防災体制の強化のため、自主防災組織の発足や活動、地区防災計画（避難計画等）の策定への支援を行うとともに、避難訓練、避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施を支援し、より実践的な活動の展開をサポートします。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の見直し ・災害廃棄物処理計画の策定 ・各種訓練の実施 ・災害協定の締結 ・自主防災組織の設立・活動支援 ・地区避難計画の策定支援 ・北海道地域防災マスター認定研修への支援
	<p>施策3 防災拠点・施設の整備 役場庁舎および周辺の構想・計画づくりを行い、防災機能を強化した新庁舎の建設と周辺公共施設群の再編成を行います。 富里・高丘・吉野地区が共同で使用できる、防災機能を有したコミュニティ施設（（仮称）北部地域防災拠点施設）を山際から離れた厚真川左岸の浸水想定区域外に整備します。 厚真市街地周辺の厚真川浸水想定区域外に、平常時に備蓄品などを保管し、災害時の支援助物資の受け入れにも対応できる、十分な容量を有する防災備蓄倉庫を整備します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎および周辺施設整備 ・胆振東部消防組合厚真支署の建て替え ・（仮称）北部地域防災拠点施設の整備 ・防災備蓄倉庫の整備
<p>基本方針4 被災の記憶の継承</p>	<p>施策1 犠牲者の追悼 胆振東部地震厚真町追悼式を執り行うとともに、胆振東部地震による犠牲者を悼み、胆振東部地震の記憶の継承と復興への思いを象徴する場として、慰霊の石碑や慰霊モニュメントを町の中心部に整備すると共に、犠牲者がいる集落への整備支援を検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胆振東部地震厚真町追悼式 ・慰霊碑の整備 ・慰霊施設 ・モニュメント等の整備 <p>施策2 胆振東部地震の記録や記憶の継承 発災から復旧・復興までの記録資料や被災者の記憶をアーカイブ化し、胆振東部地震から得た教訓と復旧・復興の過程を伝える記録誌を作成します。また、胆振東部地震がもたらしたものを伝えるために、被災現場や実物資料などの保存・活用について検討します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用 ・対応記録集の作成 ・町史の編さん（災害記録含む） ・胆振東部地震災害記録誌作成 ・胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討 <p>施策3 防災・減災意識の醸成 防災・減災まちづくりの意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした心のケアや防災学習の取り組みを継続し、加えて学校教育の幅広い場面で活用できる副読本を作成します。また、胆振東部地震の記録展示や防災学習推進に活用する施設を整備します。</p> <p>❖ 主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災学習の推進 ・児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化 ・防災教育のための副読本の作成 ・胆振東部地震伝承施設の検討

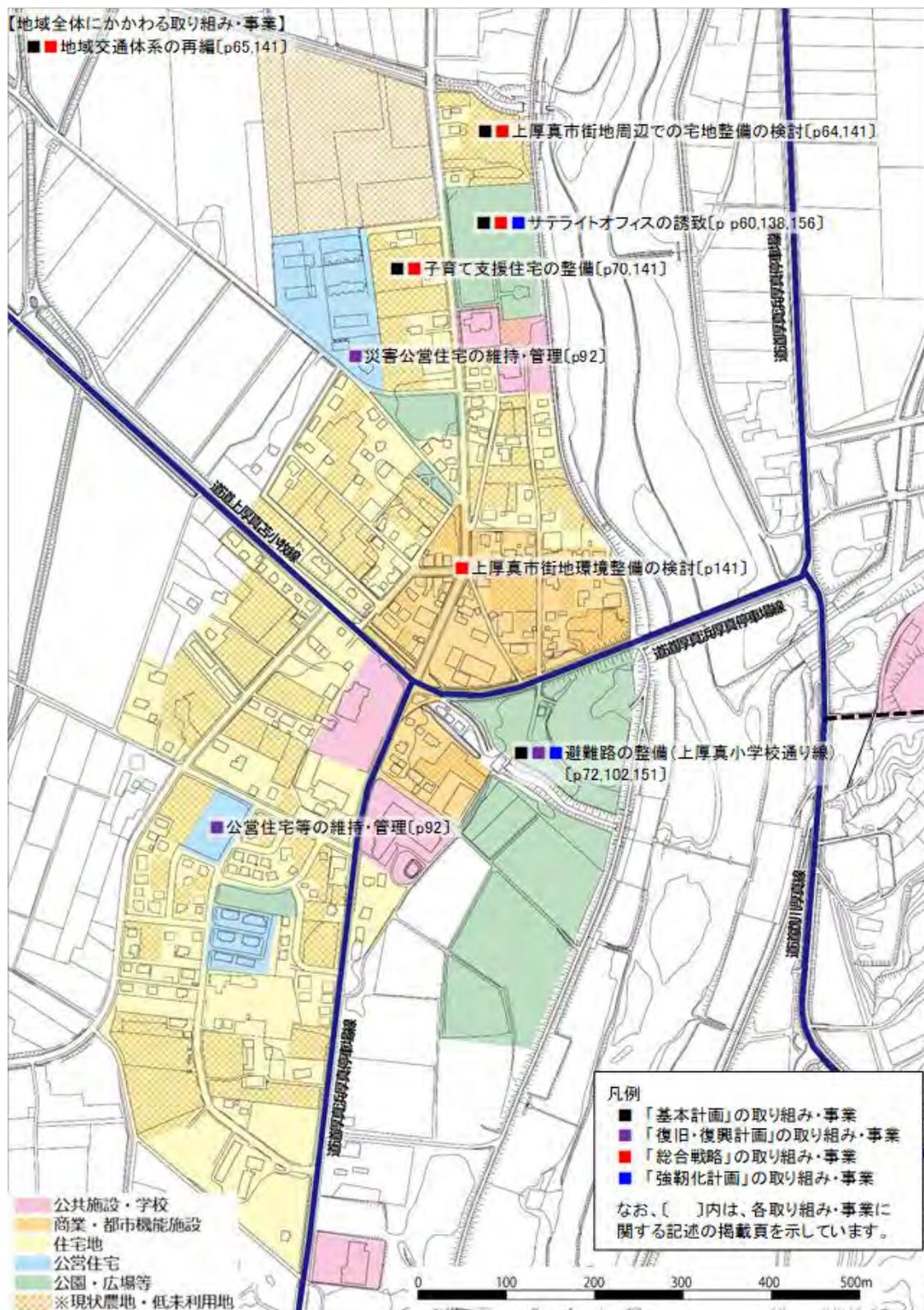
■北部地域の復旧・復興方針図



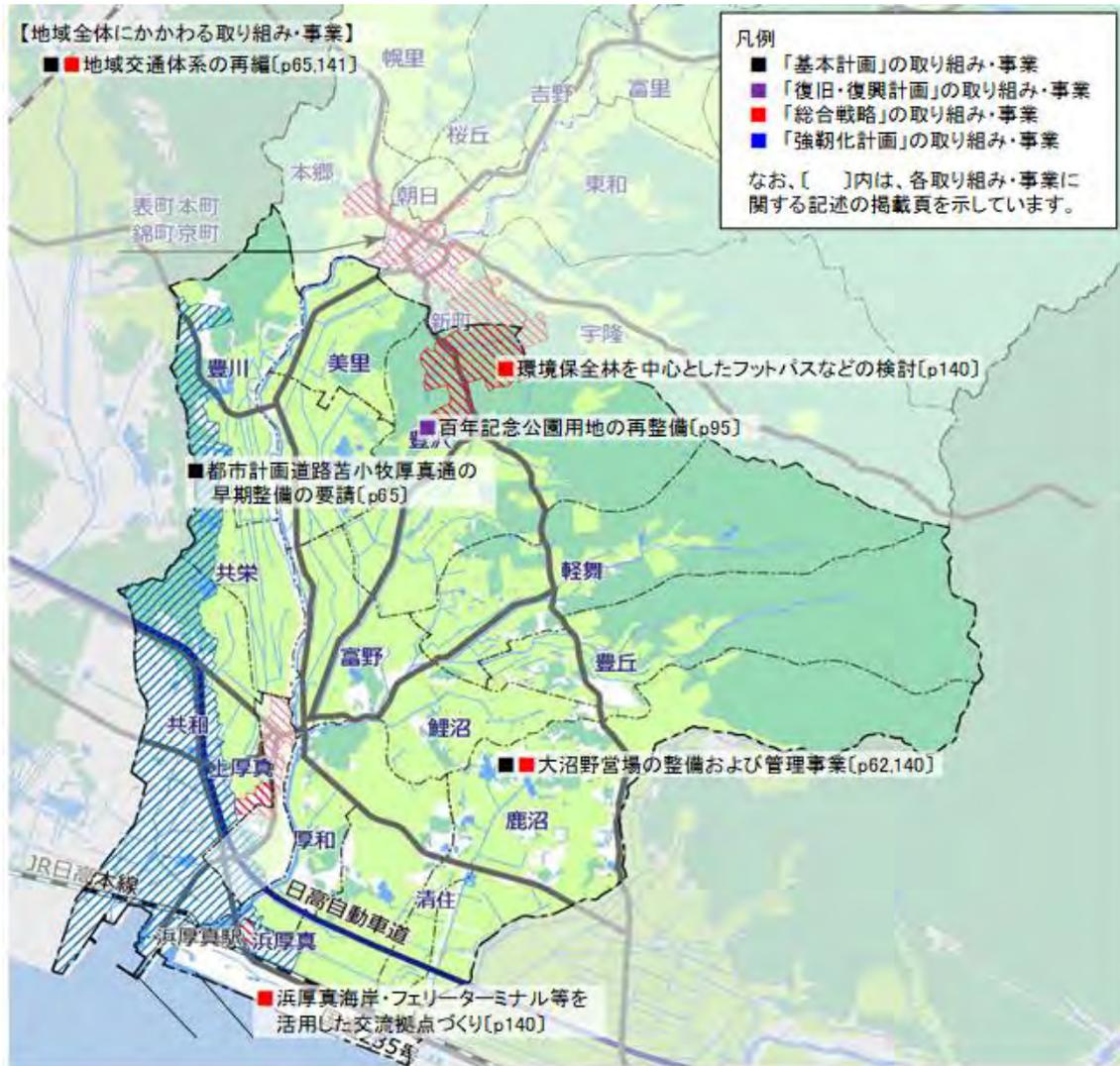
■厚真市街地の復旧・復興方針図



■上厚真市街地の復旧・復興方針図



■厚南地域の復旧・復興方針図



- | | | | |
|--|------------|--|------|
| | 商業・住宅系用途地域 | | 主要道路 |
| | 工業系用途地域 | | 高速道路 |
| | 農村集落・農用地 | | 鉄道 |
| | 山林 | | 町界 |
| | 海岸・海 | | 字界 |
| | 河川・水面 | | |



1-1 6-3 国及び北海道における都市づくりの方向性

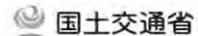
(1) 国土のグランドデザイン2050（平成26年7月公表）

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要として、平成26年に「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」が公表され、この中で「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えが示されました。

(2) 改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）

今後のまちづくりは、施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えを進めていくことが重要であるとして、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されており、全国の自治体で計画の策定が進められています。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要



背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

- 立地適正化計画（市町村）
 - 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
 - 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
- 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - 外から内（まちなか）への移転に係る買換特例（税制）
 - 民都機構による出資等の対象化（税制）
 - 交付金の対象に適型福祉施設等を追加
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援（税制）
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - 附置義務駐車場の集約化も可能
 - 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - 歩行空間の整備支援（税制）
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助（税制）
 - 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
 - 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援（税制）

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
 - 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場の公共交通拠点の整備支援（税制）

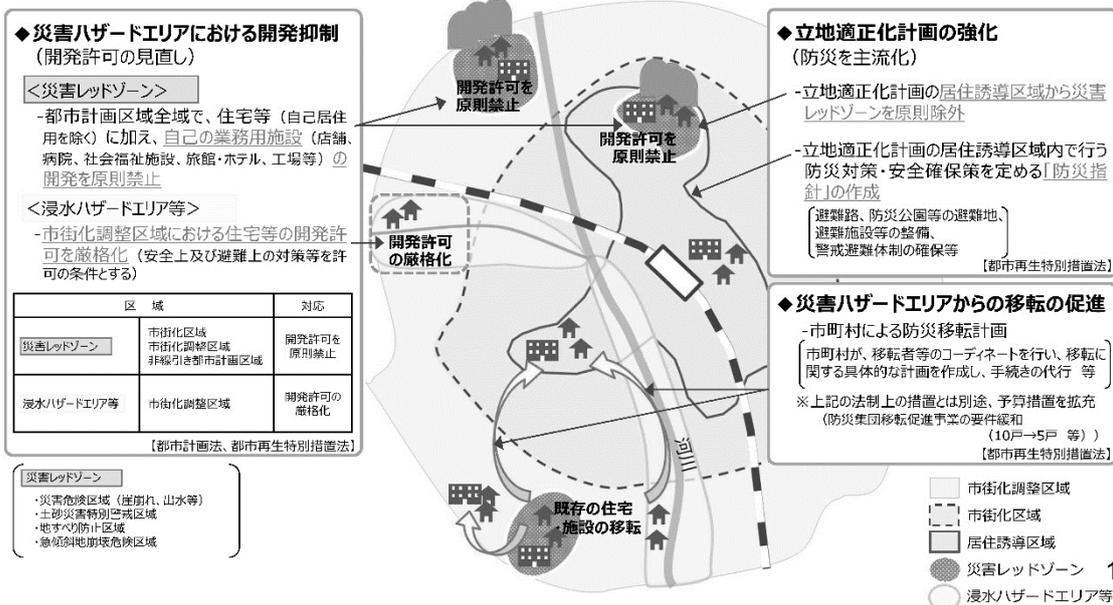
◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請 ※下線は法律に規定するもの

令和2年6月には、頻発・激甚化する自然災害に対応するため改正が行われ、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題とされ、こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させる、「安全で魅力的なまちづくりの推進」が必要となっています。

また、立地適正化計画の策定においては、「防災・減災の主流化」に向けた留意点等の追加により、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要とされています。

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」〔都市計画法、都市再生特別措置法〕 国土交通省

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



(3)「北の住まいるタウン」の基本的な考え方（北海道 平成28年7月）

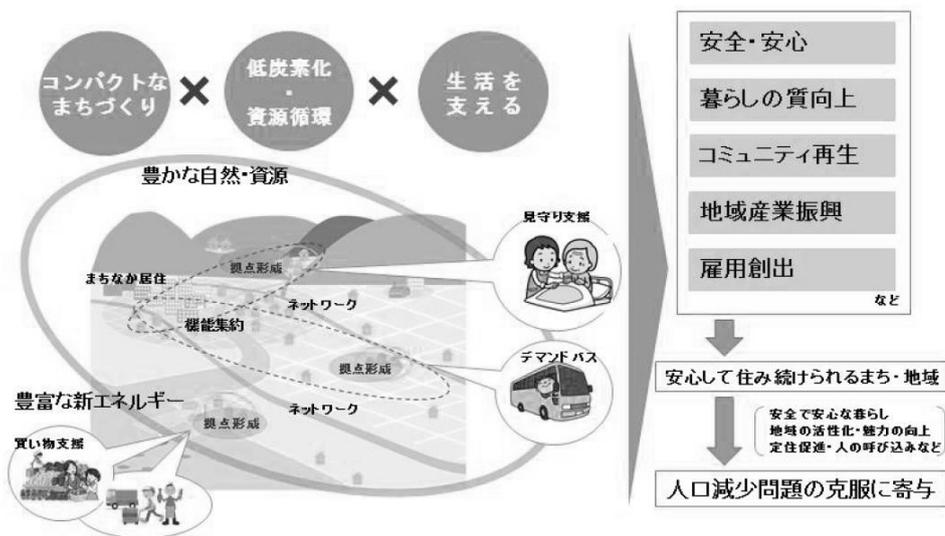
住宅や交通などの都市基盤や新エネルギーの有効活用といった仕組みをつくることで波及効果を生み出していくモデルを示した「次世代北方型居住空間モデル構想」により、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環などを推進してきたこれまでの取組に併せて、買い物支援などの生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域を目指す「北の住まいるタウン」の考え方を示しています。

＜北の住まいるタウンの目指す姿＞

北海道の優位性が活かされ、地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域

＜北の住まいるタウンの取組＞

- ・コンパクトなまちづくりの取組
- ・低炭素化・資源循環の取組
- ・生活を支える取組



1-17 厚真町都市計画マスタープランに求められる方向性（課題整理）

上位計画が示す方向性	
『第4次厚真町総合計画』計画策定に求められる視点とキーワード	『苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』都市づくりの基本的理念のキーワード
<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の加速化と地域創生の要請 （地域雇用の創造、移住・定住の促進、結婚・出産や子育て支援、人口減少・人口流失の抑制） ○安全・安心への意識の高まり （東日本大震災、自助・共助力の強化、多様なエネルギーの利活用、住民の孤立防止、電源喪失時対策） ○地域経済を取り巻く国内外の社会経済情勢の変化 （TPP、大都市への購買力流出、6次産業化、優れたビジネスモデルへの支援、グリーン・ツーリズム） ○交通ネットワークの拡充の必要性 （公共交通の維持確保、交通空白曜日の解消、多様な輸送手段の確保、利便性向上） ○住宅施策を通じた地域活性化の必要性 （魅力ある住空間形成、移住・定住人口の確保、空き家対策、住まいの選択肢） ○公共施設の老朽化と将来にわたる改修更新経費の発生 （施設老朽化とニーズ多様化による機能劣化、更新費の負担軽減、有効活用、再編・再配置・長寿命化） ○協働のまちづくりと行財政運営 （住民自治の強化、住民と行政の協働、各種補助制度の有効活用、経常経費の削減、自主財源の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境と調和した魅力ある住宅地形成 ○恵まれた地域資源を最大限に活かした地域内循環 ○コンパクトなまちづくり ○低炭素型都市構造への転換 ○すべての住民が安心して暮らし続け幸せを実感できるまち



国や北海道が示す方向性		
『改正都市再生特別措置法』法改正の背景	『「北の住まいるタウン」の基本的な考え方』	『次世代北方型居住空間モデル構想』持続可能な地域を実現するための視点
<ul style="list-style-type: none"> ○人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題 ○医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すことが重要 ○頻発・激甚化する自然災害に対応する「安全で魅力的なまちづくり」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○求められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な集約型都市構造への転換 ・道内の豊富な新エネルギーなどの地域資源の活用 ・生活の利便性の維持向上 ○北の住まいるタウンの方向性 密接に関係する課題の解決に向け、地域の特性を踏まえ、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、生活を支える取組を、持続可能な地域づくりに向けて一体的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かさを深める （従来の量的豊かさから、生活の質の向上といった豊かさに対する価値観の転換が必要） ○波及効果を考慮する （省エネルギーや資源の域内循環の促進に関する検討は、様々な波及効果を考慮すべき） ○地域の雇用やビジネスを生み出す （地域づくりにつながる技術開発やシステム開発の蓄積により、道内企業の新たな展開や地域ビジネスを生み出すことにつながる） ○地域の価値を高める （持続可能な地域の実現に積極的に取り組むことにより、地域の魅力を高め、人々を呼び込む）

町民が考える方向性	今後の展開方向	震災からの復興
『都市計画マスタープラン 住民アンケート結果』	『現行計画の検証』を踏まえた 今後の展開	『厚真町復旧・復興計画』 によるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ○今後望むまちの発展イメージ <ul style="list-style-type: none"> ・農林業の盛んな自然豊かな田園の町 46%→37% ・生活環境が整備された住宅の町 11%→24% ○観光開発のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・田園地域を生かした観光開発 44%→32% ・浜厚真海岸を生かした観光開発 14%→23% ○若者定住のために必要なこと <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の充実 1%→41% ○市街地の土地利用について <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の規模が小さく買い物不便 83%→75% 	<ul style="list-style-type: none"> ○分譲地整備事業により厚真地区 50 区画、上厚真地区 110 区画を予定 ○子育て支援住宅の整備を推進 ○空き家等対策計画に基づき空き家の適正な管理・活用・撤去等を促す ○大型開発跡地におけるハスカップ大規模農園の整備 ○自然環境を活用したダム観光施設整備 ○循環福祉バス運行の維持 ○公共施設等総合管理計画による計画的推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・住まい・暮らしの再建 ・なりわい（仕事）の再生 ・災害に強いまちづくり ○土地利用の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点を担い賑わいあふれる中心市街地 →厚真市街地、上厚真市街地 ・安全で持続的な農村集落 →集落の安全性の確保、農業の振興 ・豊かな森林地域の再生 →森林区域の再生 ・美しい海の保全・活用 →海岸の保全と活用



都市計画マスタープランに求められる方向性

上位計画においては、震災からの早期復興は無論のこと、人口減少や防災・減災への対応、地域経済の活性化とともに、町民生活を支える交通や住宅環境、経済性を踏まえた公共施設の在り方が問われているとしています。

復旧・復興計画においては、住まいの再建支援やインフラ整備、産業の早期復旧と活力再生、防災・減災の推進によるしなやかで持続的発展を目指す取り組みによるまちづくりを掲げています。

一方、国や北海道では人口減少の流れにあっても、各種機能をコンパクトに集約することで快適性を維持しつつ、頻発・激甚化する自然災害に対応する「安全で魅力的なまちづくり」を推進し、地域独自の資源を最大限に活用・循環させていくことが重要としています。

また、アンケートによれば「田園の町」「住宅の町」を発展イメージとして捉え、資源を活かした観光開発と、若者が定住するための子育てや買い物環境の改善が必要としています。

以上を踏まえ、都市計画マスタープランは以下の方向性が求められています。

- 震災前のまちの姿に復元するだけでなく、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとされている。
- 地域の資源を活用し、これを生活の豊かさへと結びつけるための経済循環づくりが必要とされている。
- 移住・定住の促進のための魅力ある住空間の提供と空き家対策が必要とされている。
- 持続可能な地域づくりに向けた機能的でコンパクトな都市機能の配置と公共交通の連携が必要とされている。
- 子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる買い物環境の整備や防災・減災への対応が必要とされている。

第2章 将来都市構造

2-1 まちづくりのテーマと目標

農業従事者数並びに農家数は年々減少傾向にあり、厚真町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、よりいっそう厳しさを増しています。

加えて、「平成30年北海道胆振東部地震」によって未曾有の被害がもたらされ、現在、「復旧・復興計画」による様々な取り組みが進められています。

こうした状況において、都市との交流を深め地域の振興を図るため、「厚真町都市計画マスタープラン」においては、『先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり』を計画のテーマとし、緑広がる田園風景や川、湖沼、海、山など自然環境との調和を図った、個性豊かなまちづくりを進めていくものとします。

また厚真町は、苫小牧市や千歳市といった大型商業施設や総合医療施設のような都市機能を有する都市に隣接し、交通の特性にも恵まれています。これらの近隣都市との関係や環境面でも優れた立地条件を活かし、魅力ある住環境の整備に一層力を入れるとともに、企業誘致と地場産業の育成を図り、若年人口や家族形成期^{*}人口の定着化を進めます。

家族形成期 主に30代を指す

まちづくりのテーマ

先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり



まちづくりの目標

魅力ある住環境の整備や雇用の場の創出によって、若年人口や家族形成期人口の定着化を図ります。

- ・ 厚真町の豊かな自然とゆとりある土地を有効に活用し、誰もが安心して暮らせる住宅地や、テレワーク施設など利便性を活かした業務地の整備によって、「暮らしてみたい」、「暮らしていきたい」と思えるような魅力あるまちづくりを進め、移住・定住人口の増加を図ります。

豊かな緑に囲まれた農村空間の中で活力と潤いのある生活文化を創出します。

- ・ 豊かな農村の景観の向上やグリーン・ツーリズムの推進によって、魅力ある農村環境を創出し、農業などの基幹産業の振興を図るとともに、活力と潤いのある生活文化を創出します。

変化に富んだ豊かな自然や田園風景の保全や活用によって、都市との交流を深めます。

- ・ 都市と近接した田園・森林・丘陵地といった豊かな自然景観の保全・形成を図るとともに、交流の場として活用することによって、交流人口の増加につなげていきます。

2-2 将来の都市構造

本計画において、将来のまちづくりのテーマや目標の実現に向けた各分野別の基本方針を定めるにあたり、まちづくりの全体イメージを明確にするため、ゾーン及び軸で構成される厚真町の将来の都市構造を設定します。

市街地

- ・ 厚真市街地と上厚真市街地を生活圏としてまとまりのある市街地として位置づけます。

交流拠点

- ・ 厚真市街地では、「こぶしの湯あつま」、「あつまスタードーム・スポーツセンター」周辺、「役場庁舎周辺」、上厚真・浜厚真地区では、「浜厚真野原公園」を含む沿岸部周辺、郊外部では「厚幌ダム・厚真ダム周辺」、これらの地区を都市住民を迎え入れる「交流拠点」として位置づけます。

交通拠点

- ・ 「厚真IC」、「フェリーターミナル」、「JR浜厚真駅」、「役場庁舎周辺」を交通等の要である「交通拠点」として位置づけます。

交流軸

- ・ 厚真町と他都市を結ぶ主要道路を、都市との結びつきをより一層深めるための「交流軸」として位置づけます。

連携軸

- ・ 「厚真市街地」と「上厚真市街地」、「交流拠点」を結ぶ主要道路を、市街地相互のコミュニティを向上させるための「連携軸」として位置づけます。

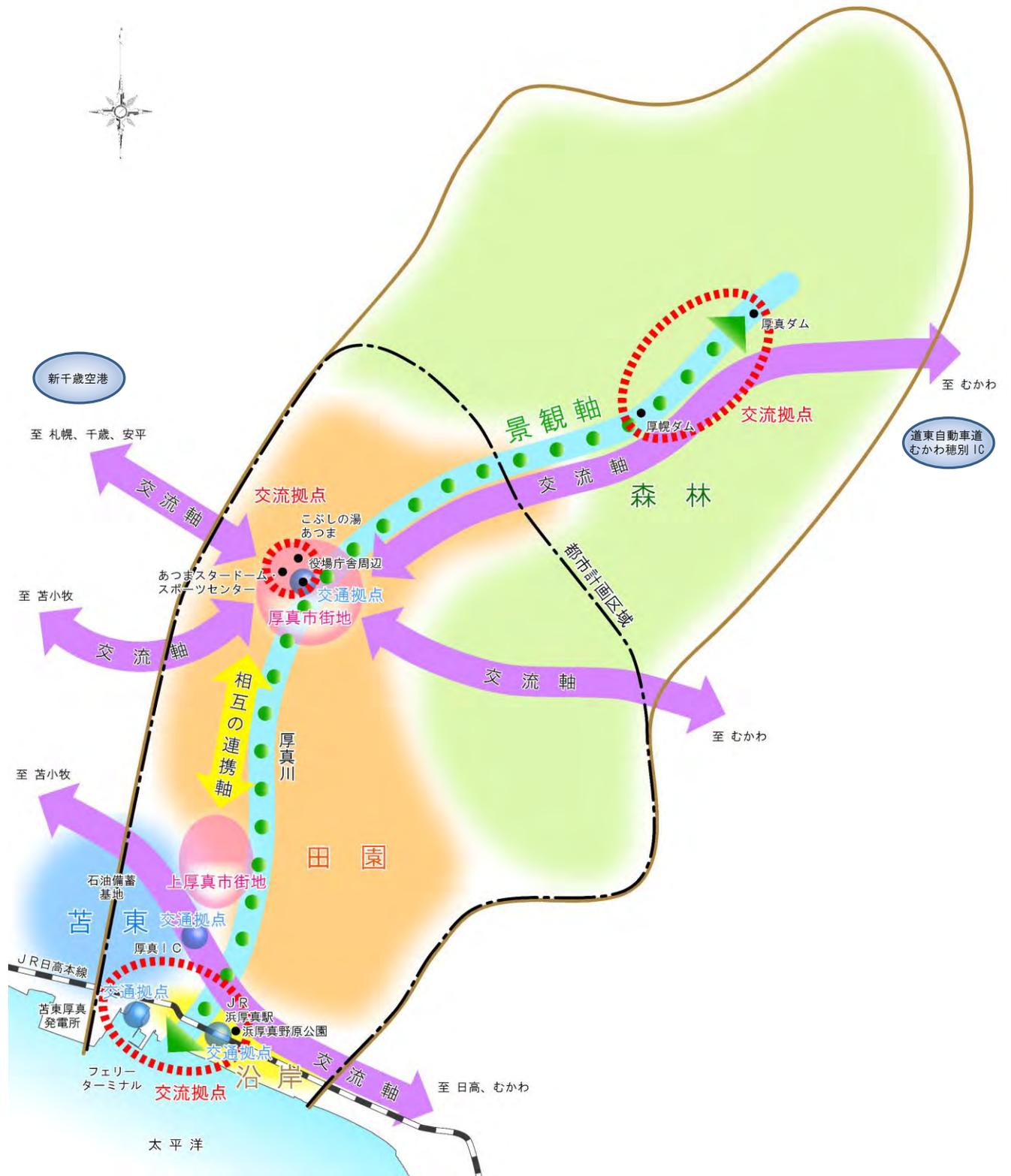
景観軸

- ・ 厚真町の地理・地勢の骨格を形成する厚真川を「景観軸」として位置づけます。

田園・森林・沿岸・苫東

- ・ 厚真町の北部に広がる山間地や丘陵地域を「森林」、中部から南部に広がる水田を中心とした農村地域を「田園」、海岸と国道235号周辺を含めた地域を「沿岸」として位置づけます。また、都市計画区域の南西部を「苫東」と位置づけます。

都市構造図



2-3 将来の人口規模

厚真町の人口は、平成27年（2015年）時点で4,838人ですが、近年の新規住宅地整備や子育て支援施策等により、横ばい傾向を示しています。

一方、「第4次厚真町総合計画」においては、「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（人口ビジョン）」を基に、2025年の目標人口を4,430人としています。

以上により、都市計画マスタープランにおける2025年の将来人口は、「第4次厚真町総合計画」と同様4,430人とし、「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（人口ビジョン）」における地区別人口を参考に、行政人口4,430人、都市計画区域内人口4,350人（市街化区域内人口3,050人、市街化調整区域内人口1,300人）、都市計画区域外人口80人とします。

	平成27年(2015年)	2025年
行政人口（総人口）	4,838人	4,430人(4,368人)
都市計画区域内人口	4,549人	4,350人
市街化区域内人口	3,188人	3,050人
市街化調整区域内人口	1,361人	1,300人
都市計画区域外人口	289人	80人

※平成27年の値は国勢調査による

()は国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

第3章 基本方針（全体構想）

3-1 土地利用

【現状と課題】

厚真町の都市計画区域内においては、計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」を定め、農林漁業との調和のもとに健全なまちづくりを目指しています。

①市街化区域について

- ・ 地震動の衝撃により多くの建物被害が発生したほか、橋梁破損、水道破損による断水など、甚大な被害を受けました。
- ・ 土地区画整理事業※で整備されている表町地区や上厚真地区、ルーラルビレッジやフォーラムビレッジなどにおいては、良好な居住環境が形成されています。
- ・ 厚真市街地の一部と上厚真市街地の準工業地域※では、事務所や工場などの施設と住宅施設が混在している地区が見受けられます。
- ・ 商業地内には空き地などが点在しており、市街地内における土地の有効活用が図られていない状況にあります。
- ・ 市街化を促進すべき地域でありながら大規模な農地があり、土地利用として整合が図られていない状況にあります。
- ・ 苫小牧市と隣接する地区においては、工業専用地域※が指定され、苫小牧東部開発新計画による位置づけがなされています。
- ・ 厚真町の沿岸部には、厚真町に都市住民を迎え入れる機能を有する国道、厚真IC、JR浜厚真駅、フェリーターミナルといった広域的な交通施設が集中しています。

土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設の整備にあわせ、土地の区画形質の変形を行い宅地の利用増進を図ることを目的とした事業。

準工業地域

主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。

工業専用地域

専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。

②市街化調整区域について

- ・ 厚真町の市街化調整区域は、北部は森林、中部から南部にかけては水田を中心とした農地が広がり、良好な自然環境を創出しています。
- ・ 農地においては、これまでほ場※整備が継続して行われ、これによって厚真町らしい田園部の環境が守られていますが、年々農業を取り巻く情勢は厳しさを増す状況にあり、地域の基幹産業の衰退が懸念されます。
- ・ 震災による土砂被害は崩壊面積29.0km²に達し、特に町の北部に集中しており、浄水場の全壊や大規模な河道閉塞が発生しました。
- ・ 都市計画区域人口の約3割は、農村集落に居住していることから、市街化調整区域における生活環境の向上が必要となっています。

町民アンケートから～当初計画時におけるアンケートとの比較

- ・ “今後望むまちの発展イメージ”では、「自然豊かな田園のまち」が減少し「生活環境が整備された住宅のまち」が増加しました。
- ・ “観光開発のあり方”では、「田園地域を生かした観光開発」が減少し「浜厚真海岸を生かした観光開発」が増加しました。
- ・ “市街地の土地利用について”では、「商店街の規模が小さく買い物が不便」が減少しました。

ほ場

耕作する田畑。

【基本方針】

恵まれた地理的条件と変化に富んだ地形的条件並びに豊富な資源を最大限に活かし、美しい自然の中で、生活と産業がともに調和のとれた土地利用によって、“基幹産業である農業の持続・発展”並びに“豊かな自然や農業生産が身近にふれあえる開かれた農村都市の実現”を目指します。

市街化区域における秩序ある土地利用の方針

- ・ 行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成される厚真市街地、上厚真市街地では、都市機能の集積、防災拠点としての機能向上、町民や新たな移住・定住者にとって魅力的な市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。
- ・ 住宅地については、一般住宅地は、中心商業地の周辺、幹線道路沿道及び宅地開発事業により計画的に整備された住宅地に配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ良好な住環境の形成を図り、専用住宅地は、豊沢地区、新町地区及び本郷地区に配置し、低層専用住宅地として良好な住環境の保全を図ります。
- ・ 商業業務地については、厚真地区は、地域商業業務地として、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図り、主要幹線道路沿道は沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。
- ・ 工業業務地については、特別用途地区に指定した豊沢地区、共和地区の企業誘致を一層進めるとともに、公害防止に努め良好な環境の維持を図ります。
- ・ 高齢化等により郊外部の将来的な限界集落化が予想されることから、用途地域内の未利用地の利用促進など市街地への居住誘導を図るための施策や支援を行うとともに、無秩序な開発を抑制するため郊外部の開発抑制を図ります。
- ・ 厚真町住生活基本計画に基づく総合的な住宅・住環境づくりや、公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備等を推進します。
- ・ 苫小牧東部地域の工業専用地域については、地域振興に関わる土地・建物利用に関し柔軟な対応が図られるよう関係機関との調整を進めます。
- ・ 市街地内における農地や遊休地といった大規模な未利用地については、新たな分譲地整備事業により、“良好な居住環境の創出”を図ります。
- ・ 商業地内の低未利用地については、商業施設等の生活利便施設の立地誘導や高齢者共同福祉住宅の整備を進め土地の有効活用を図ります。
- ・ 環境保全林内には、都市との交流を目的とした観光交流施設の整備を計画します。
- ・ 農村部における良好な住環境を形成していくため、厚真町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づく事業展開を検討していきます。

市街化調整区域における地域振興に向けた土地利用の方針

- ・ 将来にわたって厚真町らしさを守り・育てるため、農林漁業施策との連携を十分に考慮し、田園地域を「優良な農地を保全すべき地域」とし、農用地区域及び農業振興地域の適切な指定・管理を行います。一方、山間地や丘陵地域を「自然環境上保全すべき地域」とし、森林区域の適切な指定・管理を行います。
- ・ 農村における既存集落などにおいては、都市住民との交流を拡大し地域の活性化に結びつけるため、農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づきグリーン・ツーリズムなどの展開によって魅力ある農村環境を創出します。
- ・ 土砂災害等により甚大な被害を受けた地域や大規模な地すべりが発生した地域については、厚真町復旧・復興計画の地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建の支援を実施します。

交流拠点機能の充実と創出

- ・ 札幌、千歳方面からの導入口となる「こぶしの湯あつま」や「あつまスタードーム・スポーツセンター」周辺は、既に交流の場としての機能を有していることから、地場製品の販売やPRの場など、更なる機能の充実を図ります。
- ・ 役場庁舎の建て替えと併せた役場周辺の交流拠点性の向上を図ります。
- ・ 道内外など、広域的な交流の導入口となる「厚真IC」、「フェリーターミナル」、「浜厚真野原公園」周辺においても、地場製品の販売の拡大やPRの場として新たな交流拠点機能を創出します。

ゾーニングによる土地利用の明確化

- ・ 市街地が豊かな自然や農地に囲まれた厚真町特有の都市の構造を踏まえ、厚真町内全域を5つのゾーンに区分し、将来都市構造の実現に向けた土地利用の方向性を示します。

賑わいあふれる市街地

- ・ 商店街や公共施設などが集積する中心市街地については、都市機能の集積、防災拠点としての機能向上、町民や新たな移住・定住者にとって住みよい市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。
- ・ 居住環境の保全に配慮した利便性の高い職住近接の市街地形成を目指し、サテライトオフィスやテレワーク施設の整備事業や新たな分譲地整備事業を展開します。
- ・ 市街地内に点在する空き地については、厚真町空き家等対策計画に基づき、空き家の撤去等を促すとともに、良好な景観形成や賑わいの創出に配慮した適正な管理・活用方法を検討します。

豊かな森林地域

- ・ 都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域は、林道の復旧や長期的な植林を通じて、森林の再生と林業の復興を図ります。

- ・ また、災害の防止や環境の保全、自然景観の保全の場とするほか、厚幌ダム・厚真ダムの2つのダムを中心とした自然環境などを活用した景観・観光の場、環境保全林周辺における都市との交流を目的とした観光交流の場として位置づけます。

輝く田園地域

- ・ 都市計画区域の中部から南部に広がる水田を中心とした農村地域は、河川や湖沼などの水と緑に恵まれた自然豊かな農村環境を形成する地域として位置づけ、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域及び農業振興地域の適切な指定・管理を行います。
- ・ 農村の活性化に向けては、水稻を中心とした農作物の生産性向上や集落の活性化と併せた優良農地の保全のほか、農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づき、グリーン・ツーリズムなどの展開によって“町民の自然とのふれあいの場”や“都市住民との交流の場”を創出します。

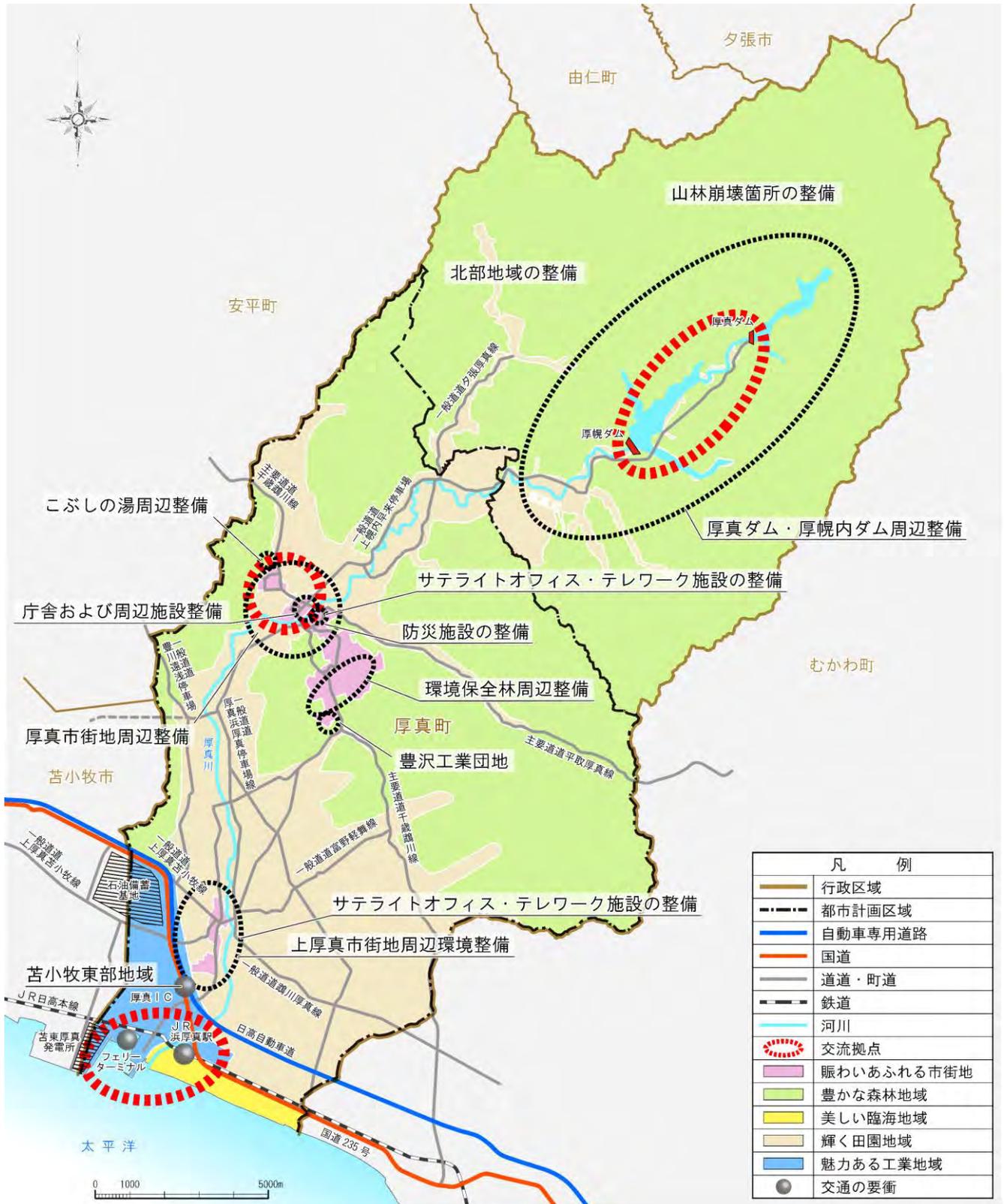
美しい臨海地域

- ・ 浜厚真地区の海岸は、日高胆振沿岸の中でも沿岸漂砂による侵食の著しい地域であることから、日高胆振沿岸海岸保全基本計画（北海道）による海岸の保全を図ります。

魅力ある工業地域

- ・ 苫小牧東部開発新計画の段階計画や港湾計画に基づき、工業用地としての利用のほか、物流機能や研究開発機能を配置する地域として位置づけ、関係団体とともに継続的な企業立地を促進します。

土地利用の基本方針図



3-2 都市施設の整備

3-2-1 交通体系の整備

【現状と課題】

厚真町の交通は、広域幹線として主要都市を結ぶ高規格道路（日高自動車道）と国道235号、他市町とを結ぶ道道9路線によって骨格道路網が形成され、これに鉄道やバス、フェリーなどの公共交通機関が加わり交通体系を構成しています。

- ・ 「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う土砂災害によって、道道4路線、町道25路線が通行止めとなり孤立集落が発生したことから、今後の災害に備えた新たな避難路の整備や指定避難場所へのアクセス道路の整備が必要です。
- ・ 町民はもとより来訪者に対して、町内の主要施設へのアクセスがわかりにくい状況にあります。現在案内標識などの設置が進められています。
- ・ 見通しが悪い道路や歩道が狭い道路などがあり、車や歩行者などへの安全性の確保の面から改良が求められています。
- ・ 厚真町の都市計画道路は、苫小牧東部開発新計画の関連から整備時期の見通しが立っていないものも多く、こうした路線については、防災の観点からも今後の取り扱いについて検討が必要となっています。
- ・ 町民の約3割が市街化調整区域に居住していることから、住民の生活を支えるアクセス道路の機能向上が課題となっています。
- ・ 厚真町の沿岸部一帯は、国道235号、フェリー（12便／週）、これに高規格道路（日高自動車道）、JRが広域交通の要衝となっており、さまざまな人や物が行き交う空間となっています。

町民アンケートから～当初計画時におけるアンケートとの比較

- ・ “幹線道路網の整備状況”では、全体的に「良い」「やや良い」が増加しており施策等の効果が表れています。
- ・ “町外行のバスの増便・新設”では、「とても重要」「重要」が高い傾向を示しています。

【基本方針】

生活に密着した交通体系の確立による町民の安全で快適な生活環境の確保はもとより、新千歳空港、苫小牧港東港区、厚真ICなどの近接性といった恵まれた交通立地特性を活かし、他都市との連携強化に向けた交通体系を強化し、産業の発展や人的交流の拡大を目指すものとします。

将来の都市構造に適合した骨格道路網の形成

- ・ 苫小牧市や千歳市といった近隣市町と厚真町を結ぶ国道や道道を、「都市間を結ぶ道路」として位置づけ、他都市との連携を強化するとともに、日高自動車道については早期全線開通及び計画断面（2車線）整備を要望します。
- ・ 厚真市街地と上厚真市街地並びにこれらの市街地と農村を結ぶ道道や主要な町道を、「地域間を結ぶ道路」として位置づけ、都市間を結ぶ道路を補完し地域相互の連携を強化します。
- ・ 「都市間を結ぶ道路」や「地域間を結ぶ道路」といった厚真町の骨格を形成する道路については、厚真町地域防災計画に基づき緊急車両の走行と救援物資の輸送などに対応した機能を有する道路として位置づけ、災害時における町民の安全性を確保します。

都市計画道路の整備方針の明確化

- ・ 将来の都市構造における各都市計画道路の分担を明確にした上で、短・中・長期の整備順位を定め、効率的な整備を進めるとともに、災害時における人的支援や物資の輸送路の確保として「苫小牧厚真通（一般道道厚真浜厚真停車場線ほか）」の早期整備を要望します。なお、今後の交通需要に応じ都市計画道路を再点検し、住民との話し合いや関係機関との調整を行い、都市計画道路の見直しを検討します。

安全で快適な生活環境の創出に向けた道路整備の推進

- ・ 表町ハートフルタウンの通過交通量を軽減するための新たな道路の整備を検討します。
- ・ 市街地内の主要な道路においては、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・ 町道の整備・改善にあたっては、個々の道路の役割や交通量を勘案した上で優先順位を定め継続的な維持管理を実施します。
- ・ 厚真町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の維持・修繕・管理を実施します。

暮らしを支える公共交通機能の充実

- ・ 循環福祉バス運行の維持・改善やタクシー運行補助の実施など、利用者要望を勘案した運行を行います。また、重要度が増している町外への民間バスによる便数の増加など、公共交通機関における利便性の向上を図ります。
- ・ 厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった浜厚真地区における交通の要衝については、施設相互のアクセス道路の整備によって利便性の充実に図ります。

道路整備における都市景観の向上

- ・ 市街地内の景観の向上を図るため、道路の幅員や交通量を勘案し、周辺景観に配慮した街路樹を植栽します。
- ・ 植樹帯やポケットパークなどの道路空間においては、住民と行政の協働によって花を植えるなどの市街地環境整備を進めていきます。
- ・ 市街地はもとより、厚幌ダムや大沼といった景勝地やレクリエーションの場などへ来訪者がスムーズに移動できるよう、景観に配慮したデザインの案内標識などの設置を進めます。

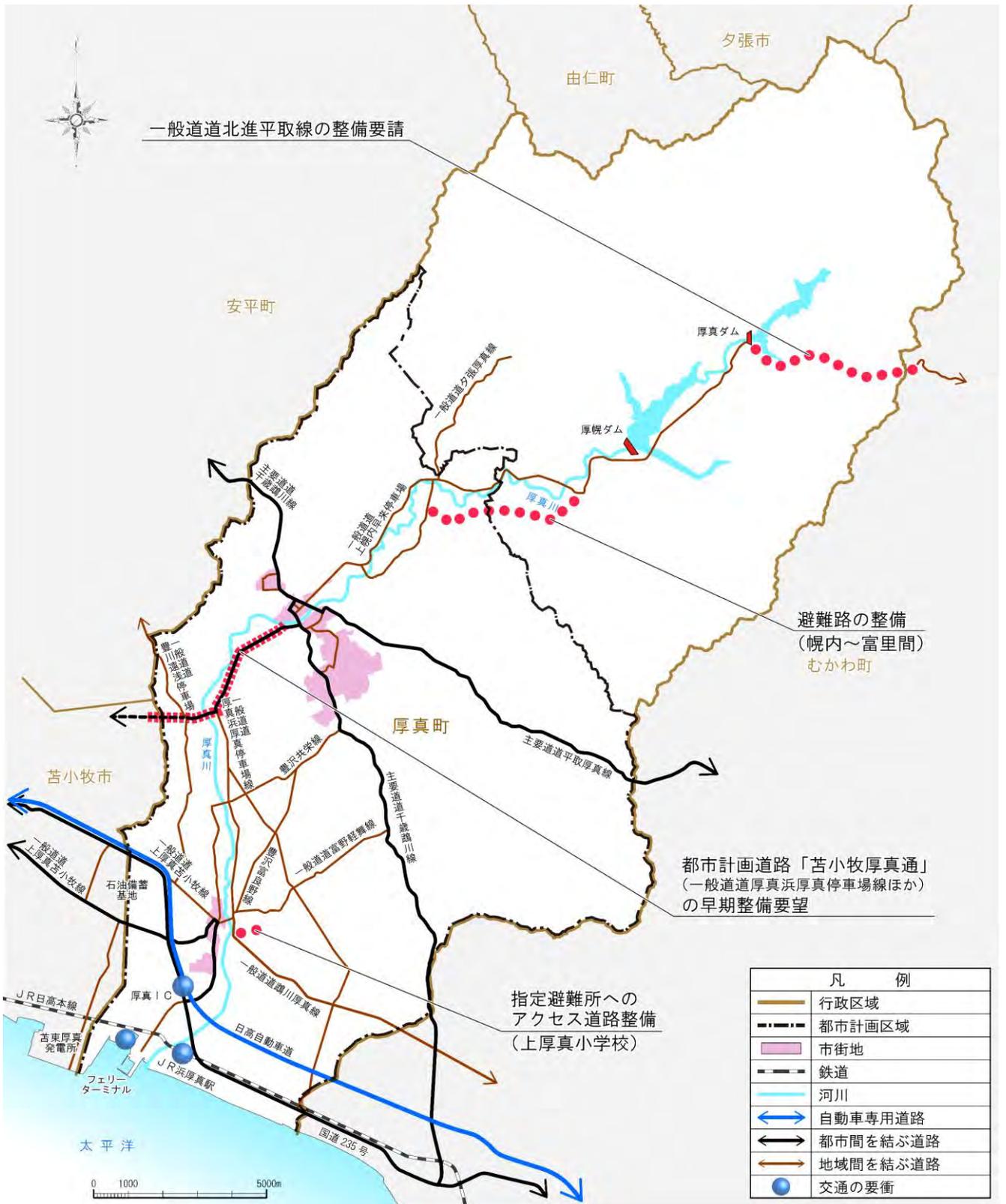
産業振興に向けた北進平取線の整備

- ・ 一般道道北進平取線は、産業や観光の振興に関わる道東へのアクセス道路として、整備を要請していきます。

孤立化防止や津波対策など災害に強いまちづくりに向けた避難路の整備

- ・ 災害時の円滑な緊急避難や救助活動等が行えるように、幌内地区から富里地区への避難路や、指定避難場所である上厚真小学校へのアクセス道路の整備を進めます。

交通体系の基本方針図



3-2-2 公園・緑地及び河川の整備

【現状と課題】

公園については、市街地外縁部や郊外の農村部に比較的大規模な公園が配置され、街なかには小規模な公園が配置されています。

河川については、厚真川では河川敷に親水公園が整備されています。

- ・ 厚真町の公園は、一人当たりの面積では、近隣市町を上回っていますが、あまり利用されていない状況にあります。
- ・ 京町公園など河川に隣接する公園については、水と親しむことのできる憩いの場として、河川との一体的な活用が求められています。
- ・ 市街地を流れる厚真川は、上厚真地区や富野地区で行われている「水辺の楽校」など、自然とのふれあいに配慮した整備が進められているほか、播種により景観の向上が図られています。

町民アンケートから～当初計画時におけるアンケートとの比較

- ・ “緑を充実していくための取組”では、「緑は充実している」が増加し、「街路樹など道路の緑化」「住民活動による緑の創造」など他の各項目は減少しています。

【基本方針】

厚真町の豊かな自然と特色のある地勢を活かした公園・緑地及び河川の整備によって、潤いと安らぎのある生活環境を創出するとともに、防災機能を持った公園等の整備により安全、安心な都市環境を創出します。

町民に親しまれる公園づくり

- ・ 市街地内における身近な公園については、「街なかにおけるコミュニティや憩いの場」として気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。
- ・ 「百年記念公園」については、環境保全林と一体的な利用が図っていけるよう整備を検討します。
- ・ 「厚真中央霊園」については、四季の変化を楽しめる豊かな樹木の保全を図るとともに、誰もが墓参しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 都市計画区域外の幌内地区について地区公園整備を行います。

まちの活性化に向けた公園の活用

- ・ 「大沼フィッシングパーク」については、町民はもとより来訪者に対しても厚真町の豊かな自然を印象づける公園としての活用を図ります。
- ・ 「かしわ公園」については、多くの運動施設があることから、その活用について啓発活動を行うとともに、町民の健康増進に役立つよう施設の充実を図ります。
- ・ 「浜厚真野原公園」「海浜公園」については、サッカー場を活かした交流の場としての機能の向上、並びに地場産品販売所の拡充など地域振興に向けた活用を促進します。
- ・ 「表町公園」については、商店街や住宅地に隣接した賑わいの空間としての活用を図り、各種イベントの継続的な開催などにより、まちの活性化を促進します。
- ・ 町内のパークゴルフ場（新町地区、本郷地区、上厚真地区）については、町内外を問わず多くの人々が集える交流の場として活用を図ります。また、新町パークゴルフ場については移転を検討します。

親水空間の有効活用

- ・ レクリエーションや休息の場といった公園や河川緑地の有する機能をより有効に活用するため、京町公園などの厚真川と隣接する公園においては、公園と河川を連絡するネットワークの整備によって機能の充実と利便性の向上を図ります。
- ・ 厚真川河川敷の親水公園への播種^{はしゅ}により景観の向上を図ります。
- ・ 厚真川の整備にあたっては、洪水対策はもとより、関係機関との調整のもとに良好な景観形成を進め、厚幌ダム（厚真ダム）を含めた築堤道路の活用を検討します。

自然環境の保全に配慮した河川の整備

- ・ 厚真川支流などについては、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・ 入鹿別川については、総合的な治水対策と自然に配慮した河川改修を促進します。

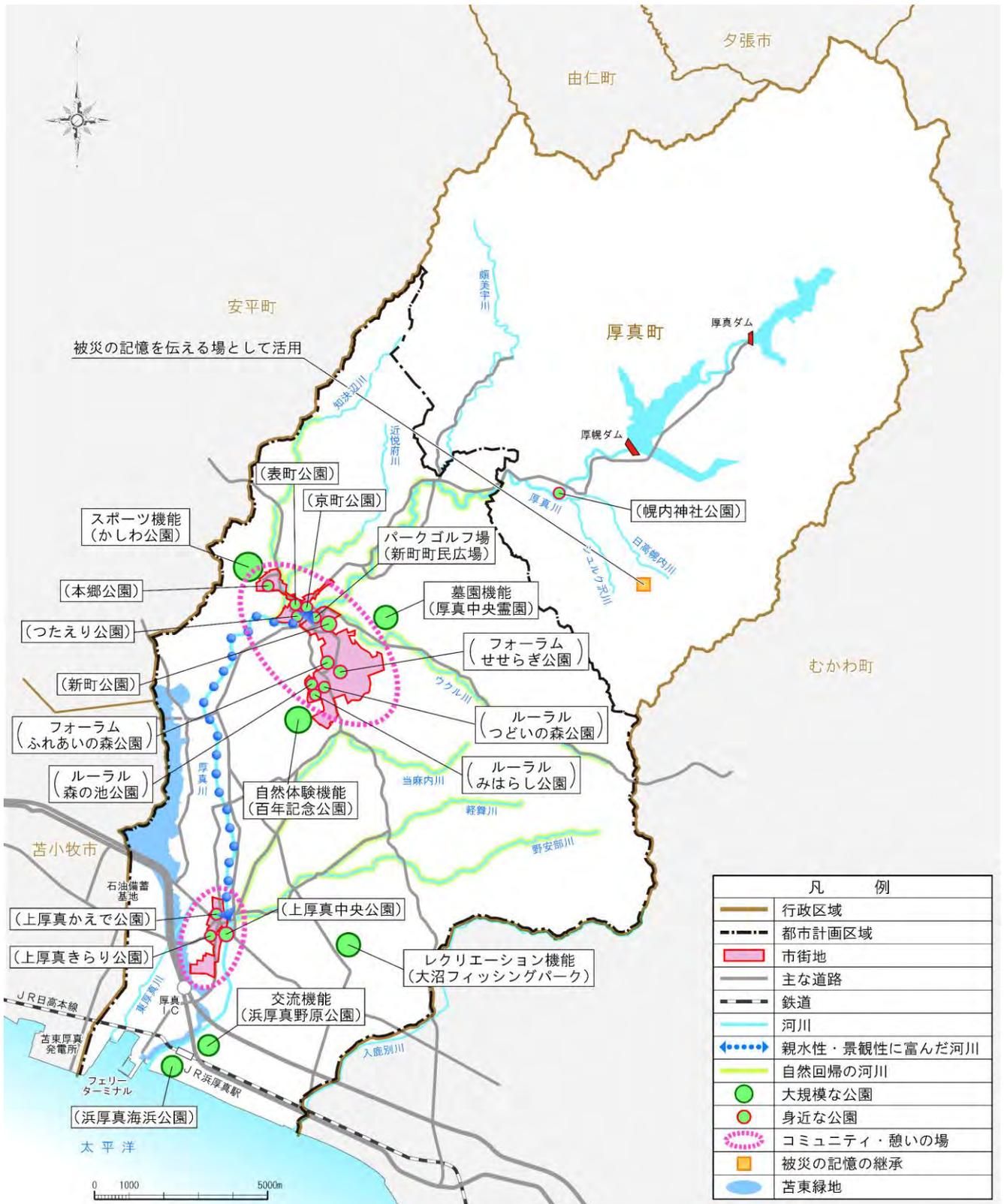
苫東緑地の保全

- ・ 苫小牧東部地域の外縁における、良好な自然環境を有する樹林地、湖沼群、河川敷地の保全を図ります。

被災の記憶の伝承

- ・ 震災の経験を町内外に発信し後世に伝えることも求められていることから、慰霊の場の整備や、山腹崩落個所・山体崩落個所を被災の記憶を伝える場として活用します。

公園・緑地及び河川の基本方針図



3-2-3 公共施設及び供給処理施設の整備

【現状と課題】

公共施設については、行政、文化、医療、福祉、火葬場などの主要な施設が厚真市街地に集積しており、教育、コミュニティ施設などは、上厚真地区やその他の地域においても適宜配置されています。また、新築・改修時等におけるユニバーサルデザイン化が進んでいます。

「総合ケアセンターゆくり」では、ニーズに合わせた改善が図られています。

汚水処理については、厚真地区で公共下水道事業による整備が進められており、上厚真地区やその他の地域では、主に合併処理浄化槽によって汚水処理が行われています。

震災による町内の住宅被害は、全壊235戸、大規模半壊70戸、半壊266戸、一部損壊1,091戸（令和2年9月末時点住家被害調査）にのぼる大きなものとなっているほか、保健福祉施設、文教施設、避難場等についても損壊等の被害を受けています。

- ・ 既存公的住宅の維持管理、民間賃貸住宅建設への支援が必要です。
- ・ 今後の災害発生に備えて、避難所としての集会所、役場庁舎及び周辺施設の整備について検討が必要です。
- ・ 公共施設におけるユニバーサルデザイン化のさらなる充実が望まれます。

町民アンケートから～当初計画時におけるアンケートとの比較

- ・ “不足している公共施設”では、「医療施設」「子供の遊び場・公園」が減少し「福祉施設」が増加しています。また、「足りないものはない」も増加しています。

【基本方針】

厚真町の自然や文化を活かした場の創出や、町民が安心して暮らせるための健康と福祉の充実に向け、地域間の均衡に配慮した公共施設の機能充実を図ります。

また、快適で文化的な生活環境を創出するため、公共下水道やごみ処理施設といった日常生活に密接に関わりのある供給処理施設の整備を進めます。

公共施設の利用促進に向けた取り組み

- ・ 公共施設の一層の活用、サービスの向上を図るため、施設の機能・役割、運営方法、利用時間などのより一層の改善を進めます。
- ・ 誰もが安心して利用できるよう、スロープや手すりの設置、床の段差の解消、分かりやすいサインなど、公共施設のユニバーサルデザインの一層の充実を図ります。

公共施設の新設に関する方針

- ・ 自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を整備しました。今後は、通常の公営住宅等の維持管理及び、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における住宅・居住環境の整備を進めます。
- ・ 公共施設の新設及び維持管理にあたっては、公共施設総合管理計画*に基づき計画的に推進します。
- ・ 役場庁舎の建て替えと併せた役場周辺の拠点性向上を図ります。

通信網の整備による情報ネットワーク化

- ・ 情報化社会に対応した公共施設相互の情報通信網の維持・管理に努めます。

定住自立圏構想の促進に向けた施設の利活用

- ・ スポーツセンターや青少年センターなどの広域的な機能を有する施設については、定住自立圏構想（苫小牧・白老・安平・むかわ・厚真）において検討を進めます。

公共下水道などの整備促進

- ・ 全ての町民が均等に水洗化の恩恵を受けるため、生活排水処理の整備を計画的・効率的に実施します。市街地などの住宅密集地は、公共下水道事業計画による整備を行い、他の地域は合併処理浄化槽事業による整備を行います。

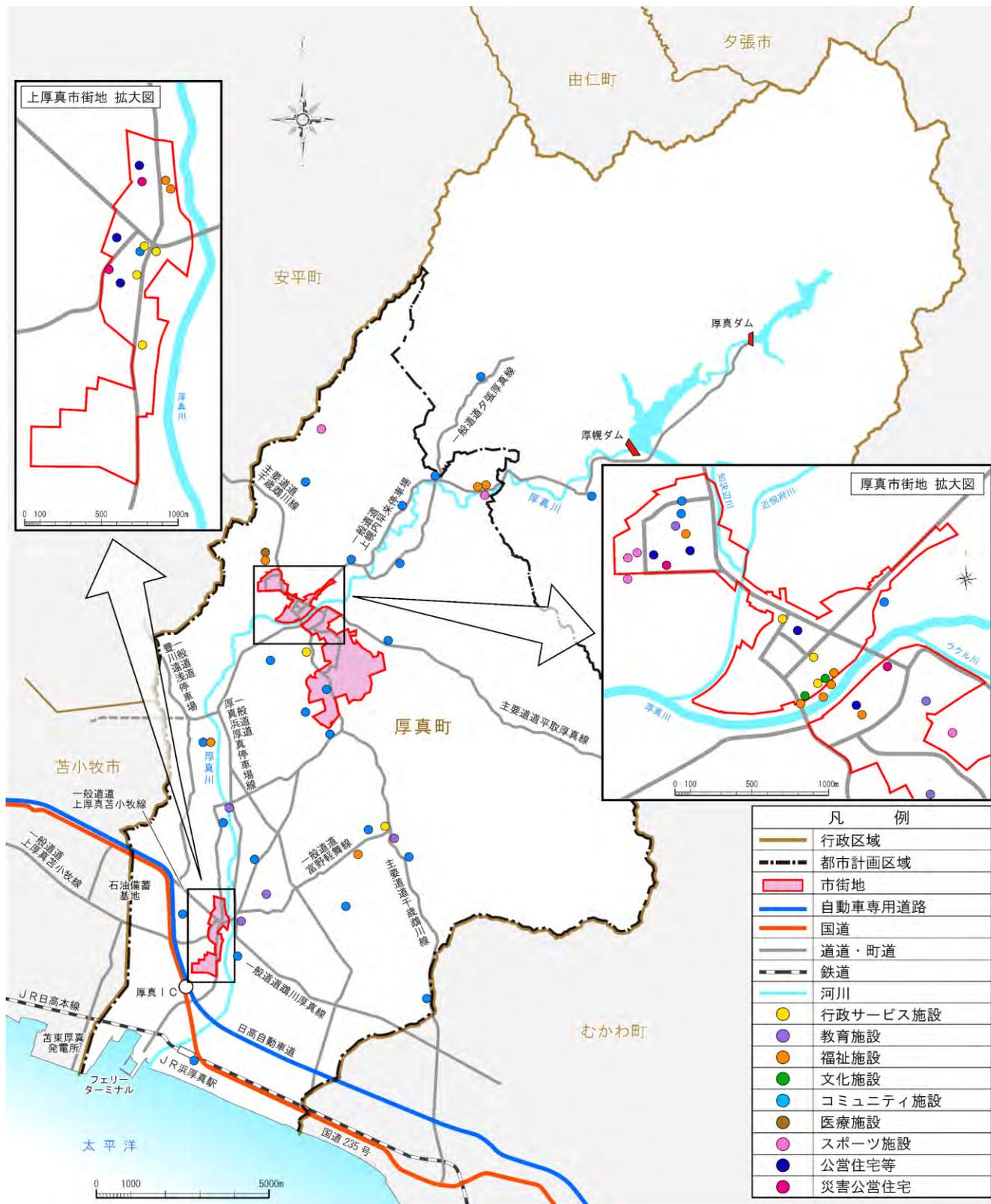
ごみ処理施設の整備

- ・ ごみ処理施設については、安平・厚真行政事務組合や苫小牧市との広域処理協定による処理を進めます。
- ・ 今後、ごみ処分場が満杯となる時期にあわせて、新たなごみの最終処分場の建設に向け位置や建設時期等を検討していきます。

公共施設等総合管理計画

市町村が保有する建築物や道路などの公共施設等の現状や課題認識を踏まえて、今後、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための計画

公共施設の基本方針図



3-3 自然環境の保全又は活用

【現状と課題】

厚真町の都市計画区域は、森林と農地がその大部分を占め、これを縦貫する形で厚真川が流れています。さらに農地に点在する湖沼群や、開けた海岸を有するなど、大都市にはない豊かな自然環境にあふれています。

震災によって北部から東部にかけての森林地域では多くの箇所でも森林崩壊が発生し、土砂崩れや河道閉塞など甚大な被害が生じました。

- ・ 厚真町は自然が豊かでありながら、暮らしの中ではその実感が薄く、遊び体験の場が少ない状況にあります。
- ・ 森林崩壊については、国や道の迅速な対応により急務な対策は完了しましたが、今後は産業としての林業の復興に向けた取り組みが必要です。
- ・ また、厚真町の森林は土砂採取などによって年々減少が進んでおり、貴重な自然資源としての保全・復元が望まれます。
- ・ 浜厚真の海岸部は、多くの人を呼び込める場所であることを踏まえ、計画的な土地利用を推進する必要があります。
- ・ 田園の町をイメージさせる農村部は、生産性を高めるための、ほ場整備が進められています。

町民アンケートから～当初計画時におけるアンケートとの比較

- ・ “観光開発のあり方”では、「田園地域を生かした観光開発」が減少し「浜厚真海岸を生かした観光開発」が増加しました。
- ・ “町内で景観的に優れているところ”では、「田園風景」「ルーラルビレッジ」が突出しています。

【基本方針】

厚真町は、豊かな自然を有し、都市では味わえないゆとりある暮らしが営める条件に恵まれています。これらの恵まれた田園景観や自然環境を次世代へと継承していくための保全・活用を図ります。

また、長年にわたって地域の人々が育んできた、観光資源とも言うべき厚真町特有の美しい農村景観を活用して地域の活性化を図るため、地域が一体となって景観の保持や美化に努めるものとします。

震災による崩壊地については、積極的な管理を含めた持続的な森林資源活用の基盤を整えます。

自然環境に配慮した森林と農地の保全と活用

- ・ 厚真市街地の南東部に位置する森林及び農地については「地域森林計画対象民有林」や「農業振興地域」の位置づけに即した土地利用を図ります。
- ・ また、豊沢地区環境保全林内においては、民間活力の導入によって環境にやさしい持続可能な利活用と地域の活性化を図ります。

森林機能の復旧と保全

- ・ 被災状況に応じた植林や林道等の林業施設の復旧等により、森林の再生を図ります。
- ・ 「保安林」を始めとした森林については、水源のかん養、土砂の崩壊などに対する防災という本来の目的を達成するために、今後も森林機能を保全します。
- ・ 都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域を、災害の防止や環境の保全、自然景観の保全の場とするほか、厚幌ダム・厚真ダムの2つのダムを中心とした自然環境などを活用した景観・観光の場として位置づけます。

個性的な農村風景の保全と活用

- ・ 地域住民参加によるフラワーポットの設置やごみステーションボックスの美化、更に事業者などに協力を願い洗練されたデザインで統一された沿道の看板の設置など、地域住民などの協力による農村特有の景観保持と環境美化の活動を進めます。
- ・ 「農用地」については、農地法に基づき適正に管理を進めるとともに、長期にわたって農業を営む上での土地として、景観形成を含めたより一層の維持、保全を図っていきます。

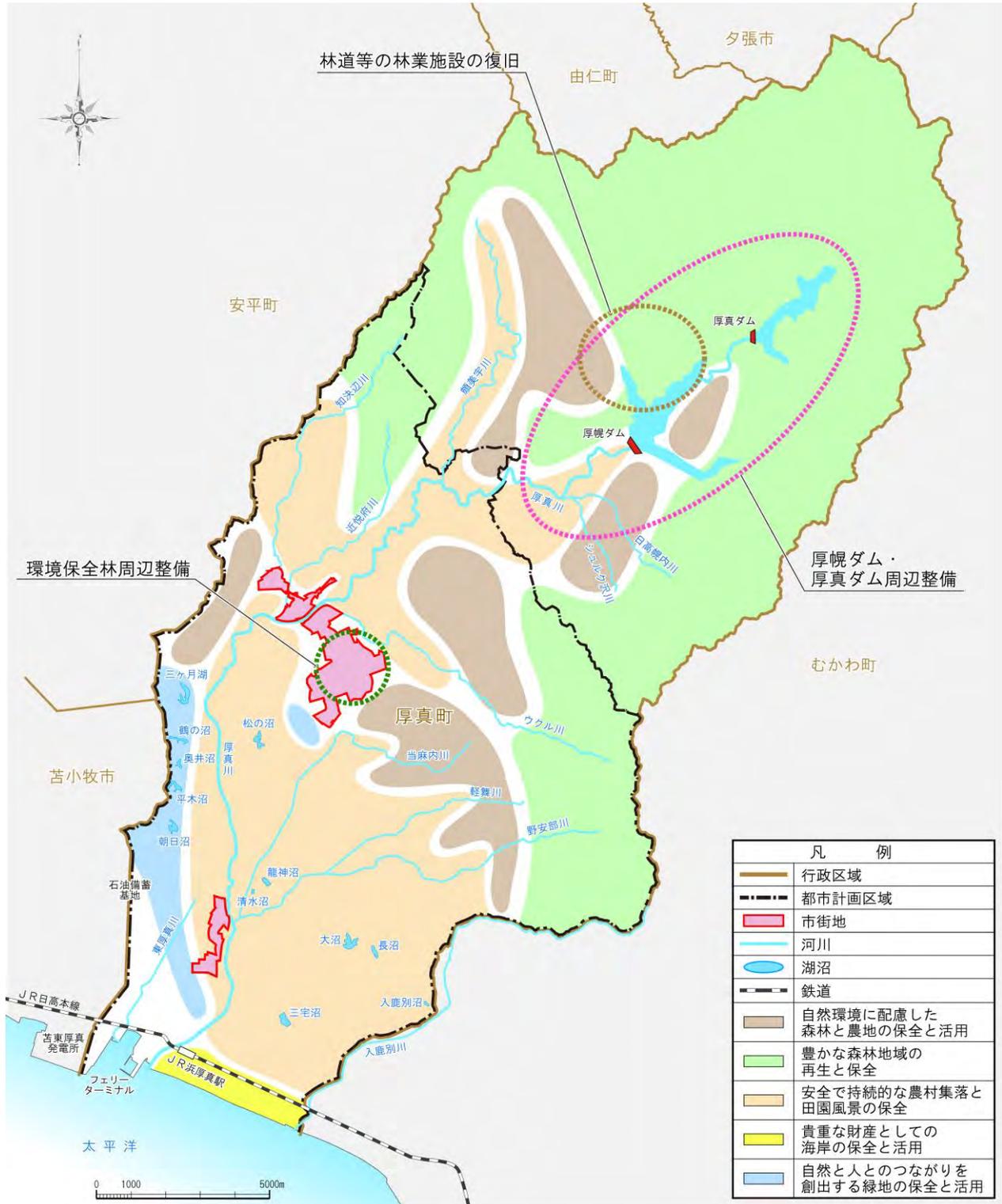
貴重な財産としての海岸の保全と活用

- ・ 浜厚真地区の海岸は、日高胆振沿岸の中でも沿岸漂砂による侵食の著しい地域であることから、日高胆振沿岸海岸保全基本計画（北海道）による海岸の保全と広域的な交通施設の利便性を活かした土地利用を検討します。

自然と人とのつながりを創出する緑地の保全と活用

- ・ 環境保全林及びその周辺などの広大な緑地においては、多くの人たちが身近な森林を利用し、楽しむ機会を創出するとともに、環境保全林と一体的な利用が図っていただけるよう整備を検討します。

自然環境の保全又は活用の基本方針図



3-4 都市防災

【現状と課題】

厚真町では、震災による甚大な被害からの復旧・復興に向け、様々な取組みが進められています。

厚真町内には厚真川を中心に大小さまざまな河川が流れ、大雨による浸水や土砂災害が危惧されます。また、南側は太平洋に面していることから、大規模地震による津波災害も危惧されます。

- ・震災により全町的な被害を受け、北部地域では山腹崩壊が大規模に発生し、厚真市街地では地盤被害が発生するなど、地域ごとに異なった被害が発生しました。
- ・生活再建や産業振興に向け、早期の復旧・復興が必要なのは勿論のこと、河川や海岸部における浸水被害や土砂崩れ等、従来からの自然災害リスクに対する備えも必要です。
- ・コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、これらの自然災害リスクを踏まえた適正な土地利用規制や誘導が望まれます。

町民アンケートから～復旧・復興計画策定アンケートから

- ・住まいの再建に向けて、「住宅再建のため支援策充実」、「宅地や盤の安全性を高める施策」、「住宅の耐震性強化」が求められています。
- ・安全・安心なまちづくりに向け、「斜面の復旧や森林再生による土砂災害の再発防止」、「安全な避難路や避難場所の確保・再整備」、「避難時の要援護者への支援体制整備」など、本震災の教訓を踏まえたハード・ソフトの両面の対策が求められています。

【基本方針】

都市防災は都市における普遍的な課題であることから、復旧・復興計画や地域防災計画に基づき、総合的な防災対策を推進し災害に強い都市づくりを進めます。

町民一人ひとりが高い防災意識を持ち、「自助・共助・公助」の言葉で表された個人や地域、公的機関との連携により、それぞれが効果的に力を発揮し地域防災力を高めます。

災害発生時の町民の安全・安心確保の拠点となる避難所や、役場庁舎及び周辺施設について、防災機能の充実に向けた検討を行います。

災害に強い社会基盤の整備

- ・ 土砂災害等が発生する危険がある箇所については、関係機関と連携した取組みを進め、恒久対策工などの防災工事を推進します。
- ・ 河川における自然景観に留意しながら、浸水被害の防止や集中豪雨への対応など、関係機関と連携した治水対策を進め、防災性の向上を図ります。また、市街地における浸水想定区域においては、早期避難や垂直避難などのソフト対策と併せて総合的な防災力を高めます。

地域防災体制の整備

- ・ 地域防災計画や業務継続計画の見直しを行い、被害を想定した上で必要な防災体制を構築します。
- ・ 各地域における自主防災組織の発足促進や活動への支援を推進し防災体制を強化するとともに、防災訓練の充実や防災・減災知識の普及啓発を行い、地域の総合的な防災力を高めます。
- ・ 東胆振広域圏定住自立圏の連携など、各機関や団体との協力、情報共有体制を構築・強化し、災害時の食料や物資確保等を推進します。

防災拠点の整備

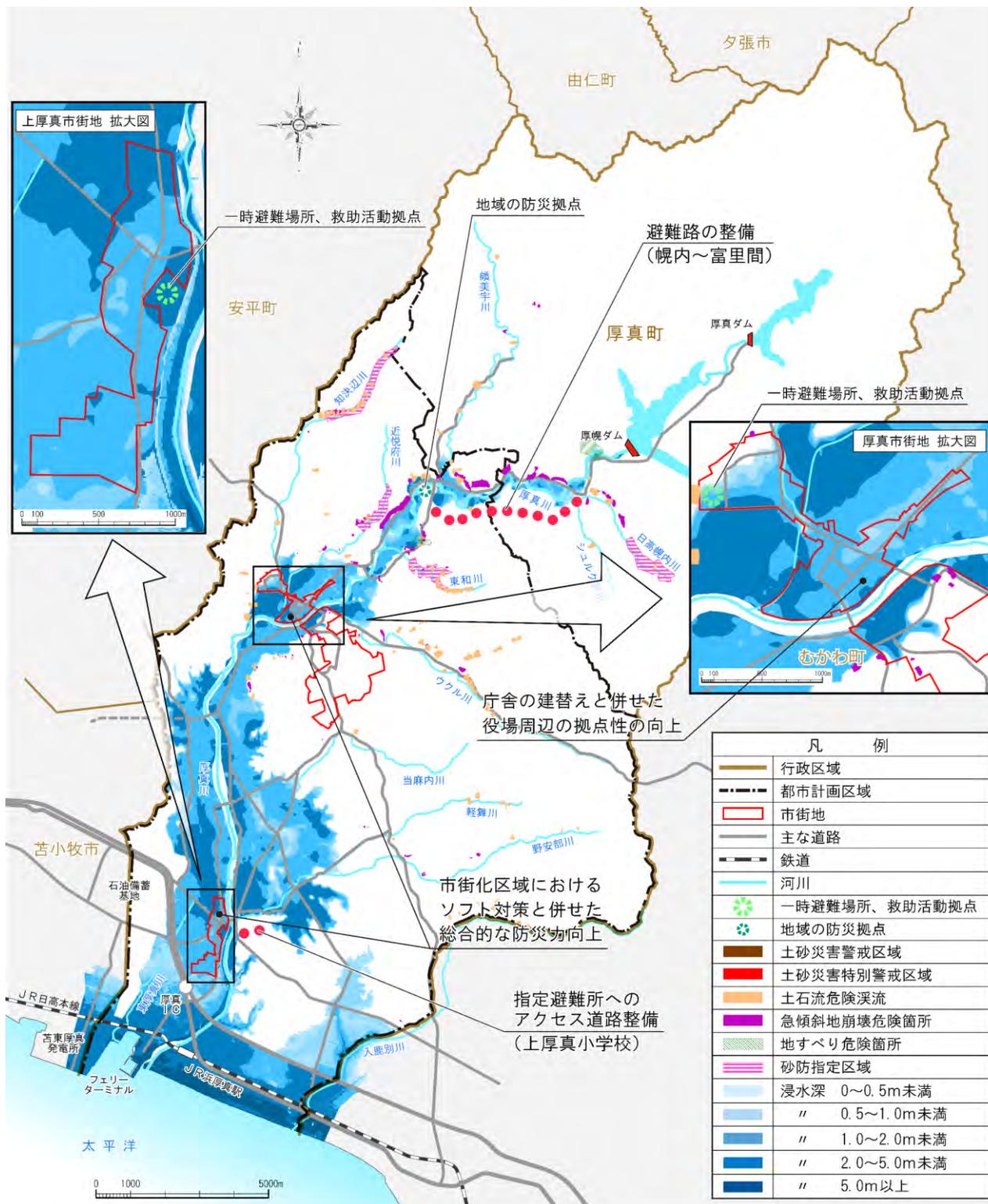
- ・ 被災した集会所については、地域の防災拠点として機能を拡充して再建を図ります。
- ・ 役場周辺については、庁舎の建て替えと併せた防災拠点として機能向上を図ります。
- ・ 公園・緑地その他の公共施設については、火災や自然災害時の一時避難場所や救助活動の拠点としての役割を発揮できるよう整備を図ります。
- ・ 災害時の円滑な緊急避難や救助活動等が行えるように、幌内地区から富里地区への避難路や、指定避難場所である上厚真小学校へのアクセス道路の整備を進めます。

ハザードエリアへの新たな市街化の抑制

- ・ 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所など、いわゆる“災害レッドゾーン”については開発を原則禁止し市街化を抑制します。

- ・ 立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定にあたっては、防災指針を作成した上で、災害レッドゾーンを原則除外するとともに、防災対策・安全確保に関する検討を行うこととします。

都市防災の基本方針図



第4章 地域別構想

4-1 対象地区の設定

厚真町の都市計画区域内は大別して、「厚真市街地」、「上厚真市街地」、「苫東」、「田園」、「森林」及び「沿岸」によって構成されています。

本計画においては、これらの地域の内、計画のテーマである「先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり」にふさわしい市街地環境の創出に向け、市街化区域を対象として、土地利用や道路・公園といった都市計画に関わるまちづくりの方向性を、より具体的に示す必要性のある「厚真市街地」を「厚真地区」、「上厚真市街地」と交流の場として重要な「沿岸」を合わせて「上厚真・浜厚真地区」とし、この2つの地区を対象に地域別構想を策定します。

4-2 地区の位置づけと整備方針

「厚真地区」と「上厚真・浜厚真地区」の相互連携による効果的なまちづくりに向けて、個々の役割分担を明確にした上で市街地整備を進めていくものとします。

『地区の役割分担とまちづくりのテーマ』

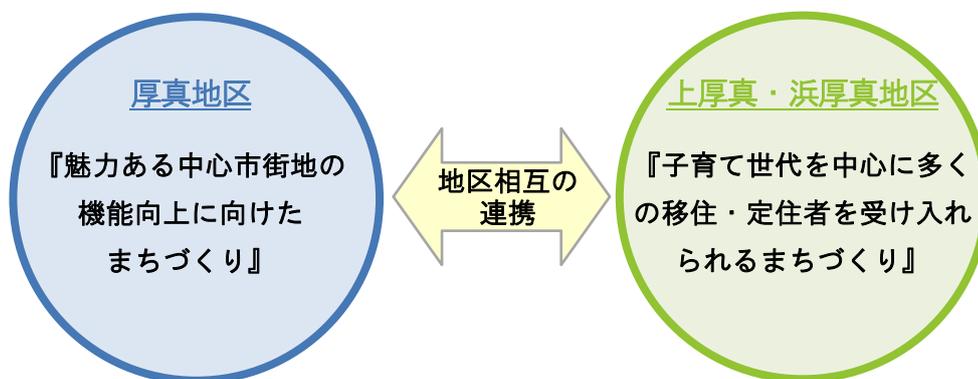
- ・ 「厚真地区」は、商業、行政、教育・文化、医療・福祉施設といった生活利便施設の充実によって、『魅力ある中心市街地の機能向上に向けたまちづくり』をテーマに市街地整備を進めます。
- ・ 「上厚真・浜厚真地区」は、苫小牧市はもとより、厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった交通の要衝に近接した地理的特性を活かし、
- ・ 『子育て世代を中心に多くの移住・定住者を受け入れられるまちづくり』をテーマに市街地整備を進めます。

地域の振興と定住化に向けた取り組み

- ・ 市街地内の大規模な未利用地を整備することによって、ゆとりある住宅地の供給を促進し、移住定住人口の増加を図るものとします。
- ・ 新たな住宅地については、地区計画制度などの導入によって、良好な居住環境の形成を図り定住化を進めます。

安全で快適な市街地の形成

- ・ 道路や公園、河川、下水道などの身近な生活基盤の充実や、行政・文化・教育・福祉施設など公共施設の利便性の向上によって、町民が豊かさを実感できる安全で快適な市街地の形成を図ります。



4-3 地域別構想

4-3-1 厚真地区

【地区の概況】

- ・ 商業施設や業務施設などの都市機能が集積した中心市街地が形成されています。
- ・ 「表町地区」や「新町地区」の一部、「ルーラルビレッジ」、「フォーラムビレッジ」においては、土地区画整理事業等の面的整備事業によって良好な居住環境を有する住宅地が整備されましたが、「ルーラルビレッジ」や「パークタウン新町」では震災による地盤変状により多くの住宅が被害を受けました。
- ・ 表町公園をはじめとした街区公園や近隣公園などが適宜配置されています。
- ・ 「こぶしの湯あつま」、「あつまスタードーム・スポーツセンター」、「パークゴルフ場」、などの、町民や都市住民が集う場所があり、都市住民との交流促進に向けた役割を担う場所となっています。
- ・ 「表町地区」や「新町地区」、「豊沢地区」においては、農地や山林といった大規模な未利用地があり、市街地における有効な土地利用が図られていません。
- ・ 市街地内を流れる厚真川においては、親水性に配慮した河川整備や公園整備、花壇整備が進められています。
- ・ 市街地内の都市計画道路については、順次整備が進められています。
- ・ 豊沢工業団地では企業誘致に向けた分譲が行われています。
- ・ 自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を本郷地区、新町地区に整備しました。

【「厚真地区」のまちづくりのテーマ】

『魅力ある中心市街地の機能向上に向けたまちづくり』

【分野別の方針】

厚真地区のテーマの実現に向けた、「土地利用」、「交通体系」、「公園・緑地、河川」、「公共施設及び供給処理施設」の4つの分野についての整備方針を設定します。

土地利用

- ・ 行政・教育・文化・福祉施設など都市機能が集積した中心市街地は、立地適正化計画に基づき防災拠点としての機能向上とさらなる都市機能の集積、町民や新たな移住・定住者にとって魅力的な市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。
- ・ 表町地区、新町地区、豊沢地区における大規模な未利用地の利活用の検討を行います。
- ・ 豊沢地区の環境保全林内においては、多くの人たちが身近な森林を利用し楽しむ機会を創出していきます。
- ・ 新町地区の災害公営住宅周辺については、市街地開発事業を予定していることから、用途地域の見直し等により良好な市街地の形成を図ります。
- ・ 商店街における景観の向上や賑わいの創出に向けて、空き地などにおける商業施設等の生活利便施設の立地誘導を進め、土地の有効活用を図ります。
- ・ 低層・低密度住宅地として計画的に整備された、新町地区やルーラルビレッジは地盤被害からの回復を進め、良好な居住環境を維持・保全します。
- ・ 「こぶしの湯あつま」や「あつまスタードーム・スポーツセンター」などの交流拠点施設周辺の機能充実や有効活用を図ります。

交通体系

- ・ 都市計画道路、「苫小牧厚真通」、「厚真大通」の整備を促進します。
- ・ 表町ハートフルタウンの通過交通量を軽減するための新たな道路の整備を検討します。
- ・ 「厚幌ダム」や「大沼」、「こぶしの湯あつま」といった名所・景勝地、交流施設や、上厚真市街地などへの道路案内表示の充実を図ります。
- ・ 都市計画道路などの歩道空間における植栽スペースについて、住民と行政が協力し花を植えるなどの市街地環境整備を進めていきます。
- ・ 市街地内の主要な道路においては、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。

公園・緑地、河川

- ・ 「表町公園」については、商店街や住宅地に隣接した賑わいの空間としての活用を図り、各種イベントの継続的な開催などにより、まちの活性化を促進します。
- ・ 「厚真新橋」から下流における厚真川の親水施設については、施設の保全、活用を図ります。
- ・ 厚真川支流の「知決辺川」、「近悦府川」、「ウクル川」、「当麻内川」については、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・ 市街地内における身近な公園については、地域コミュニティや憩いの場として、気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。
- ・ 「かしわ公園」については、多くの運動施設があり、町民の健康増進に役立つよう施設の充実を図ります。
- ・ 「百年記念公園」については、環境保全林と一体的な利用が図っていけるよう整備を検討します。
- ・ 「新町町民広場」（パークゴルフ場）については、町内外を問わず多くの人々が集える交流の場として活用できるよう、移設場所を検討します。
- ・ 「かしわ公園」については、火災や自然災害時の一時避難場所や救助活動の拠点としての整備を図ります。

公共施設及び供給処理施設

- ・ 役場周辺における、行政・教育・文化・福祉施設相互の連携によって利便性の向上を図るとともに、各施設のユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・ 公共施設の新設及び維持管理にあたっては、公共施設総合管理計画に基づき計画的に推進します。
- ・ 厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備や公営住宅の修繕・個別改善等を推進します。
- ・ 公共下水道事業の整備を進めます。

4-3-2 上厚真・浜厚真地区

【地区の概況】

- ・ 土地区画整理事業による住宅地「上厚真きらりタウン」が整備され、戸建て住宅や子育て支援住宅の建設により市街化が図られています。
- ・ 「上厚真かえで公園」、「上厚真中央公園」、「パークゴルフ場」が適宜配置されています。
- ・ 苫東厚真発電所には、見学・体験施設として「火力なるほど館」があり、町内外を問わず学生や家族連れなどに広く利用されています。
- ・ 市街地の南北には大規模な農地があり、市街地における土地利用規制に即した利用が図られていません。
- ・ 苫小牧東部地域に隣接し、厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった交通の要衝に近接しています。
- ・ 道道上厚真苫小牧線と道道厚真浜厚真停車場線が交差する位置に商店街を中心とした住宅地が形成されており、その他は農家住宅や工場、公共施設が点在する街並みになっています。
- ・ 震災による被害は相対的に少なかったものの、避難路等の未整備箇所があります。
- ・ 自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を整備しました。

【「上厚真・浜厚真地区」のまちづくりのテーマ】

『子育て世代を中心に多くの移住・定住者を受け入れられる
まちづくり』

【分野別の方針】

上厚真・浜厚真地区のテーマの実現に向けた、「土地利用」、「交通体系」、「公園・緑地、河川」、「公共施設及び供給処理施設」の4つの分野についての整備方針を設定します。

土地利用

- ・ 現状における準工業地域指定の見直しによって、居住環境の保全を図ります。
- ・ 上厚真南部については、厚真IC、苫小牧港東港区に近接した立地条件を活かし、物流・産業拠点としての整備を検討します。
- ・ 上厚真北部の未利用地については、住宅地として新たな分譲地整備事業による良好な市街地を整備します。
- ・ 「浜厚真野原公園」や「フェリーターミナル」周辺は、サッカー場の整備や地場産品直販所の整備などによって、「浜厚真臨海パーク」として広域的な交通施設の利便性を活かした土地利用を検討します。

交通体系

- ・ 苫小牧市や厚真市街地との連絡に関わる都市計画道路網の整備を促進します。
- ・ 厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅などの交通の要衝における、上厚真市街地への道路案内表示の充実を図ります。
- ・ 「厚幌ダム・厚真ダム」や「大沼」、「こぶしの湯あつま」といった名所・景勝地、交流施設や、厚真市街地などへの市街地内における道路案内表示の充実も図ります。
- ・ 都市計画道路などの歩道空間における植栽スペースについて、住民と行政が協力し花を植えるなどの緑化運動を進めていきます。
- ・ 市街地内の生活道路網の整備を行うとともに、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・ 指定避難所である上厚真小学校へのアクセス道路を整備していきます。

公園・緑地、河川

- ・ 上厚真中央公園整備計画に基づき、パークゴルフ場とリンクした公園整備を行います。
- ・ 「上厚真大橋」から上流における厚真川の親水施設については、施設の維持、保全を図ります。
- ・ 「上厚真中央公園」は、火災や自然災害時の一時避難場所や救助活動の拠点としての整備を図ります。
- ・ 「野安部川」や「当麻内川」については、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・ 市街地と隣接した「苫東緑地」については、自然とのふれあいやレクリエーションの場としての保全と活用を検討します。
- ・ 市街地内における身近な公園については、地域コミュニティや憩いの場として、気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。

公共施設及び供給処理施設

- ・ 厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備や公営住宅の修繕・個別改善等を推進します。
- ・ 公共下水道事業を基本に考え、合併処理浄化槽事業との連携を図りながら、早期の生活排水処理を進めていきます。

上厚真・浜厚真地区基本方針図



第5章 計画の実現に向けて

5-1 復興に向けた都市づくりの推進

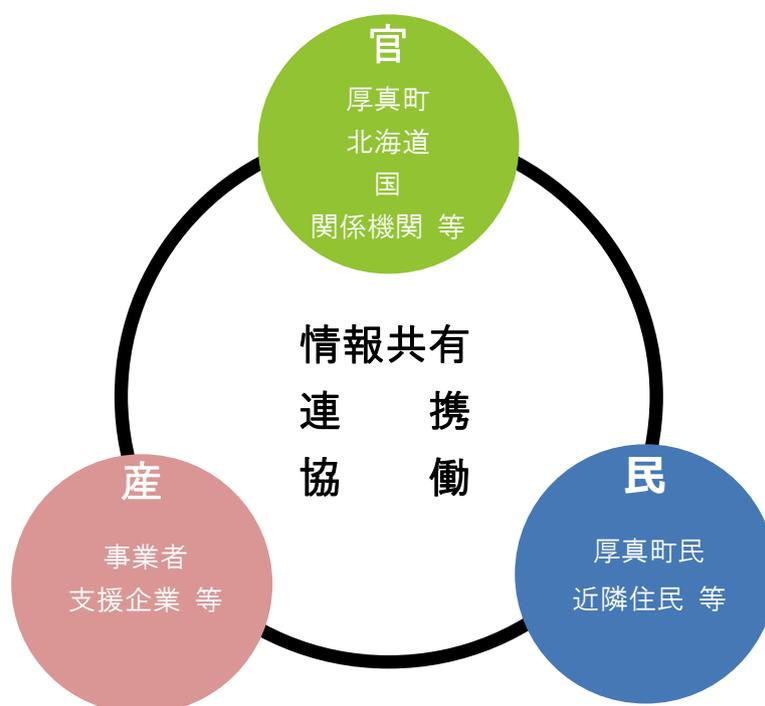
令和元年度から令和2年度にかけて策定された「厚真町復旧・復興計画」により、令和7年度を目標に様々な復旧・復興のための取組みが行われています。

復旧・復興に向けた各種事業については、国や北海道の支援を得ながら最優先に取り組み着実に実現していくとともに、震災を乗り越えたその先の持続的な発展に向け都市づくりを推進していきます。

5-2 計画の推進体制

今後の具体的な都市計画の決定や事業の実施については、町民と行政、事業者等が将来都市像を共有し、状況に応じて関わりを持ちながら情報共有、連携、協働のもと推進していくことが大切です。

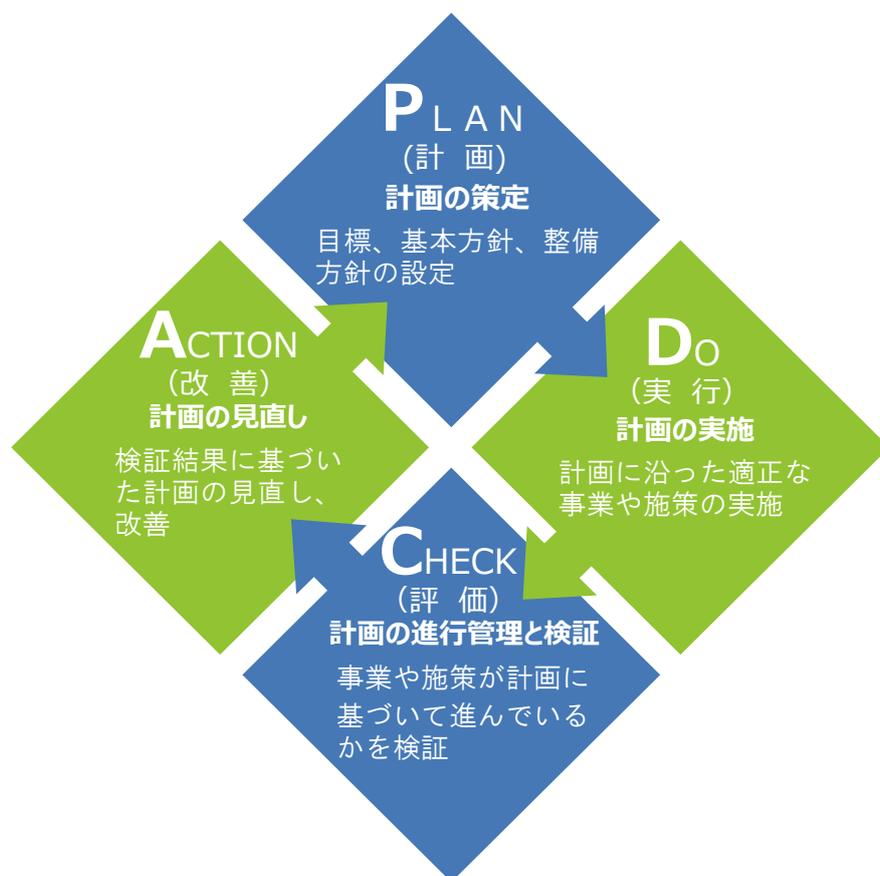
施策を効率的に執行するために庁内における関係各部署間での横断的取組み体制、国・北海道等との連携・支援、事業者や支援企業との連携、並びに町民の参画による体制づくりを図ることとします。



5-3 計画の進行管理

計画を実施した結果、どのような効果や成果が得られたか、各種課題は解決できたかどうか、また、解決が図られていない場合はその原因は何であるかを検証し、次の対策に反映させていくことが大切です。

本計画の推進にあたっては、下記に示すP D C Aサイクルの考え方を基本として、計画や施策の達成状況や進行状況を段階的に検証し、検証結果を踏まえた改善策の検討など、効果を常に考慮した計画の推進を図ることとします。



5-4 計画の見直し

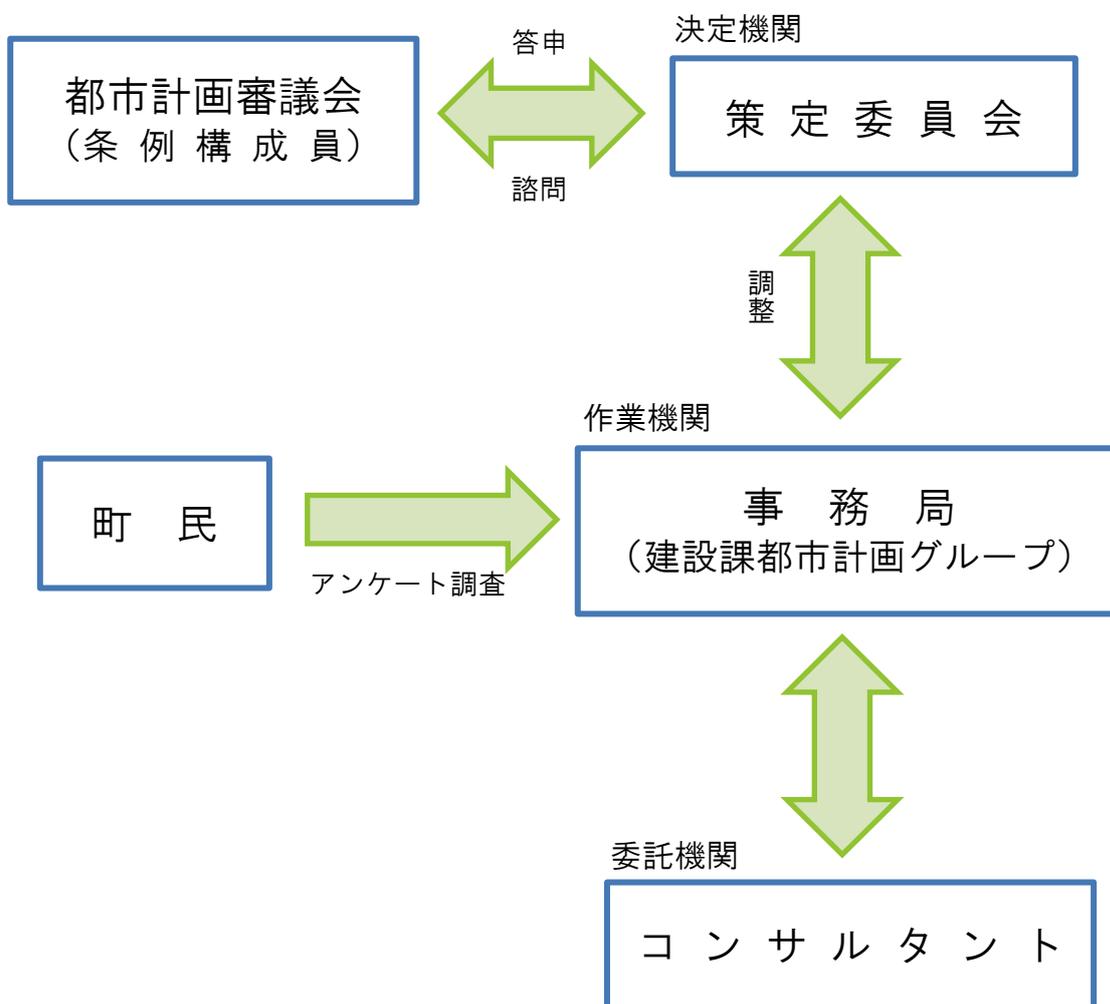
本都市計画マスタープランは、厚真町の長期的な都市像を見据えて概ね20年後の姿を記したのですが、今後、社会経済情勢や住民意識の変化が起きた際には、適切に対応する柔軟さを持つておくことが大切です。

「厚真町復旧・復興計画」における計画年度である令和7年度までに多くの復興事業が進められることから、概ねこの時期を目途として、前述したPDCAサイクルに鑑み必要に応じて計画の見直しを検討します。

また、「厚真町総合計画」や北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」等の上位計画の変更、都市計画法や関連法令の改正、都市計画マスタープランの変更を必要とする事業が計画された場合においては、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

資料編

策定の組織図



委員会等名簿

▼都市計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属等	任期
学識経験者	斉藤 義幸	とまこまい広域農業協同組合厚真地区担当理事	R2. 4. 1～R4. 3. 31
	小谷 和宏	農業委員会会長	R2. 4. 1～R4. 3. 31
	細川 隆雄	土地改良区理事長	R3. 1. 25～R4. 3. 31
	小納谷 誠司	商工会副会長	R2. 4. 1～R4. 3. 31
	佐藤 耕一		R2. 4. 1～R4. 3. 31
	大山 一樹		R2. 4. 1～R4. 3. 31
	安達 悦子		R2. 11. 1～R4. 3. 31
	山口 さゆり		R2. 4. 1～R4. 3. 31
町議会議員	下司 義之	産業建設常任委員長	R1. 5. 13～R5 議員任期
	橋本 豊	同上副委員長	R1. 5. 13～R5 議員任期

▼都市計画審議会専門委員名簿

氏名	所属等	任期
下々村 光弘	独立行政法人国立高等専門学校機構 苫小牧工業高等専門学校創造工学科教授	H31. 4. 1～R3. 3. 31
羽深 久夫	公立大学法人 札幌市立大学デザイン学部教授	H31. 4. 1～R3. 3. 31

▼厚真町都市計画検討委員会 委員名簿

役 職	所 属 等	氏 名
委 員 長	建設課参事	小松 豊直
副委員長	まちづくり推進課長	藤岡 隆志
委 員	総務課長	吉田 良行
	住民課長	青木 雅人
	まちづくり推進課参事	大坪 秀幸
	産業経済課長	加藤 克彦
	建設課長	伊藤 文彦
事務局長	建設課主幹	江川 允典
事務局員	建設課主査	永澤 宏基
	建設課主事	大川 琢哉

都市計画審議会諮問答申書

厚 都 計 号
令和3年3月5日

厚真町都市計画審議会
会長 小谷 和宏 様

厚真町長 宮坂 尚市朗

諮問書

平素より本町都市計画の推進に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚真町都市計画審議会規則第2条の規定により、下記事項について貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

議案第1号 厚真町都市計画マスタープランの改訂について

(建設課都市計画グループ)

令和3年3月24日

厚真町長 宮坂 尚市朗様

厚真町都市計画審議会
会長 小谷 和宏

厚真町都市計画マスタープランの改訂について（答申）

令和3年3月5日付厚都計号にて諮問のありました厚真町都市計画マスタープランの改訂について、慎重に審議した結果、支障ないものと判断し原案に同意いたします。

厚真町都市計画マスタープラン

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地

TEL : 0145-27-2321

FAX : 0145-27-2328

